

新島村地域防災計画

【本編】

令和5年3月改訂版

新島村防災会議

目 次

| | |
|-------------------|----|
| 第1部 総論 | 1 |
| 第1章 計画の方針 | 1 |
| 第1節 計画の目的 | 1 |
| 第2節 計画の基本理念 | 1 |
| 第3節 計画の構成 | 1 |
| 第4節 計画の習熟 | 2 |
| 第5節 計画の修正 | 2 |
| 第2章 防災関係機関等の業務大綱 | 3 |
| 第1節 新島村 | 3 |
| 第2節 東京都 | 3 |
| 第3節 指定地方行政機関 | 4 |
| 第4節 自衛隊 | 5 |
| 第5節 指定公共機関 | 5 |
| 第6節 指定地方公共機関 | 6 |
| 第7節 協力機関 | 7 |
| 第3章 新島村の概要 | 8 |
| 第1節 地勢 | 8 |
| 第2節 社会状況 | 8 |
| 第4章 災害履歴 | 10 |
| 第1節 地震災害 | 10 |
| 第2節 風水害 | 11 |
| 第5章 被害想定 | 12 |
| 第1節 地震・津波 | 12 |
| 第2節 風水害等 | 18 |
| 第3節 その他災害 | 18 |
| 第2部 災害予防計画 | 19 |
| 第1章 災害に強い村づくり | 19 |
| 第1節 施設等の整備 | 19 |
| 第2節 農林漁業防災対策 | 20 |
| 第3節 建築物の安全対策 | 20 |
| 第4節 ライフライン施設の安全対策 | 20 |
| 第5節 文化財の安全対策 | 21 |
| 第2章 火災予防対策 | 22 |
| 第1節 出火等の防止 | 22 |
| 第2節 危険物施設等の安全化 | 22 |
| 第3節 消防体制の整備 | 23 |
| 第3章 津波災害の予防対策 | 24 |
| 第1節 津波防災意識の啓発 | 24 |
| 第2節 津波避難体制の整備 | 24 |
| 第3節 津波避難場所等の指定 | 25 |
| 第4節 避難設備の整備 | 25 |

| | |
|---------------------|----|
| 第4章 土砂災害の予防対策 | 26 |
| 第1節 土砂災害対策 | 26 |
| 第2節 土砂災害の警戒避難体制の構築 | 26 |
| 第5章 防災行動力の向上 | 28 |
| 第1節 防災知識の普及・啓発 | 28 |
| 第2節 防災訓練 | 29 |
| 第3節 自主防災活動の強化 | 30 |
| 第4節 避難施設の整備 | 31 |
| 第5節 要配慮者の安全対策 | 32 |
| 第6節 備蓄体制の整備 | 34 |
| 第7節 災害ボランティア活動環境の整備 | 34 |
| 第8節 防災体制の整備 | 34 |
| 第3部 災害応急・復旧対策計画 | 35 |
| 第1章 応急活動体制 | 35 |
| 第1節 配備体制 | 35 |
| 第2節 警戒体制 | 36 |
| 第3節 災害対策本部 | 37 |
| 第4節 防災会議 | 38 |
| 第2章 情報の収集・伝達 | 42 |
| 第1節 情報連絡体制 | 42 |
| 第2節 災害情報の収集・伝達 | 42 |
| 第3節 被害情報の収集・報告 | 47 |
| 第4節 広報・広聴 | 48 |
| 第3章 応援協力・派遣要請 | 50 |
| 第1節 都・防災関係機関への応援要請 | 50 |
| 第2節 協定に基づく応援要請 | 51 |
| 第3節 自衛隊の災害派遣要請 | 51 |
| 第4節 村の受援体制 | 53 |
| 第4章 警備・交通規制 | 54 |
| 第1節 災害警備 | 54 |
| 第2節 交通規制 | 55 |
| 第5章 救助・消火活動 | 57 |
| 第1節 救助活動 | 57 |
| 第2節 消火活動 | 57 |
| 第6章 医療救護等対策 | 58 |
| 第1節 初動医療 | 58 |
| 第2節 保健衛生活動 | 59 |
| 第3節 防疫活動 | 59 |
| 第4節 医薬品・医療用資器材の確保 | 60 |
| 第5節 動物の救護 | 60 |
| 第7章 遺体の取扱い | 61 |
| 第1節 行方不明者の捜索 | 61 |
| 第2節 遺体の収容 | 61 |

| | | |
|------|--------------------|----|
| 第3節 | 火葬等 | 61 |
| 第8章 | 避難 | 62 |
| 第1節 | 避難活動の流れ | 62 |
| 第2節 | 自主避難 | 64 |
| 第3節 | 避難指示等の発令 | 64 |
| 第4節 | 避難誘導 | 66 |
| 第5節 | 警戒区域の設定 | 66 |
| 第6節 | 避難場所・避難所の開設・運営 | 66 |
| 第7節 | 要配慮者への支援 | 68 |
| 第8節 | 被災者の他地区への移送 | 68 |
| 第9節 | 観光客・来訪者対策 | 68 |
| 第9章 | 飲料水・食料・生活必需品の供給・輸送 | 69 |
| 第1節 | 飲料水の供給 | 69 |
| 第2節 | 食料・生活必需品等の供給 | 69 |
| 第3節 | 輸送体制 | 70 |
| 第10章 | ごみ・し尿・災害廃棄物処理 | 71 |
| 第1節 | ごみ処理 | 71 |
| 第2節 | し尿処理 | 71 |
| 第3節 | 障害物の除去 | 71 |
| 第4節 | 災害廃棄物処理 | 72 |
| 第11章 | ライフライン施設の応急対策 | 73 |
| 第1節 | 電気 | 73 |
| 第2節 | 通信施設 | 73 |
| 第3節 | 水道 | 73 |
| 第4節 | ガス | 73 |
| 第12章 | 公共土木施設等の応急・復旧対策 | 74 |
| 第1節 | 公共土木施設 | 74 |
| 第2節 | 社会公共施設等 | 74 |
| 第13章 | 応急生活対策 | 76 |
| 第1節 | 被災建築物の応急危険度判定 | 76 |
| 第2節 | 被災宅地の危険度判定 | 76 |
| 第3節 | 住家被害調査・罹災証明の交付 | 77 |
| 第4節 | 被災住宅の応急修理 | 77 |
| 第5節 | 応急仮設住宅の供給 | 78 |
| 第6節 | 被災者の生活確保 | 78 |
| 第7節 | 危険動物の逸走時対策 | 81 |
| 第14章 | 応急教育・保育 | 82 |
| 第1節 | 応急教育 | 82 |
| 第2節 | 応急保育 | 82 |
| 第15章 | 災害ボランティア活動 | 83 |
| 第1節 | 災害ボランティアセンターの開設・運営 | 83 |
| 第2節 | 災害ボランティア活動の調整・支援 | 83 |
| 第16章 | 大規模事故の応急対策 | 84 |

| | | |
|------|-------------------------------|-----|
| 第1節 | 危険物事故 | 84 |
| 第2節 | 大規模事故 | 85 |
| 第17章 | 災害救助法の適用 | 86 |
| 第1節 | 災害救助法の適用 | 86 |
| 第2節 | 災害救助の種類 | 86 |
| 第3節 | 災害報告の実施方法 | 87 |
| 第18章 | 激甚災害の指定 | 88 |
| 第4部 | 復興計画 | 89 |
| 第1章 | 復興本部 | 89 |
| 第1節 | 復興本部 | 89 |
| 第2節 | 復興本部の業務 | 89 |
| 第3節 | 復興本部の業務 | 89 |
| 第2章 | 復興計画 | 90 |
| 第1節 | 復興計画の基本的考え方 | 90 |
| 第2節 | 災害復興基本方針の策定 | 90 |
| 第3節 | 災害復興計画の策定 | 90 |
| 第4節 | 特定分野計画の策定 | 90 |
| 第5部 | 南海トラフ地震防災推進計画 | 92 |
| 第1章 | 総則 | 92 |
| 第1節 | 計画の目的 | 92 |
| 第2節 | 基本的な考え方 | 92 |
| 第3節 | 防災関係機関の役割 | 93 |
| 第4節 | 住民と地域の役割 | 93 |
| 第2章 | 関係者との連携協力の確保 | 94 |
| 第1節 | 資機材、人員等の配備手配 | 94 |
| 第2節 | 他機関に対する応援要請 | 94 |
| 第3節 | 帰宅困難者への対応 | 95 |
| 第3章 | 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 | 96 |
| 第1節 | 津波からの防護 | 96 |
| 第2節 | 津波に関する情報の伝達等 | 96 |
| 第3節 | 事前避難対象地域 | 96 |
| 第4節 | 避難指示等の発令基準 | 97 |
| 第5節 | 避難対策等 | 97 |
| 第6節 | 消防機関等の活動 | 100 |
| 第7節 | 電気、通信、水道、ガス関係 | 100 |
| 第8節 | 交通 | 101 |
| 第9節 | 新島村が自ら管理等を行う施設等に関する対策 | 101 |
| 第10節 | 迅速な救助 | 102 |
| 第4章 | 地震防災上緊急に整備すべき施設等 | 103 |
| 第1節 | 基本的な考え方 | 103 |
| 第2節 | 津波避難マップ・津波浸水ハザードマップの作成及び配布 | 103 |
| 第3節 | 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 | 103 |
| 第4節 | 避難路・津波避難施設の設定及び整備 | 103 |

| | | |
|-----|------------------------|-----|
| 第5節 | 避難誘導標識等の設置 | 103 |
| 第6節 | 津波避難場所・避難所の指定及び整備 | 104 |
| 第7節 | 災害対策本部の機能維持に向けた対策 | 105 |
| 第8節 | 災害時に必要な電源確保に向けた対策 | 105 |
| 第5章 | 防災訓練計画 | 106 |
| 第6章 | 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 | 107 |
| 第7章 | 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 | 109 |

第1部 総論

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

新島村地域防災計画【本編】(以下、「本計画」という。)は、災害対策基本法第42条(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、新島村防災会議が策定する計画である。

本計画は、村の地域における災害予防、災害応急対策及び復興対策を実施することにより、関係機関の有する全機能を有効に発揮して、住民及び滞在者の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の基本理念

本計画は、平成12年新島・神津島近海地震、平成14年台風21号災害、平成16年台風23号災害、令和元年台風15号災害等の災害や、平成23年に発生した東日本大震災による地震・津波の教訓を前提として、被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念として策定するものである。

特に、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮するとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点にも配慮した防災対策を推進することに留意する。

第3節 計画の構成

本計画には、地震・津波・風水害等の災害を前提として、村、防災関係機関、事業者及び村民が行うべき災害対策を項目ごとに予防、応急、復旧・復興の各段階に応じて具体的に記載している。

その構成と主な内容は、次のとおりである。

なお、火山災害への対策については、新島村地域防災計画【火山編】に記載する。

| | |
|-------------------|-----------------------------------|
| 第1部 総論 | 計画の方針、防災関係機関の業務大綱、村の概要、災害履歴、被害想定等 |
| 第2部 災害予防計画 | 災害に備えた防災施設の整備、備蓄、訓練等の平常時の対策 |
| 第3部 災害応急・復旧対策計画 | 村の防災体制、避難、救助、物資供給等の災害発生時の対策 |
| 第4部 復興計画 | 被災者の生活再建や復興対策等 |
| 第5部 南海トラフ地震防災推進計画 | 南海トラフ地震等に対する防災対策 |
| 参考資料 | 災害関係の条例、協定、防災拠点施設等一覧 |

第4節 計画の習熟

村及び防災関係機関は、平素から調査・研究に努めるとともに、災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練の実施等を通して、本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第5節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。各防災関係機関は、関係ある事項について修正の必要がある場合は、修正案を防災会議事務局に提出する。

第2章 防災関係機関等の業務大綱

第1節 新島村

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|--|
| 新島村 | <ol style="list-style-type: none"> 1 新島村防災会議に関する事 2 防災に係る組織の整備及び施設に関する事 3 災害情報の収集及び伝達に関する事 4 緊急輸送の確保に関する事 5 高齢者等避難、避難指示等の発令及び避難誘導に関する事 6 消防及び水防に関する事 7 医療、防疫及び保健衛生に関する事 8 外出者の支援に関する事 9 応急給水に関する事 10 救助物資の備蓄及び調達に関する事 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事 12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事 13 公共施設の応急復旧に関する事 14 災害復興に関する事 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事 16 自主防災組織の育成に関する事 17 事業所防災に関する事 18 防災教育及び防災訓練に関する事 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事 |

第2節 東京都

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|---|
| 東京都 | <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都防災会議に関する事 2 防災に係る組織及び施設に関する事 3 災害情報の収集及び伝達に関する事 4 自衛隊等への派遣要請に関する事 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関する事 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事 7 緊急輸送の確保に関する事 8 被災者の救出及び避難誘導に関する事 9 人命の救助及び救急に関する事 10 消防及び水防に関する事 11 医療、防疫及び保健衛生に関する事 12 外出者の支援に関する事 13 応急給水に関する事 |

| | |
|-----------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 14 救助物資の備蓄及び調達に関すること 15 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること 16 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること 17 公共施設の応急復旧に関すること 18 災害復興に関すること 19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること 20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること 21 事業所防災に関すること 22 防災教育及び防災訓練に関すること 23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること |
| 大島支庁 (新島出張所) | <ul style="list-style-type: none"> 1 災害予防、災害応急対策及び応急復旧の実施及び連絡調整に関すること 2 東京都災害対策本部大島地方隊に関すること |
| 警視庁 新島警察署 | <ul style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること 2 交通規制に関すること 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること 4 行方不明者の捜索及び調査に関すること 5 遺体の調査等及び検視に関すること 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること 7 公共の安全と秩序の維持に関すること |

第3節 指定地方行政機関

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------------------------|---|
| 第三管区海上保安本部 (下田海上保安部) | <ul style="list-style-type: none"> 1 津波情報等の伝達に関すること 2 震災に関する情報の収集に関すること 3 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関すること 4 排出油の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関すること 5 海上交通安全の確保(船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧)に関すること 6 海上における治安の維持に関すること 7 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関すること 8 その他、災害応急対策に必要な事項 |
| 東京管区気象台 (気象庁) | <ul style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること 3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること 4 区市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ |

| | |
|--|--|
| | <p>等の作成に関する、技術的な支援・協力に関すること</p> <p>5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること</p> <p>6 都道府県や区市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること</p> |
|--|--|

第4節 自衛隊

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--|--|
| 陸上自衛隊（第1師団） 海上自衛隊（横須賀地方総監部） 航空自衛隊（航空総隊作戦システム運用隊） 防衛装備庁航空装備研究所新島支所 | <p>1 災害派遣の計画及び準備に関すること</p> <p>（1）防災関係資料の基礎調査</p> <p>（2）災害派遣計画の作成</p> <p>（3）東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施</p> <p>2 災害派遣の実施に関すること</p> <p>（1）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧</p> <p>（2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</p> |

第5節 指定公共機関

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---|--|
| 日本郵便（株） （新島郵便局、式根島郵便局、若郷郵便局） | <p>1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること</p> <p>2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること</p> <p>（1）被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>（2）被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>（3）被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> |
| 東日本電信電話株式会社 （株式会社NTT 東日本一南関東東京事業部東京西支店設備部門伊豆大島サービスセンタ） | <p>1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること</p> <p>2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</p> <p>3 気象予警報の伝達に関すること</p> |
| エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 | <p>1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること</p> <p>2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</p> |
| 株式会社NTT ドコモ | <p>1 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること</p> <p>2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</p> |
| 日本赤十字社東京支部 | <p>1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産及び死体の処理を含む。）の実施に関すること</p> <p>2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 3 こころのケアに関すること 4 赤十字ボランティアの活動に関すること 5 輸血用血液の確保、供給に関すること 6 義援金の募集・受付・配分及び募金に関すること（原則として義援物資については受け付けない。） 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること 8 災害救援品の支給に関すること 9 日赤医療施設等の保全、運営に関すること 10 外国人安否調査に関すること 11 遺体の検案協力に関すること 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること |
| 日本放送協会 | <ul style="list-style-type: none"> 1 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関すること 2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関すること 3 放送施設の保全に関すること |
| KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 | <ul style="list-style-type: none"> 1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること |
| 東京電力パワーグリッド株式会社 (新島事務所) | <ul style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること 2 災害時における電力の供給に関すること |

第6節 指定地方公共機関

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|---------------|--|
| 東海汽船株式会社 | <ul style="list-style-type: none"> 1 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保全に関すること 2 災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること |
| (公財) 東京都医師会 | <ul style="list-style-type: none"> 1 医療に関すること 2 防疫の協力に関すること 3 遺体の検案の協力に関すること |
| (公財) 東京都歯科医師会 | <ul style="list-style-type: none"> 1 歯科医療活動に関すること |
| (公財) 東京都薬剤師会 | <ul style="list-style-type: none"> 1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること |
| (公財) 献血供給事業団 | <ul style="list-style-type: none"> 1 血液製剤の供給に関すること |
| (公社) 東京都獣医師会 | <ul style="list-style-type: none"> 1 動物の医療保護活動に関すること |
| 放送機関 | <ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること 2 放送施設の保全に関すること |

第7節 協力機関

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|------------|--|
| 新島建設業協会 | 1 災害時における建設活動の協力に関すること |
| 新島村商工会 | 1 災害時における救助物資調達の協力に関すること |
| 式根島観光協会 | 1 観光客の避難誘導及びその把握の協力に関すること |
| 新中央航空株式会社 | 1 疾病者の空輸、救助物資の空輸等災害時における輸送の協力に関すること |
| 新島物産株式会社 | 1 疾病者の輸送、救助物資の輸送等災害時における輸送の協力に関すること |
| 伊豆七島海運株式会社 | 1 疾病者の輸送、救助物資の輸送等災害時における輸送の協力に関すること |
| にいじま漁業協同組合 | 1 被災者及び救援者等の人員輸送の協力に関すること 2 救援物資等の貨物輸送の協力に関すること 3 その他、必要とする船舶による応急対応に関すること 4 被災漁家に対する融資及び斡旋に関すること 5 漁業資材の確保、斡旋に関すること |
| 新島村農業協同組合 | 1 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること 3 被災農家に対する融資及び斡旋に関すること 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること 5 災害時における食料及び物資の供給に関すること |
| 新島村自治会連合会 | 1 避難誘導及び避難所内の世話業務の協力に関すること 2 被災者の把握の協力に関すること 3 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等の協力に関すること 4 その他災害調査の協力に関すること |

第3章 新島村の概要

第1節 地勢

1 地形

新島村は、東京から南へ156kmに位置し、総面積27.54km²で、新島・式根島、それに鵜渡根島・地内島・早島の3つの無人島から形成されている。

新島は、東経139度15分、北緯34度22分、南北11.5km、東西3.1kmの二頭形台地状の島であり、南側は標高300.7mの大峰山と抗火石を産出する石山があり、中央には本村集落、北には標高428.5mの宮塚山を境に若郷集落があり、2つのトンネルで結ばれている。

式根島は、新島の南西5.0kmに位置し、東経139度13分、北緯34度19分、南北2.3km、東西3.0kmで、周囲12.2kmの海岸線は複雑に入り組んでいるが、最も高い神引山が標高98.5mと、起伏の少ない台地状の地形となっている。

2 地質

新島は少なくとも12個の流紋岩単成火山（火砕丘＋溶岩円頂丘あるいは厚い溶岩流）、1個あるいは2個の安山岩単成火山（現在観察されるのは降下火砕物だけ）及び1個の玄武岩単成火山（火砕サージ堆積物）からなる。

3 気候

一般に海洋性の温暖な気候だが、湿度は比較的低く、極めてしのぎやすい気候となっている。一方で、冬季は西からの強い季節風が吹く。

4 土地利用

新島村の面積の約85%は森林で、集落地や農用地は全面積の15%程度である。

集落地に限ってみると、新島では、本村と若郷、式根島東部の3箇所に集中しており、その周辺に農用地が分布している。

第2節 社会状況

1 人口

新島村の人口は、平成7年に大きく減少し、以降横ばいで推移していたが、平成22年に再び大きく減少傾向となり、令和2年の国勢調査では、2,441人となっている。

年齢3区分別にみると、64歳以下の人口が減少しているのに対し、65歳以上人口は増加傾向にあり、全体の約4割を占めている。

【年齢3区分別人口推移（国勢調査）】

| 年 | 総数(人) | 15歳未満(人) | 15～64歳(人) | 65歳以上(人) |
|-------|-------|----------|-----------|----------|
| 昭和55年 | 3,684 | 761 | 2,379 | 544 |
| 昭和60年 | 3,653 | 765 | 2,218 | 670 |
| 平成2年 | 3,505 | 623 | 2,107 | 775 |
| 平成7年 | 3,163 | 452 | 1,850 | 861 |
| 平成12年 | 3,147 | 370 | 1,811 | 966 |
| 平成17年 | 3,161 | 382 | 1,789 | 990 |
| 平成22年 | 2,883 | 333 | 1,556 | 994 |
| 平成27年 | 2,749 | 316 | 1,403 | 1,030 |
| 令和2年 | 2,441 | 272 | 1,202 | 967 |

2 道路

新島村には、新島と式根島に1路線ずつの都道がある。都道211号線（若郷新島港線）は、本村と若郷をつなぐ重要な役割を担い、特に平成15年度に完成した平成新島トンネルと若郷トンネルは災害に強い幹線道路として整備されている。

また、都道237号線（式根島循環線）については、平成17年度に陸橋を含む道路が完成し、災害時の避難道としての役割を担う。さらに、村道によって新島では東西南北を縦横で、式根島では周遊が可能な道路網の骨格が形成されている。

【道路整備状況】

| | 延長 (m) | 平均幅員 (m) | 舗装率 (%) |
|----------|---------|----------|---------|
| 村道 | 169,926 | 4.0 | 45.8 |
| 都道若郷新島港線 | 11,778 | 11.3 | 100.0 |
| 都道式根島循環線 | 4,630 | 7.2 | 100.0 |
| 若郷トンネル | 413 | 9.3 | 100.0 |
| 平成新島トンネル | 2,870 | 8.0 | 100.0 |

令和3年1月1日現在

3 産業

全就業人口の約3/4は第3次産業で、中でも、建設業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業の就業人口が多い。第1次産業就業人口は、約5%だが、その中では、漁業の割合が高い。

【産業別就業人口】

| 区分 | 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業 | 総計 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 就業人口(人) | 57 | 272 | 1,073 | 1,402 |
| 構成比(%) | 4.1 | 19.4 | 76.5 | 100.0 |

令和2年国勢調査

4 空港・港湾

都営の新島空港は、東西方向に800mの滑走路を有し、調布飛行場とを往復する小型飛行機の定期便が就航し、住民や観光客の重要なアクセス手段となっている。救急患者等を搬送する緊急ヘリの離着陸場所としても利用されている。

その他、若郷と式根島にそれぞれヘリポートが存在する。

また、港湾は、新島に新島港、羽伏漁港及び若郷漁港があり、式根島に式根島港、野伏漁港及び小浜漁港がある。

第4章 災害履歴

第1節 地震災害

新島村の周辺では、火山活動に関連して、噴火の前後にやや大きな浅い地震を伴ったり、大規模な群発地震活動が発生して、局所的に大きな被害が生じることがある。

新島村で発生した地震は、次のとおりである。

【地震災害の履歴】

| 発生年月日 | 震央 | マグニチュード | 島内最大震度 | 発生状況 | 人命、家屋、土砂災害等の被害 | 津波 |
|-----------------------------|--------------------------------------|---------|-----------|--|--|--|
| 1703. 12. 31 (元禄 16) | 房総近海 139° 48' E 34° 42' N | 7.9~8.2 | 不明 | | 家屋数戸が倒壊。 津波による死者1名。 大量の落石あり。 | 推定津波高5~6m の津波が島の北 東から東側の海 岸に到達したと 推測される。 |
| 1936. 12. 27 (昭和 11) | 新島近海 139° 17' E 34° 17' N | 6.3 | 4 (推定) | 26日頃から数回 の前震あり。余震 は多く、28日まで に有感余震は300 回を超えた。 | 死者3名、負傷者70 名、全壊39戸、半壊 484戸、破損589戸。 全戸数約2000戸のう ち半数以上が被災。特 に海岸で崖崩れが多 く、落石や亀裂が見ら れた。 | 津波被害なし。 |
| 1957. 11. 11 (昭和 32) | 新島近海 139° 19' E 34° 16' N | 6.0 | 4 | 群発地震で6日ご ろから前震56回、 余震250回があっ た。 | 全壊2戸、半壊2戸、 亀裂12戸、石垣崩壊 20箇所。新島で崖崩 れ2箇所。 | 津波被害なし。 |
| 1967. 4. 6~8 (昭和 42) | 神津島近海 139° 09' E 34° 13' N | 5.3 | 4 | 6日から8日にか けて群発し、最大 震度4の地震が計 3回発生。 | 全壊7戸、半壊9戸、 一部破損61戸、道路 破損11箇所、電柱倒 壊1本。 | 津波被害なし。 |
| 1968. 2. 24~27 (昭和 43) | 新島近海 139° 15' E 34° 14' N | 5.0 | 4 | 群発地震。 | 全壊2戸、半壊4戸、 道路損壊4箇所。 | 津波被害なし。 |
| 2000. 7. 15 (平成 12) ※ | 神津島近海 139° 14.5' E 34° 25.4' N | 6.3 | 6弱 | 6月29日から8月 18日にかけて群 発し、最大震度6 弱の地震が3回、 最大震度5強の地 震が4回発生。 | 一連の地震による被 害は、負傷者10名、 全壊1戸、半壊7戸、 破損77戸。崖崩れや 落石、道路崩落等の 土砂災害が多数発生 し、7月15日の地震 では島北部で羽伏浦 ~若郷地区の都道で 崖崩れが多発し、不 通となった。 | 津波被害なし。 |

※詳細な災害状況は参考資料を参照

第2節 風水害

新島村では、台風や集中豪雨により、高潮や土砂崩れ等の被害が発生している。
新島村で発生した、主な風水害は次のとおりである。

【風水害の履歴】

| 発生年月日 | 災害名 | 総雨量 (mm) | 被害状況 |
|---------------------------------|---------|-------------|--|
| 1972. 12. 23 ~ 24 (昭和 47) | 集中豪雨 | 301 | 道路、護岸、崖崩れ、簡易水道、電力、電話施設、家屋、商品等に被害。 被害総額 16,000 万円以上。 |
| 1996. 9. 22 (平成 8) | 台風 17 号 | 391 | 最大瞬間風速 41.0m 以上。 土砂崩れやブロック塀の破損、構築物の一部破損等。 被害総額 50,000 万円以上。 |
| 2002. 10. 1 (平成 14) | 台風 21 号 | 105 | 最大瞬間風速 60.0m 以上。 家屋損壊 67 戸、村公共施設 15 箇所以上、ビニールハウス 68 棟、船舶 28 隻、式根島港の港湾施設等に被害。 被害総額 44,869 万円以上。 |
| 2004. 10. 21 (平成 16) | 台風 23 号 | 234 | 最大瞬間風速 26.5m。 海底送水管破損（6 月に発生した台風 6 号でも破損）、土砂崩れ、式根島温泉施設への土砂流入、農地土砂埋没、土砂による自動車等破損、漁船等破損、港湾施設破損等の被害。 被害総額 1,700 万円以上（港湾施設除く）。 |
| 2017. 10. 22 (平成 29) | 台風 21 号 | 191 | 最大時間降雨量 28.5mm（本村）、24 時間降雨量 191mm（若郷）、降雨量最大瞬間風速 36.2m。 3 地区合わせて 10 名の自主避難者を受入。大浦スポーツ広場照明灯の破損、温泉への土砂の流入、式根島診療所の軒天板破損等の被害。 |
| 2018. 7. 28 (平成 30) | 台風 12 号 | 81 | 最大瞬間風速 30.3m、総降雨量 81.0mm。 式根島港栈橋の破損、法面流出、カーブミラーや外灯破損等の被害。 |
| 2019. 9. 8-9 (令和元年) | 台風 15 号 | | 最大瞬間風速 52.0m/s 停電による断水 950 戸、住家の被害約 550 件 被災者生活再建支援法の適用 |
| 2019. 10. 12 (令和元年) | 台風 19 号 | | 最大瞬間風速 31.4m/s |

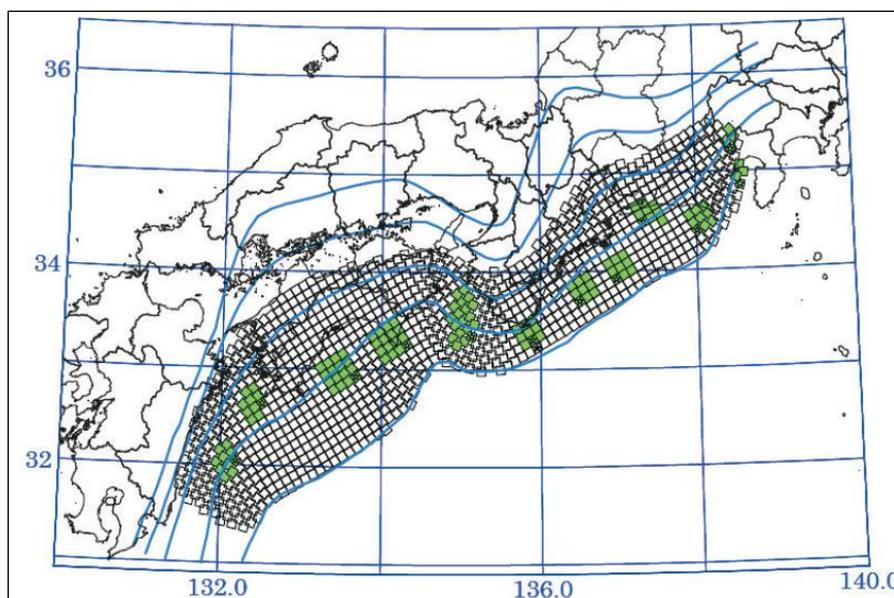
第5章 被害想定

第1節 地震・津波

東京都は、南海トラフの巨大地震を想定した調査を行い、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月25日公表）を公表している。ここで想定された南海トラフの巨大地震（マグニチュード9.0）を、新島村に最も影響する地震・津波として本計画の前提とする。以下にその概要をまとめる。

1 前提条件

南海トラフは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖にいたる海底の溝状の地形を形成する区域のことである。ここで発生する南海トラフ巨大地震は、次の図に示された震源モデルを基本とし、断層モデルをいくつかのケースに設定している。



【南海トラフ巨大地震の震源モデル】

東京都の被害想定においては、内閣府が公表した津波断層モデル11ケースのうち、都に大きな影響を与えるケース①、②、⑤、⑥及び⑧の5つのケースで想定を行っている。

新島村が対象となる津波断層モデルは、ケース⑧である。

ただし、他のケースにおいて最大津波高が予測されているため、津波については、5つのケースの予測をまとめる。

【津波断層モデルの設定】

| 対象地域 | 津波断層モデル |
|----------------|---|
| 区部、三宅島 | ケース① 駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域、超大すべり域を設定 |
| 区部 | ケース② 紀伊半島沖に大すべり域、超大すべり域を設定 |
| 小笠原諸島 | ケース⑤ 四国沖～九州沖に大すべり域、超大すべり域を設定 |
| 三宅島 八丈島、青ヶ島 | ケース⑥ 駿河湾～紀伊半島沖に大すべり域+（超大すべり域、分岐断層）を設定 |
| 大島～神津島 御蔵島 | ケース⑧ 駿河湾～愛知県東部沖、三重県南部沖～徳島県沖の2箇所で大すべり域、超大すべり域を設定 |

また、地震発生の季節や時刻による在宅状況によって、被害量が異なるため、2つのシーンを想定している。

【想定するシーン（季節・時刻）】

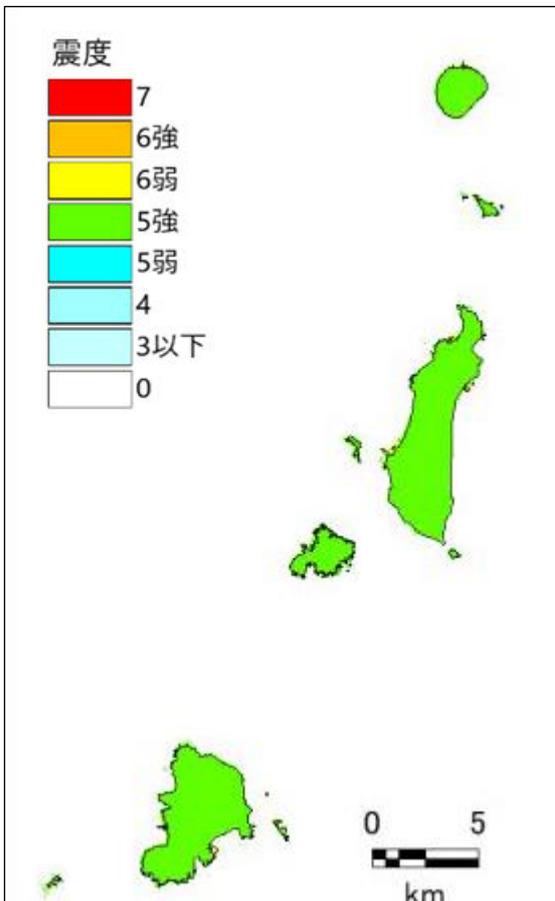
| 季節・時刻 | 想定される被害 |
|-------|--|
| 冬・早朝 | 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、津波からの避難が遅れて被害が大きくなる可能性がある。 |
| 冬・昼間 | 他と比べて火気の使用が多い季節・時間帯であり、出火件数が最も多くなる。 |

2 震度分布

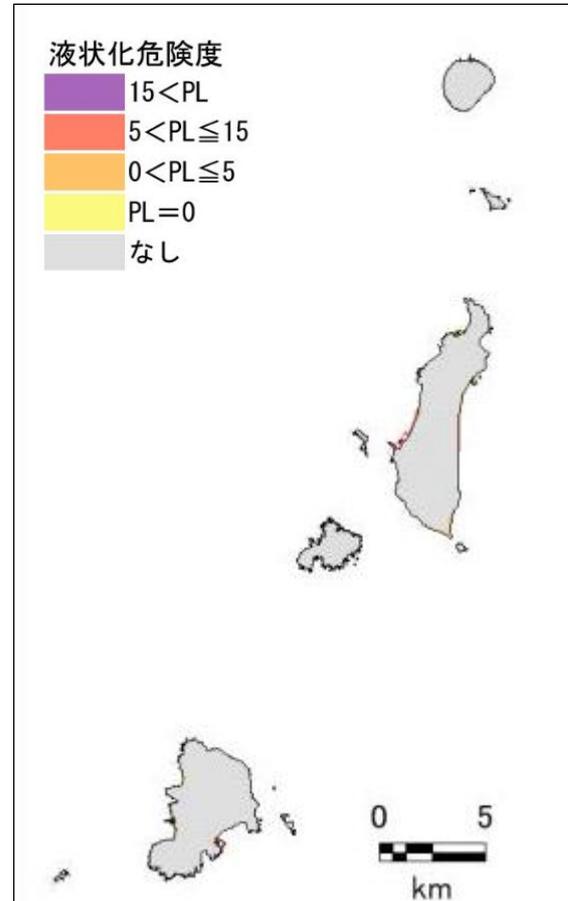
震度は、島のほとんどで5強と予測された。

3 液状化危険度分布

液状化危険度は、海岸沿いの低地が低く、その他の地域では液状化の危険度はないと予測された。



【震度分布】



【液状化危険度分布】

4 津波

(1) 最大津波高及び最大津波高到達時間

津波の最大津波高及び最大津波高到達時間の予測結果は、次のとおりである。

【新島の最大津波高及び津波到達時間】

| 対象範囲 | 南海トラフ巨大地震の最大津波高 (単位：m) | | | | | 30cm 津波高到達時間 (最短ケース) (単位：分) | 最大津波高到達時間 (最短ケース) (単位：分) |
|--------------|------------------------|------|------|-------|-------|-----------------------------------|--------------------------------|
| | ケース① | ケース② | ケース⑤ | ケース⑥ | ケース⑧ | | |
| 新島港 | 23.16 | 4.82 | 3.92 | 23.13 | 23.67 | 13.7 (①、⑥) | 15.8 (①、⑥) |
| 若郷漁港 | 22.29 | 5.23 | 3.94 | 22.30 | 22.37 | 14.6 (①、⑥) | 16.7 (①、⑥) |
| 羽伏漁港 | 10.70 | 4.58 | 3.88 | 11.94 | 7.55 | 19.1 (①、⑥) | 20.5 (⑥) |
| 羽伏浦海岸 周辺 | 15.42 | 5.50 | 5.21 | 15.42 | 15.88 | 19.9 (⑥) | 21.8 (①、⑥) |
| 間々下浦海 岸周辺 | 26.54 | 4.93 | 3.51 | 26.50 | 26.95 | 8.5 (⑧) | 15.9 (⑥) |
| 島全体 | 26.54 | 6.65 | 5.44 | 26.50 | 26.95 | 8.3 (⑧) | 15.1 (①、⑥) |

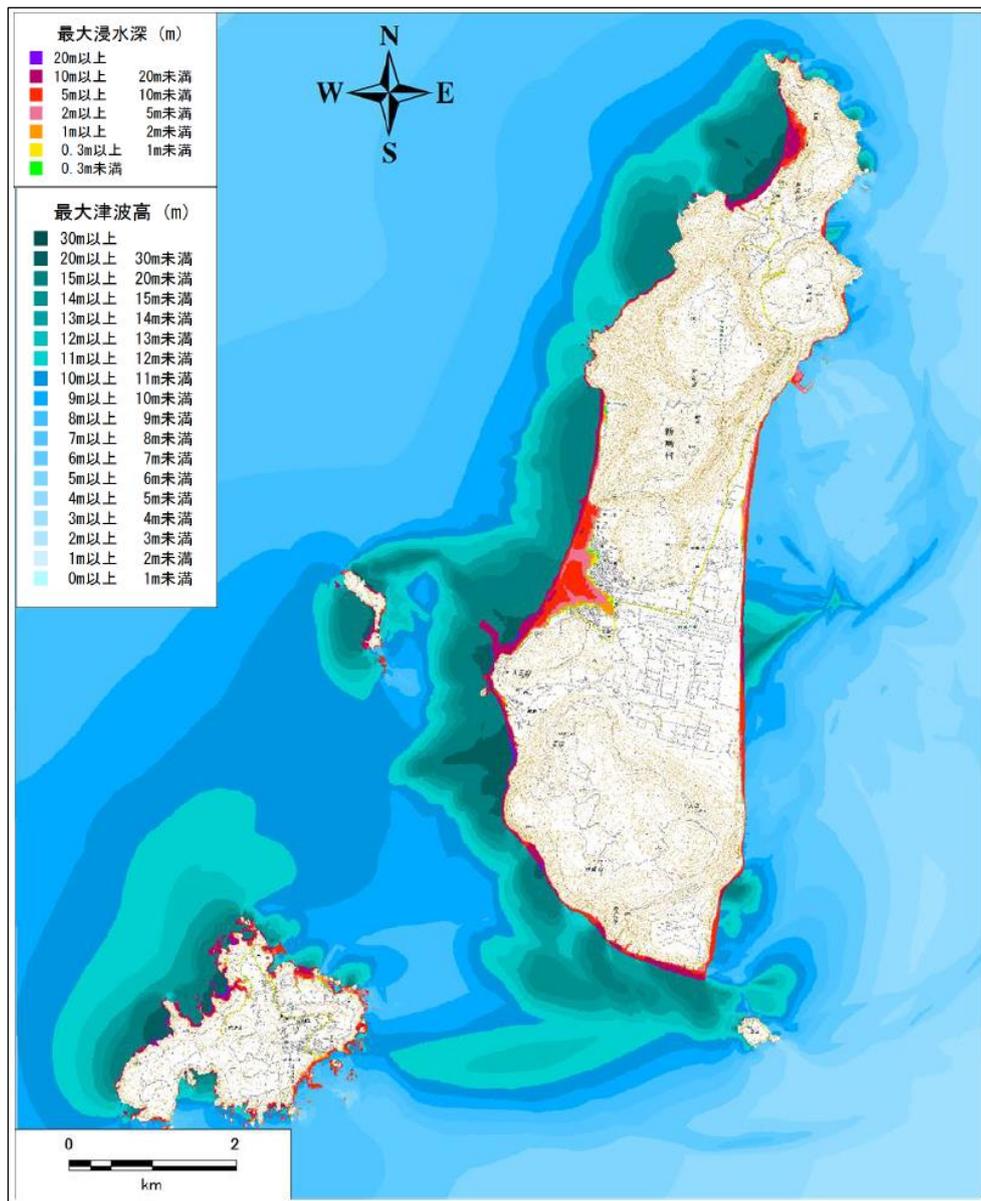
【式根島の最大津波高及び津波到達時間】

| 対象範囲 | 南海トラフ巨大地震の最大津波高 (単位：m) | | | | | 30cm 津波高到達時間 (最短ケース) (単位：分) | 最大津波高到達時間 (最短ケース) (単位：分) |
|------|------------------------|------|------|-------|-------|-----------------------------------|--------------------------------|
| | ケース① | ケース② | ケース⑤ | ケース⑥ | ケース⑧ | | |
| 式根島港 | 10.10 | 3.69 | 3.26 | 10.12 | 9.91 | 8.8 (⑥) | 14.9 (①、⑥) |
| 野伏漁港 | 22.37 | 4.79 | 3.82 | 22.39 | 22.32 | 11.1 (①、⑥) | 14.0 (⑥) |
| 小浜漁港 | 18.14 | 4.37 | 3.85 | 18.12 | 18.08 | 11.6 (⑧) | 14.9 (①、⑥) |
| 島全体 | 27.83 | 7.25 | 3.85 | 27.83 | 26.57 | 4.1 (①、⑥) | 13.5 (①、⑥) |

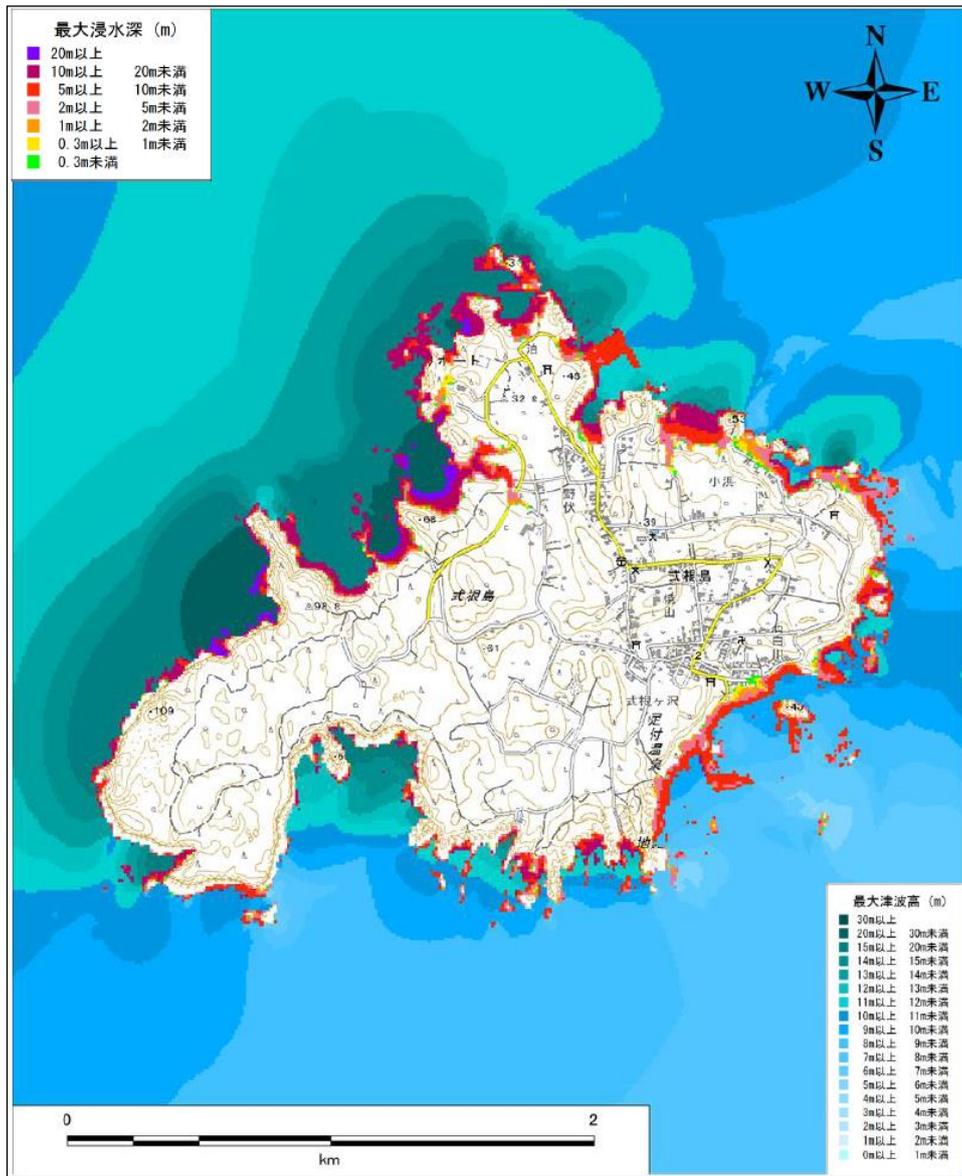
(2) 津波浸水分布

ケース⑧（新島における津波高最大のケース）及びケース⑥（式根島における津波高最大のケース）における浸水分布は、次のとおりである。

なお、村が作成し住民に配布したハザードマップでは、全てのケースにおける最大の範囲（浸水深）を示している。



【新島の津波浸水想定区域（ケース⑧）】



【式根島の津波浸水想定区域 (ケース⑥)】

5 建物被害及び人的被害

地震の揺れ及び津波による被害は、次のとおりである。

【新島（ケース⑧）、式根島（ケース⑥）の被害量】

| 被害項目 | | 【冬・早朝】 | | 【冬・昼間】 | | |
|--------------|-----------|---------|-----|--------|-----|---|
| | | 新島 | 式根島 | 新島 | 式根島 | |
| 原因別建物全壊棟数（棟） | 揺れ | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 液状化 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 急傾斜地崩壊等 | 5 | 0 | 5 | 0 | |
| | 津波 | 772 | 16 | 772 | 16 | |
| | 計 | 777 | 16 | 777 | 16 | |
| 原因別建物半壊棟数（棟） | 揺れ | 5 | 0 | 5 | 8 | |
| | 液状化 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 急傾斜地崩壊等 | 9 | 0 | 9 | 0 | |
| | 津波 | 133 | 8 | 133 | 0 | |
| | 計 | 146 | 8 | 146 | 8 | |
| うち大規模半壊棟数（棟） | 揺れ | 0 | 2 | 0 | 2 | |
| | 液状化 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 急傾斜地崩壊等 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 津波 | 66 | 3 | 66 | 3 | |
| | 計 | 67 | 5 | 67 | 5 | |
| 人的被害 | 死者（人） | 揺れ建物倒壊 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 屋内収容物 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 急傾斜地崩壊等 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 屋外落下物 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 火災 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 津波 | 800 | 0 | 394 | 9 |
| | | 計 | 800 | 0 | 394 | 9 |
| 負傷者（人） | うち重傷者（人） | 揺れ建物倒壊 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | | 屋内収容物 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 急傾斜地崩壊等 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 屋外落下物 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 火災 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 津波 | 14 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計 | 15 | 0 | 1 | 0 |
| | 揺れ建物倒壊 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 屋内収容物 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 急傾斜地崩壊等津波 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 屋外落下物 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 火災 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 津波 | 4 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | 4 | 0 | 0 | 0 | | |
| 自力脱出困難者（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 津波要救助者（人） | 6 | 0 | 0 | 0 | | |

※小数点以下の四捨五入により合計値は合わない場合がある。

6 その他の被害

南海トラフ巨大地震によって、概ね次のような被害が発生する可能性がある。

(1) ライフライン施設被害

- ・発電所又は送配電線の被災により、一定期間電力供給が停止する。
- ・発電所が健全であっても島外からの燃料供給が途絶え、一定期間停電する。

- ・港湾施設の被災により島外からガソリン、ガス等の燃料の搬入が途絶する。
 - ・海底通信ケーブルの被災により通信が途絶する。島内通信ケーブルの断絶により、島内の通信及び通話が困難となる。
 - ・海底の導水管の破損により水不足となる。
 - ・ごみ処理施設又は下水処理施設の被災により、処理が困難な状態が継続する。
 - ・発電施設の被災により電力供給が停止することで、水道施設も停止するため、水道の供給が停止する。
- (2) 交通施設、主要施設の被害
- ・津波又は停電により港湾施設若しくは空港が平常どおり利用できず、中長期にわたり島外との交通手段が制限される。
 - ・津波又はがけ崩れにより、島内の道路で通行できなくなる区間が発生する。
 - ・被災又は燃料不足により自動車が利用できず、中長期にわたり生活に支障をきたす。
 - ・港湾施設の被災、航路障害物等により、海運による生活物資の搬入が途絶する。
 - ・多数の負傷者の発生により、島内診療所の受入能力を超える、さらに、診療所が被災した場合に更に深刻化する。
 - ・空港の被災（停電を含む。）により、重傷者等の本土への搬送が平常時よりも遅れる。

第2節 風水害等

1 風水害

台風等に伴う暴風、大雨、高潮等を想定する。

2 土砂災害

新島村には、急傾斜地崩壊危険箇所が36箇所、土石流危険渓流が5箇所指定されている。そのうち、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域が1箇所指定されている。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、都により土砂災害警戒区域等の指定の前段として基礎調査が実施され、土砂災害警戒区域が186箇所（土石流161箇所、急傾斜地の崩壊25箇所）、そのうち土砂災害特別警戒区域が167箇所指定されている。

これらの箇所での土砂災害の発生を想定する。

第3節 その他災害

大規模事故として、次の災害を想定する。

1 大規模事故

- (1) 船舶遭難
- (2) 航空機墜落
- (3) 流出油

2 危険物事故・大規模火災

- (1) 危険物等の爆発・炎上
- (2) 危険物質の漏出等
- (3) 大規模火災

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強い村づくり

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|-------------------|---------|-------------------------------|
| 第1節 施設等の整備 | 建設課 | 大島支庁新島出張所 |
| 第2節 農林漁業防災対策 | 産業観光課 | 島しょ農林水産総合センター大島事業所、大島支庁新島出張所 |
| 第3節 建築物の安全対策 | 総務課、建設課 | 大島支庁新島出張所 |
| 第4節 ライフライン施設の安全対策 | 建設課 | 東京電力パワーグリッド(株)、LPガス事業者、各通信事業者 |
| 第5節 文化財の安全対策 | 教育課、博物館 | |

第1節 施設等の整備

1 道路の整備

道路は、まちづくりの基幹的な施設であるとともに、災害時の避難路や緊急車両の通行、さらに災害対策活動の交通輸送路として重要な役割を果たしている。

このため、村（建設課）は、村道について、道路狭隘部分の拡幅、街路灯の設置及び歩行者専用道路の整備を推進する。

都（大島支庁新島出張所）は、住民の生活を支え、緊急時の重要な避難路となる都道について、道路の拡幅・線形改良及び斜面崩壊対策を推進し、地域の防災性をさらに強化する。

また、村は、都に対し式根島循環線（都道237号）の整備を要望する。

2 港湾及び漁港施設の整備

港湾・漁港は、離島の重要な漁業活動の基盤であるとともに、災害発生時には、救援物資、応急・復旧用資機材及び住民、観光客等の海上輸送の施設として極めて重要な役割を担う。

このため、港湾・漁港管理者（都）は、既存岸壁の改良等、防波堤の整備により港内の静穏を図るとともに、災害発生時における迅速な避難及び復旧活動が行えるよう港湾施設の防災力を向上させる。

また、港湾等の施設利用者が高所へ避難するために、港湾・漁港に津波避難誘導施設を活用する。

3 空港施設の整備

空港は、災害時における住民・観光客等の避難、傷病者の搬送等の重要な拠点となる。

このため、空港管理者（都）は、航空機の使用を円滑ならしめるよう、管理上の万全を図る。

4 海岸保全計画

地震・津波・高潮に対する安全性を確保するため、都は、「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」に基づき、海岸保全施設を整備する。

第2節 農林漁業防災対策

1 農林防災計画

各種気象災害（台風、大雨、大雪、寒冷、強風、干ばつ）に対して、村（産業観光課）は、気象庁本庁発表の長期予報、注意報、警報を農業協同組合及び各種団体を通じ、早期に農林経営体に連絡し、防災措置を講ずるよう指導する。

都（島しょ農林水産総合センター大島事業所、大島支庁新島出張所）は、農業協同組合等の関係機関と連携して予想される被害（病害虫も含む）の対策について指導を行う。

2 漁業防災計画

都（大島支庁新島出張所）及び村（産業観光課）は、漁業無線装置を使い気象の急激な変化に対する情報伝達の手段を講じる。

また、連絡船については、津波等の情報伝達や迅速な避難ができるよう防災体制を構築する。漁船以外の出漁についても、常に状況を把握して気象の変化を周知できる手段を確保する。

第3節 建築物の安全対策

1 建築物の耐震化

村（建設課）は、「東京都耐震改修計画」に基づき、民間建築物の耐震診断・耐震改修を促進する。公共施設については、老朽化の度合いに応じ、計画的に修繕や耐震化を進め、長寿命化を目指すとともに、維持管理の効率化を図り、定期的な点検調査を実施する。

また、住民が安心して建築物を利用できるよう、耐震性のある建物であることを示す「耐震マーク表示制度」の普及を推進する。

2 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

(1) 一般住宅

村（建設課）は、住民に対し、家具や家電製品の転倒・落下・移動防止対策について、パンフレットやホームページ等により啓発を行う。

また、高齢者や障がい者がいる世帯を中心に、家具類の固定器具の配布や取付け等の支援制度を設ける等、家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進する。

(2) 公共施設

村（総務課）は、役場、支所、診療所等の公共施設のオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施する。

3 ブロック塀等の崩壊の防止計画

村（総務課）は、都（大島支庁新島出張所）と連携し、建築物防災週間、建築確認時等の機会を捉えて、ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、改善指導を行う。

第4節 ライフライン施設の安全対策

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性確保等の対策を推進する。

1 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、施設を耐震設計基準に基づき設置している。

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、早期に停電が解消できるような体制の強化に努める。

2 通信施設

各通信事業者は、電気通信設備及び附帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

3 水道施設

村(建設課)は、水道施設の耐震性の向上を図るとともに、バックアップ体制や緊急時における給水能力の強化等を図る。

4 ガス施設

LPガス販売業者は、転倒・転落防止措置、マイコンメーター等の安全器具の普及、地震時のバルブ等開閉措置の啓発等を図る。

第5節 文化財の安全対策

有形・無形文化財及び史跡・旧跡並びに天然記念物等、貴重な文化財を保護・保全して次代に引き継ぐため、これらを火災等の被害から守る必要がある。

村(教育課、博物館)は、地震、台風等による建造物の倒壊も予想されることから、災害予防の徹底を図り、次の防災点検を進めるものとする。

- (1) 文化財の定期的な見回り・点検、文化財周辺環境の整理整頓
- (2) 防災計画の作成、巡視規則や要綱の作成等
- (3) 国、都が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加、ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災設備の外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
- (6) 消防団への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検

第2章 火災予防対策

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|----------------|-----|------|
| 第1節 出火等の防止 | 総務課 | 都 |
| 第2節 危険物施設等の安全化 | | 都 |
| 第3節 消防体制の整備 | 総務課 | |

第1節 出火等の防止

1 出火等の防止

村（総務課）は、火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。

また、発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があるため、感震ブレーカーの設置について指導する。

さらに、飲食店等の防火対象物及び多量の火気を使用する作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。

なお、各事業所に対しては、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

2 初期消火体制の強化

村（総務課）は、消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、住民及び事業者に耐震措置を指導する。

また、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

第2節 危険物施設等の安全化

1 石油等危険物施設の安全化

都（東京消防庁）は、危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施等、出火防止及び流出防止対策の推進を図るとともに、津波発生時等における施設、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保管理体制の充実、強化を図る。

また、製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）、化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。

なお、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

2 LPガス消費施設の安全化

都は、LPガス販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。

また、災害防止を図るため、LPガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、次の措置を講じるよう指導する。

- (1) 学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置
- (2) 料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置

都は、地震時の容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑え、LP ガス漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給・消費設備基準」に基づき指導する。

3 毒物・劇物取扱施設の安全化

都は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置、定期的防災訓練の実施等を指導する。

都教育庁は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を小中高等学校に周知し、事故防止に努める。

第3節 消防体制の整備

1 消防活動体制の整備

新島村は、常備消防を有していないため新島消防団と式根島消防団の2つの非常備消防により、有事の即応体制の確立を図っている。

そのため、村（総務課）は、消防団員の確保を図るとともに、都の協力を得ながら活動体制の整備を図る。

2 消防資機材の整備

村（総務課）は、消防ポンプ車及び装備資機材の整備を図る。

また、防火水槽の整備や維持管理の他、プール等のその他の水利の確保に努める。

第3章 津波災害の予防対策

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|----------------|-----------|------|
| 第1節 津波防災意識の啓発 | 総務課 | |
| 第2節 津波避難体制の整備 | 総務課、産業観光課 | |
| 第3節 津波避難場所等の指定 | 総務課 | |
| 第4節 避難設備の整備 | 総務課、建設課 | |

第1節 津波防災意識の啓発

1 ハザードマップ等の作成、配布

村（総務課）は、住民等に対し、津波警報・注意報等や津波対策等を正しく認識するために、啓発に努めるとともに、津波浸水ハザードマップを作成・配布し、住民等に対して、津波への対応や避難の方法、避難所等の位置等の周知を行う。

2 津波避難訓練

村（総務課）は、津波避難計画に基づき、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となって、津波警報・注意報の受伝達、避難誘導、避難等を行う実践的な訓練を実施する。

第2節 津波避難体制の整備

1 津波警報・注意報等の伝達体制の充実

村（総務課）は、津波警報・注意報等の情報伝達に対して、防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急速報メール等の SNS、サイレン、漁業無線等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、村内各施設への電話連絡や、漁港・港湾、海岸にいる人に確実に伝達できるよう、人員配置等のあらゆる手段を活用した体制を構築する。

2 避難誘導體制の構築

(1) 津波避難計画の作成・見直し

村（総務課）は、津波浸水想定に基づき、避難対象区域、避難場所、避難目標地点、避難経路等を定めた津波避難計画を作成するとともに、社会環境の変化に応じて定期的に見直しを行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

村（総務課、民生課）は、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援体制を整備する。
取組内容は、第2部第5章第5節による。

(3) 施設管理者の対策

村（総務課）は、津波避難対象区域内の社会福祉施設、学校、保育園、診療所等が、施設利用者等を円滑に避難させるため、各施設で作成する津波避難計画の策定を支援する。

3 観光客等の対策

村（総務課、産業観光課）は、観光客等の安全な避難を確保するため、観光・宿泊施設等への津波浸水ハザードマップの掲示及び津波避難計画の策定を促進する。

第3節 津波避難場所等の指定

村（総務課）は、施設管理者との協議、自主防災組織や住民の意見を踏まえ、津波避難場所等の施設を指定し、必要な整備を推進する。

なお、令和4年2月現在の指定状況は、第5部第3章第4節「避難対策等」のとおりである。

【津波避難施設の種類と定義】

| 避難施設等の種類 | 指定基準 |
|--------------|---|
| 指定緊急避難場所（津波） | 津波の危険から安全を確保する高台や施設で、津波避難対象地域（浸水区域）の外側にあるもの、又は内側で津波の高さ以上を確保する等の安全が確保されるものとする。 |
| 指定避難所 | 津波によって住居が被災した住民が一定期間滞在する屋内施設で、津波災害時は避難対象地域（浸水区域）の外側の施設とする。 |

第4節 避難設備の整備

1 避難看板等の設置

村（総務課）は、観光客等を緊急避難場所等へ円滑に誘導するための避難看板等の設置を推進する。設置に当たっては、外国人に配慮した外国語やピクトグラムの表示に努める。

なお、避難看板等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

2 避難誘導環境の整備

村（建設課、総務課）は、避難誘導看板や夜間避難に備えた街路灯の設置等、津波避難を円滑にするための環境整備を推進する。

第4章 土砂災害の予防対策

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|--------------------|-----|----------|
| 第1節 土砂災害対策 | 総務課 | 大島支庁新島支所 |
| 第2節 土砂災害の警戒避難体制の構築 | 総務課 | 大島支庁新島支所 |

第1節 土砂災害対策

1 土石流対策

新島村には、都により土石流危険渓流が5箇所指定されている。

都は、これらの渓流のうち、特に危険性が高く、あるいは、人家や公的施設の多い渓流を砂防指定地に指定し、砂防堰堤や流路工等の砂防事業を実施しており、今後とも、順次、事業を行う。

2 がけ崩れ対策

新島村には、都により急傾斜地崩壊危険箇所が36箇所指定されている。

都は、このうち危険度の高いものから順次、村長の意見を聴いて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、必要な対策を行っている。

なお、急傾斜地崩壊危険箇所のうち1箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

第2節 土砂災害の警戒避難体制の構築

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれのある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

1 土砂災害警戒区域の指定

都（大島支庁新島支所）は、斜面、渓流、及びその下流等、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等についての基礎調査を実施、公表し、住民説明会等を開催した後、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

2 警戒避難体制の整備

村（総務課）は、土砂災害警戒区域等の指定や見直しがあった場合は、同区域等を本計画に記載するとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法等を記載したハザードマップを配布する等、必要な措置を講ずる。

3 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

村（総務課）は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、診療所その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について、地域防災計画にその名称及び所在地を定める。

地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、村長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

避難確保計画の内容は、次のとおりである。

| | |
|-----------------------------------|---------------|
| ア 防災体制 | イ 避難誘導 |
| ウ 施設の整備 | エ 防災教育及び訓練の実施 |
| オ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 | |

4 要配慮者利用施設への支援

村（総務課）は、要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付ける場合は、管理者等に対し土砂災害の危険性や避難確保計画作成に関する説明及び助言を行う。

また、避難確保計画の報告があった場合は、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（厚生労働省・国土交通省）に基づき、内容の確認や助言を行う。

また、避難確保計画を作成していない管理者等に対して作成に関する指示をし、作成を促すようにする。

【要配慮者利用施設】

| 施設の名称 | 所在地 |
|-------------------|------------------|
| 新島はまゆう会 特別養護老人ホーム | 東京都新島村字瀬戸山 116-2 |
| 新島小学校 | 東京都新島村本村 2-1-1 |
| 式根島中学校 | 東京都新島村式根島 166 |

第5章 防災行動力の向上

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|---------------------|------------------------|-----------------|
| 第1節 防災知識の普及・啓発 | 総務課、教育課 | 教育庁大島出張所 |
| 第2節 防災訓練 | 総務課、消防団 | 大島支庁新島出張所、新島警察署 |
| 第3節 自主防災活動の強化 | 総務課、企画調整室、消防団 | |
| 第4節 避難施設の整備 | 総務課、民生課 | |
| 第5節 要配慮者の安全対策 | 総務課、民生課、さわやか健康センター、建設課 | |
| 第6節 備蓄体制の整備 | 総務課、民生課、さわやか健康センター | |
| 第7節 災害ボランティア活動環境の整備 | 総務課、民生課 | 社会福祉協議会 |
| 第8節 防災体制の整備 | 各課 | |

第1節 防災知識の普及・啓発

1 職員の防災教育

村（総務課）は、所属職員に対して次の防災教育を行う。

- (1) 防災計画の概要、活動体制、その他防災に関する講習会、研究会等を開催し、その内容、運用等について周知徹底を図る。
- (2) 都又はその他の防災関係機関が開催する講習会、講演会又は訓練等に対し、積極的に職員を派遣する。
- (3) 防災行政無線従事者の育成を図るため、無線従事者講習会等に積極的に参加させる。

2 住民に対する防災知識の普及

災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することは困難であることから、住民自らの自主防災意識と行動が重要となる。

村（総務課）は、防災訓練や普及活動を通じて、住民に防災知識の普及を図る。

(1) 普及事項

住民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

| | |
|---|---|
| ア | 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 |
| イ | 日頃からの出火防止 |
| ウ | 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備 |
| エ | 家具類の転倒・落下・移動防止及び窓ガラス等の落下・防止 |
| オ | ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策 |
| カ | 水（1日一人3リットル）、食料、医薬品、携帯ラジオ等、非常持出品及び簡易トイレの準備 |
| キ | 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難のタイミング、避難路、避難場所や連絡方法の確認 |

| | |
|---|---|
| ク | 都及び村が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加 |
| ケ | 自主防災組織等が行う、地域内での相互協力体制の構築への協力 |
| コ | 避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え |
| サ | 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検 |
| シ | 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与 |

(2) 普及方法

村（総務課）は、防災パンフレットや防災マップ等を作成し、各家庭及び施設に配布するとともに、講習会、防災訓練の実施等を通じて、住民の防災意識の向上を図る。

なお、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

3 学校教育における防災教育

村（教育課）及び都（教育庁大島出張所）は、児童・生徒等の防災教育を推進する。

(1) 児童・生徒等に関する防災教育

学校における防災教育は、児童・生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応等について理解させ、安全な行動がとれるよう指導する。

また、村が過去に経験した災害事例をもとにした指導方法や、村の自然環境を含めた指導内容とすることで、防災を身近な問題として認識できるように留意するほか、「防災ノート～災害と安全～」等を活用した防災教育を推進する。

(2) 教職員に対する防災研修

災害時において、教職員としてのとるべき行動、児童・生徒等に対する安全確保、負傷者の応急手当、初期消火活動等特に留意する事項、村が過去に経験した災害等について研修を行う。

また、各学校は、教職員の危機管理意識の高揚、児童・生徒等の安全確保、施設・設備の管理を行うための体制等、必要事項を定めた学校防災計画を策定するよう努める。

第2節 防災訓練

1 総合防災訓練

大規模な災害が発生した場合を想定し、村と都及び島内・外各防災関係機関との合同で、関係団体、住民、事業所等の協力を得て、訓練を総合的に実施する。

訓練の内容は、次のとおりである。

| | | |
|--------------|-----------------|-------------|
| (1) 情報の収集・伝達 | (2) 災害対策本部設置・運営 | (3) 被災地偵察 |
| (4) 避難誘導 | (5) 救出・救助 | (6) 医療救護 |
| (7) 初期消火 | (8) 交通規制 | (9) 支援物資の輸送 |
| (9) 給水 | (10) 避難所運営 | (11) 炊出し 等 |

2 村が主体となって実施する防災訓練

村（総務課）は、地域における防災対策の主体として災害対策活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、訓練を実施する。

訓練は、10月第3土曜日に実施するほか、あらゆる機会をとらえ、訓練を実施するよう努める。

3 消防訓練

村（総務課）は、消火、救助に関する研修及び訓練を実施する。

また、東京都消防訓練所等の指導を仰ぎ、消防団の規律の保持と技術の向上を目的とした訓練も実施する。

第3節 自主防災活動の強化

1 自主防災組織の活性化

(1) 自主防災組織の結成

地域における防災は、住民の一人ひとりが「自分たちの村は自分たちで守る」との観点から、地域住民が結成した自主防災組織の活動を中心に自主的な防災活動を行うことが重要である。

このため、村（総務課）は、自治会等を単位に自主防災組織の結成を促進する。

(2) 自主防災活動の推進

村（総務課）は、自主防災組織の活動が効果的に行われるよう、住民への積極的な支援・助言を行い、自主防災活動を支援する。

特に、自主防災組織に係る広報、訓練及びリーダー育成を行い、住民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材を育成していく。

自主防災組織の役割やとるべき措置は次のとおりである。

| | |
|---|--|
| ア | 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 |
| イ | 情報伝達、初期消火、救出救助、応急救護、避難等の各種訓練の実施 |
| ウ | 避難、消火、救助、救護、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄 |
| エ | 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知 |
| オ | 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の避難支援プラン（個別避難計画）作成等の災害時の支援体制の整備 |
| カ | 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備 |
| キ | 要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援 |

2 消防団の活動体制の充実

消防団は、村と自主防災組織や住民との間をつなぐ存在であり、地域における共助活動の中心的存在でもある。

村（総務課）は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境、資機材の整備等、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

- (1) 応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- (2) 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
- (3) 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。
- (4) 消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布する等、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- (5) 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- (6) 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

3 事業所及び施設等の自主防災活動

村（総務課、産業観光課）は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業者の防災力を向上させる。

また、広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織の連携の重要性について、広く啓発に努める。

4 地区防災計画の作成

村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案する。

村（総務課）は、地区防災計画の提案を受けた場合、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を位置付ける。

第4節 避難施設の整備

1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所

村（総務課、民生課）は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を緊急避難場所として指定し公示する。

指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備する。

(2) 指定避難所

村（総務課）は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるとともに、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

【避難施設の定義】

| | |
|----------|---|
| 指定緊急避難場所 | 住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所 |
| 指定避難所 | 災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設 |

(3) 福祉避難所

村（総務課、民生課）は、指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

2 避難所の生活環境の整備

(1) 指定避難所の生活環境の整備

村（総務課、民生課）は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等の情報入手手段の整備を図る。

また、指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 指定避難所の管理運営体制の整備

村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

また、村（総務課、民生課）は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に開設・運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

第5節 要配慮者の安全対策

1 地域における安全体制の確保

(1) 要配慮者対策の普及啓発

村（総務課、民生課）は、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者を対象として、都が作成した「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」及び「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」を参考に、村の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識の普及啓発に努める。

また、村（総務課、民生課）は、保健福祉事業や施設を介して、要配慮者やその家族に災害時に備え、安全対策を講ずるとともに、防災訓練、防災講演会等の行事に積極的に参加するよう啓発を行う。

(2) 防災行動力の向上

村（総務課、民生課）は、総合防災訓練等において、都及び防災関係機関と共同して、自主防災組織を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施する等、防災行動力の向上に努める。

2 避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導體制の整備

村（総務課、民生課）は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、「要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の作成及び活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。

(1) 避難支援等関係者

自治会、消防団、新島警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉事業者を避難支援等関係者とする。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次のとおりとする。

| | |
|---|------------------------------|
| ア | 65歳以上の一人暮らしの方、又は65歳以上の方のみの世帯 |
| イ | 介護保険 要介護3以上の認定を受けている方 |
| ウ | 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方 |
| エ | 療育手帳（A・A）の交付を受けている方 |
| オ | 精神障害者保健福祉手帳を所持している方 |
| カ | その他村長が認めた方 |

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

村（総務課、民生課）は、避難行動要支援者名簿登録申請について福祉担当が把握している要介護高齢者、障がい者等の情報を集約する。記載する個人情報は次のとおりとする。

| | | | |
|---|------------------------|---|---------------|
| ア | 氏名 | イ | 生年月日 |
| ウ | 性別 | エ | 住所又は居所 |
| オ | 電話番号その他の連絡先 | カ | 避難支援等を必要とする事由 |
| キ | 避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項 | | |

(4) 名簿の更新に関する事項

名簿は、1年に1回更新を図る。

(5) 情報の提供に際しての情報漏えい防止措置

情報を提供する避難行動要支援者は、提供の同意を得た者とする。名簿の提供先は、消防団、新島警察署、社会福祉協議会、自治会とし、自治会等には、守秘義務の周知徹底、名簿の保管方法の指導、名簿の原則複製禁止、名簿取扱者及び閲覧の制限等の誓約を交わすものとする。

(6) 避難のための情報伝達

村（総務課、民生課）は、消防団等を通じて、確実に避難情報が伝達できるよう体制を構築する。

(7) 避難支援等関係者の安全の確保

避難行動を支援する者には、津波到達の30分前には津波浸水想定区域から退避できるようなルールを徹底する。

(8) 個別避難計画の作成

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努める。

なお、個別避難計画に係る作成・活用方針等は、上記(1)～(7)に準ずるほか、詳細は別計画で定めるものとする。

3 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の管理者は、避難確保計画の作成、防災訓練等により防災体制を整備する。

村（総務課、民生課）は、社会福祉施設との通報訓練を行う等、安全対策について連携を図る。

4 外国人・観光客等の安全対策

村（総務課、産業観光課）は、外国人を含め、観光客や一時滞在者に対し、防災パンフレット、チラシ等の配布、避難経路及び避難場所等の標識の明示、観光関連事業者と連携した情報提供体制により安全対策を行う。

第6節 備蓄体制の整備

1 食料及び生活必需品等の確保

村（総務課）は、都と連携して、分散備蓄等により発災後7日分の物資の確保に努める。
被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者、女性・子供等、様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
調製粉乳の備蓄について、村は災害発生後の最初の3日分を備蓄する。

2 飲料水及び生活水の確保

(1) 給水拠点の整備

村（建設課）は、雨水貯留槽、非常災害用井戸等の整備により、水の確保に努める。

(2) 生活水の確保

村（総務課）は、事業所及び家庭においては、平素から水の汲み置き等により生活水の確保に努めるよう広報する。

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

村（総務課）は、備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
また、避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。
なお、学校の余裕教室等を活用する等して、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。

第7節 災害ボランティア活動環境の整備

1 災害ボランティア意識の醸成

新島村社会福祉協議会は、都や民間等が行う様々な研修の場や広報等を活用し、平常時から災害ボランティアの社会的意義等についての啓発を行う。

2 災害ボランティアの受入れ体制

新島村社会福祉協議会は、今後災害時におけるボランティアの活動形態に対応できるように、平常時から都とのネットワークを構築し、情報交換と連携体制づくりを推進する。
また、受入れ方法や運営体制の整備、災害ボランティアの活動拠点の指定と必要な資機材の備蓄等について、村と社会福祉協議会の役割分担、連携方法等について検討を進める。

第8節 防災体制の整備

村（各課）は、それぞれ担当する業務について、要員の配備、具体的な対策等を検討し、各対策のマニュアル等を作成する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 配備体制

1 配備体制

(1) 配備基準

災害が発生したときの体制は、次のとおりとする。

【地震・津波の配備体制】

| 体制 | 基準 | 配備要員 |
|----------|--|---|
| 警戒体制 | ・震度4の地震が発生した場合 | ・副村長、総務課長、防災担当（行政係）、全管理職、式根島支所職員 |
| | ・津波注意報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 | ・副村長、総務課長、防災担当（行政係） ・式根島支所長、式根島防災担当 |
| 災害対策本部体制 | ・震度5弱以上の地震が発生した場合 | ・村長、副村長、教育長、全職員（式根島・若郷在住職員は各支所参集） |
| | ・津波警報（3m以下）が発表された場合 | ・村長、副村長、教育長、全管理職 ・防災担当（行政係）、式根島防災担当 |
| | ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 | ・村長、副村長、教育長、全職員（式根島・若郷在住職員は各支所参集） |
| | ・大津波警報（3m以上）が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 | ・村長、副村長、教育長、全職員（式根島・若郷在住職員は各支所参集） ※但し、大津波警報発令時は、自身の安全を最優先とし、安全が確保された後に活動すること |

【風水害等の配備体制】

| 体制 | 種別 | 基準 | 配備要員 |
|----------|---------|--|--|
| 警戒体制 | 第一次警戒態勢 | ・台風の接近等により被害が想定される場合 | ・台風等の進路、規模等に応じて配備 |
| | | ・警報（大雨）が発表された場合 | ・総務課長、防災担当（行政係）、式根島支所長、若郷支所長、その他必要な職員を配備 |
| | | ・小規模火災（早期消火見込まれる）が発生した場合 ・事故が発生した場合 | ・副村長、総務課長、防災担当（行政係）、その他必要な職員を配備 |
| | 第二次警戒態勢 | ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大規模火災が見込まれる場合 | ・副村長、教育長、総務課長、防災担当（行政係）、全管理職、式根島支所職員（式根島・若郷在住職員は各支所参集） |
| 災害対策本部体制 | | ・大規模火災が発生した場合 ・大規模な被害が発生した場合 | ・村長、副村長、教育長、全職員（式根島・若郷在住職員は各支所参集） |

(2) 配備の決定

地震・津波の場合、基本的に震度、津波情報に基づく自動配備とする。

風水害等の場合、総務課長は、災害情報及び必要な対策等について、村長に報告する。村長は、報告に基づいて配備体制及び配備要員を決定する。

(3) 風水害時の事前配置

台風接近等により避難対応等が必要な場合は、支所の要員を補強するため、移動が可能な段階で必要な職種、人員の派遣を検討し、事前に配置する。

2 職員の参集

(1) 参集連絡

総務課長（防災担当）は、各課長及び支所長に配備・参集を連絡する。各課長・支所長は、所属職員に連絡する。勤務時間外においては、次の手段を用いて職員に連絡する。

| | |
|---|------------------|
| ア | 職員個人の携帯電話 |
| イ | 職員個人の携帯電話へのメール |
| ウ | 職員宅の固定電話 |
| エ | 防災行政無線による役場からの放送 |

なお、地震・津波の場合は、上記の連絡の他、各職員がテレビ、ラジオ等で情報を確認し、配備基準に該当する場合は自ら参集する。

(2) 参集場所

参集場所は、次のとおりとする。

| 区分 | 条件 | 参集場所 |
|-------|--|-------------------------------|
| 勤務時間内 | ・風水害等 ・地震、津波（注意報・警報、津波なし） ・南海トラフ地震臨時情報 | ・通常の勤務場所 |
| | ・地震、津波（大津波警報） | ・一時避難場所に避難 |
| 勤務時間外 | ・風水害等 ・地震、津波（注意報・警報、津波なし） ・南海トラフ地震臨時情報 | ・通常の勤務場所 |
| | ・地震、津波（大津波警報） | ・一時避難場所に避難、その後役場に参集 ・式根島支所 |

第2節 警戒体制

1 警戒体制の指揮

警戒体制の指揮は、配備に応じて、総務課長又は副村長がとるものとする。

2 ミニ防災会議の開催

警戒体制をとった場合、総務課長及び式根島支所長は、それぞれミニ防災会議を開催し、迅速な対応と適切な判断を行う。

なお、ミニ防災会議での検討事項は、村長に報告し承認を得るものとする。緊急を要する場合は、村長に災害対策本部の設置を申請する。

【ミニ防災会議の構成】

| 会議名 | 会議メンバー |
|-----------|---|
| 新島ミニ防災会議 | 副村長、総務課長、新島消防団長、自治会連合会長、新島警察署長、大島支庁新島出張所長 |
| 式根島ミニ防災会議 | 支所長、式根島消防団長、自治会連合会副会長、漁業協同組合長、式根島観光協会長、新島警察署（駐在所署員） |

第3節 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

村長は、次の設置基準に該当した場合、災害対策本部を設置する。

| | |
|---|------------------------------------|
| ア | 村内で震度5弱以上の地震が発生した場合 |
| イ | 津波予報区「伊豆諸島」に津波警報、大津波警報が発表された場合 |
| ウ | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合 |
| エ | 大規模な被害が発生した場合 |
| オ | その他村長が必要と認めた場合 |

(2) 設置場所

災害対策本部は、村役場に設置する。

村役場が被災した場合は、防衛装備庁航空装備研究所新島支所に設置する。

(3) 本部設置の通知

村は、災害対策本部を設置したときは、ただちに、知事にその旨を報告するとともに、新島警察署、消防団等の関係機関に通報する。

2 災害対策本部の運営

(1) 指揮

災害対策本部の設置及び指揮は、村長（本部長）の権限により行われるが、村長（本部長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

| | | | | | |
|-----|-----|-----|------|-----|--------|
| 第1位 | 副村長 | 第2位 | 総務課長 | 第3位 | 企画財政課長 |
|-----|-----|-----|------|-----|--------|

(2) 本部長室

本部長は、本部長室において、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審議決定する。

【本部長室の運営】

| 本部長室の構成 | 審議事項 |
|----------|-------------------------|
| 本部長（村長） | ア 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること |
| 次長（副村長） | イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること |
| 本部員（管理職） | ウ 避難指示等に関すること |
| | エ 他の団体との相互応援に関すること |
| | オ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること |
| | カ 会議の招集に関すること |
| | キ その他、重要な災害対策に関すること |

(3) 組織

災害対策本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部組織図、災害対策本部事務分掌表のとおりとする。

3 災害対策本部の廃止

(1) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様とする。

(2) 災害対策の継続

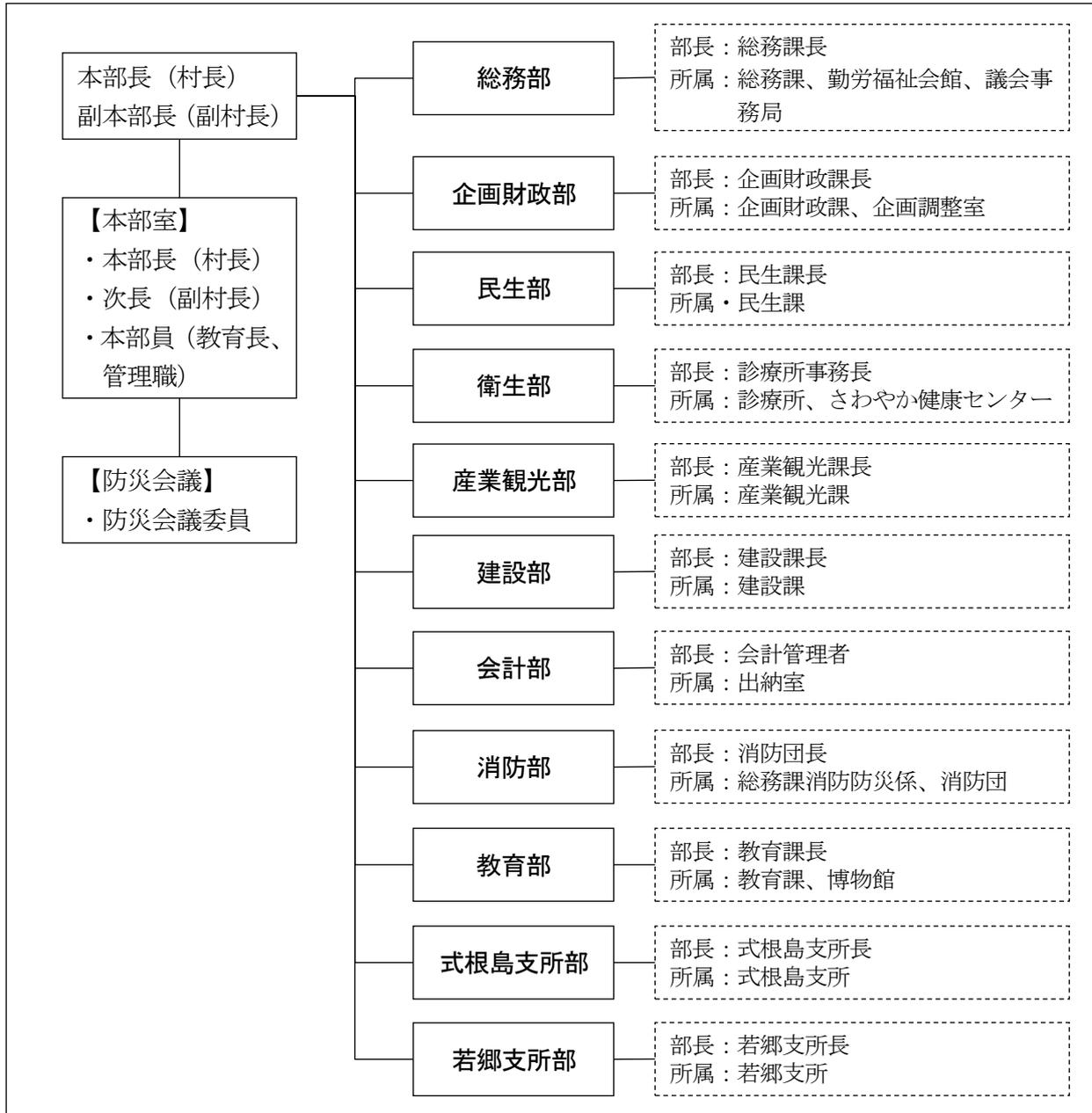
災害対策本部を廃止した後の災害対策は、引き続き、災害対策本部組織に準じて、各対策の担当課が行うものとする。

第4節 防災会議

本部長は、災害応急対策に関し、防災関係機関との連絡調整の必要があるときは、防災会議委員を招集する。

また、防災会議委員がその必要があると認めたときは、委員から本部長（会長）に要請する。

【災害対策本部組織図】



【災害対策本部事務分掌表】

| 部 | 事務分掌 |
|-------|---|
| 総務部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の庶務に関する事 2 気象・地震・津波・火山等の情報収集及び伝達に関する事 3 高齢者等避難、避難指示に関する事 4 警戒区域の設定に関する事 5 都、国、防災関係機関等への報告、連絡調整に関する事 6 応援要請及び受援に関する事 7 自衛隊の災害派遣要請に関する事 8 職員の動員指示に関する事 9 本部長の秘書及び視察者等への対応に関する事 10 庁舎の被害調査及び復旧に関する事 |
| 企画財政部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 住民への広報活動に関する事 2 報道機関への対応に関する事 3 災害記録及び資料の収集に関する事 4 住民相談に関する事 5 安否情報の提供に関する事 6 住家の被害認定調査及び罹災証明に関する事 |
| 民生部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の処理に関する事 2 し尿の処理に関する事 3 遺体の収容・処理・埋葬に関する事 4 ペットへの対応に関する事 5 避難行動要支援者の避難支援に関する事 6 要配慮者の支援に関する事 7 福祉避難所の開設・運営に関する事 8 避難所の開設・運営に関する事 9 園児の避難及び応急保育に関する事 10 被災者台帳の作成に関する事 11 義援金の配分に関する事 12 災害援護に関する事 |
| 衛生部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 応急医療救護に関する事 2 傷病者の搬送に関する事 3 避難者等の保健衛生に関する事 |
| 産業観光部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 農林業、漁業、観光業の被害調査及び応急復旧に関する事 2 産業への支援に関する事 3 物資の確保・受入・輸送に関する事 4 避難者の輸送に関する事 5 帰宅困難者の支援に関する事 |
| 建設部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川、海岸施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 2 土砂災害の警戒及び被害調査に関する事 3 障害物の除去及び車両の移動に関する事 4 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 |

| | |
|-----------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 5 応急給水に関すること 6 被災建築物の応急危険度判定、被災宅地の危険度判定に関すること 7 住宅の応急修理に関すること 8 応急仮設住宅に関すること 9 仮設施設の設置に関すること |
| 会計部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な現金物品の出納保管に関すること 2 義援金の受入に関すること |
| 消防部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 火災その他の災害予防、警戒及び防御に関すること 2 人命の救急及び救出に関すること 3 危険物の応急措置に関すること 4 避難誘導に関すること 5 その他消防に関すること |
| 教育部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒の安全避難に関すること 2 施設の被害調査及び応急復旧に関すること 3 応急教育に関すること 4 学用品の給与に関すること 5 文化財の被害調査及び保全措置に関すること |
| 若郷支所部 式根島支所部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 情報の伝達及び被害情報の収集に関すること 2 避難所の開設・運営に関すること 3 住民相談に関すること 4 各種手続きに関すること |
| 共通事務 | <ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の運営に関すること 2 本部長の特命事項に関すること |

第2章 情報の収集・伝達

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|----------------|------------------|-----------|
| 第1節 情報連絡体制 | 総務部 | |
| 第2節 災害情報の収集・伝達 | 総務部、企画財政部 | 都、東京管区气象台 |
| 第3節 被害情報の収集・報告 | 総務部、企画財政部、消防部 | |
| 第4節 広報・広聴 | 民生部、若郷支所部、式根島支所部 | |

第1節 情報連絡体制

1 通信手段の確保

村（総務部）は、次の手段を用いて通信を確保する。

【村の通信手段】

| 手段 | 内容 |
|-------------------|--|
| 災害時優先電話 | 災害時優先電話として登録されている電話を活用し、村内の防災関係機関と連絡を行う。 |
| 村防災行政無線 | 固定系 役場（親局）から屋外拡声局（子局）及び屋内戸別局への一斉放送により住民等に対し情報を伝達する。 |
| | 移動系 役場から現場等と連絡を行う。 |
| 都防災行政無線 | 都が設置している東京都防災行政無線等により都、防災関係機関との連絡、総務省消防庁への報告を行う。 |
| 携帯電話（衛星電話） | 都及び防災関係機関と迅速な連絡を行う。 |
| 漁業無線 | 漁業協同組合から漁船に向けて情報を伝達する。 |
| 全国瞬時警報システム（Jアラート） | 全国瞬時警報システム（Jアラート）により、村に伝達された警報等が自動起動により、防災行政無線にて放送される。 |
| 災害情報共有システム（Lアラート） | 災害情報共有システム（Lアラート）により、村等が発した情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して住民に災害情報が一括配信される。 |

2 通信手段が使用不能となった場合の措置

村（総務部）は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、関東地方非常通信協議会の無線局を利用し通信の確保を図る。

- (1) 警察通信施設
- (2) 東日本電信電話株式会社
- (3) 東京電力パワーグリッド株式会社

第2節 災害情報の収集・伝達

東京管区气象台は、次の地震・津波・気象情報等を伝達する。

なお、本村に係る津波予報区は、伊豆諸島、気象予報区は、伊豆諸島北部（一次細分区域）、新島村（市町村等をまとめた地域）である。

1 地震に関する情報

地震に関する情報は、次のとおりである。

【地震に関する情報】

| 地震情報の種類 | 発表基準 | 内容 |
|-------------|--|---|
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報 |
| 震源に関する情報 | ・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない) | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加 |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表 |
| 各地の震度に関する情報 | ・震度1以上 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表 |
| 推計震度分布図 | ・震度5弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表 |

2 津波に関する情報

津波に関する情報は、次のとおりである。津波の特別警報は、大津波警報に位置付けられる。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ】

| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 津波の高さ 予想の区分 | 発表される津波の高さ | |
|----------|---------------------------|----------------|------------|-----------|
| | | | 数値での発表 | 定性的表現での発表 |
| 大津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合 | 10m<高さ | 10m超 | 巨大 |
| | | 5m<高さ≤10m | 10m | |
| | | 3m<高さ≤5m | 5m | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところ | 1m<高さ≤3m | 3m | 高い |

| | | | | |
|-------|--|-------------------------------|----|---------|
| | ろで1mを超え、3m以下の場合 | | | |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | $0.2m \leq \text{高さ} \leq 1m$ | 1m | (表記しない) |

【津波情報の種類】

| 種類 | 内容 |
|---------------------------|--|
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類の表に記載）を発表 |
| 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表 |
| 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 |
| 沖合の津波観測に関する情報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 |

【津波予報の種類】

| 発表される場合 | 内容 |
|----------------------|--|
| 津波が予想されないとき | 津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表 |
| 0.2m未満の海面変動が予想されたとき | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表 |
| 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業、釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

3 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ地震に関する情報は、次のとおりである。

【南海トラフ地震に関する情報】

| | |
|---------------|--|
| 南海トラフ地震臨時情報 | <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | <ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨及び調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p> |

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード等】

| | |
|--------|---|
| 調査中 | <p>下記のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 |
| 巨大地震警戒 | 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合 |
| 巨大地震注意 | 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価 |

| | |
|------|---|
| | した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |
| 調査終了 | 巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 |

4 気象に関する情報

(1) 気象警報・注意報・特別警報

気象警報・注意報は、次のとおりである。

【気象注意報・警報等の種類】

| | | |
|-----|--|--|
| 注意報 | 気象注意報 | 大雨注意報、強風注意報、大雪注意報、波浪注意報、高潮注意報、雷注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、低温注意報、霜注意報 |
| | 浸水注意報（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる。） 地面現象注意報（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる。） | |
| 警報 | 気象警報 | 大雨警報、暴風警報、大雪警報、波浪警報、高潮警報 |
| | 浸水警報（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる。） 地面現象警報（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる。） | |
| | 特別警報 | 大雨 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 |
| | 暴風、高潮、高波 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、予想される場合 |
| | 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |
| | 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 |

(2) 記録的短時間大雨情報

数年に1度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測したり、解析したときに、気象情報の一種として発表される。本村においては、1時間雨量で100mmを超す降水が観測された場合発表される。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、気象台等から発表される。

(4) ナウキャスト（降水、竜巻、雷）

気象庁からナウキャストによる予測が気象庁ホームページで提供される。ナウキャストの種類は、次のとおりである。

【ナウキャストの種類】

| | |
|--------------|---|
| 降水ナウキャスト | 降水短時間予報より迅速な情報として5分間隔で発表され、1時間先までの5分毎の降水の強さを1km四方の細かさで予報する。 |
| 雷ナウキャスト | 雷の激しさや雷の可能性を1km格子単位で解析し、その1時間後（10分～60分先）までの予測を行う。 |
| 竜巻発生確度ナウキャスト | 竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～60分先）までの予測を行う。 |
| 高解像度降水ナウキャスト | 気象レーダーの観測データを利用して、250m解像度で降水の短時間予報（30分先）を行う。 |

(5) 火災気象通報

東京管区気象台は、消防法に基づき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。

村長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるとき、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

(6) 土砂災害警戒情報

都及び東京管区気象台は、区市町村を単位として土砂災害警戒情報を発表する。

都は、防災 FAX 及び DIS（災害情報システム）を利用するとともに、村長等とのホットライン、事前登録した担当者への自動メール等を用いて、土砂災害警戒情報を確実に伝達する。

村長は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、周辺住民に対し周知徹底するとともに避難指示等の判断を行う。

土砂災害警戒情報が発表され危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認する。

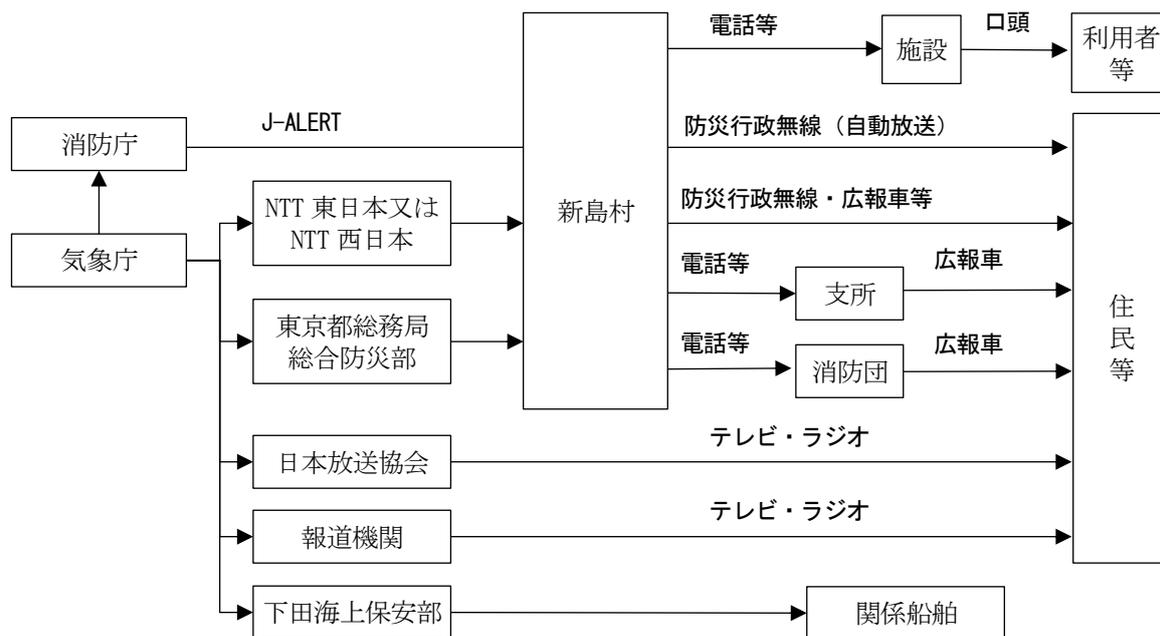
※土砂災害キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報で、常時10分毎に更新される。大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。

5 情報伝達

村（企画財政部）は、津波・地震・気象情報等について、防災行政無線（同報系）、広報車、Yahoo!防災速報アプリ等により住民に周知する。情報の伝達系統は、次のとおりである。

なお、津波警報、緊急地震速報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動した防災行政無線の自動放送や携帯電話の一斉配信等により住民に伝達される。



【情報の伝達経路】

第3節 被害情報の収集・報告

1 異常現象等の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を村又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村に通報する。

村（総務部）は、通報を受けた場合、次の機関に通報する。

- (1) 都（総務局及び大島支庁新島出張所）
- (2) 東京管区気象台
- (3) 地域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者
- (4) 住民

2 被害調査

(1) 初期の情報収集

村（総務部、企画財政部）は、異常現象発見の通報を受けたとき、又は災害の発生が予想されるとき、職員・消防団員を派遣し、現場の状況を確認する。

また、所管施設を巡回し、所管施設の警戒監視にあたる。

(2) 現地の調査

村（総務部、企画財政部、消防部）は、災害現地の実態を把握し、災害応急対策の円滑な実施を図るため調査班を編成し、現地調査を実施する。調査項目は、次のとおりである。

| | | |
|----------|------------|---------------|
| ア 災害原因 | イ 被害状況 | ウ 住民の動向及び要望事項 |
| エ 活動の問題点 | オ その他必要な事項 | |

3 都への報告

村（総務部）は、災害が発生したときから応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び都に報告ができない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

(1) 報告すべき事項

| |
|-----------------------------|
| ア 災害の原因 |
| イ 災害が発生した日時 |
| ウ 災害発生した場所又は地域 |
| エ 被害状況（「被害程度の認定基準」に基づき認定） |
| オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 |
| カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 |
| キ その他必要な事項 |

(2) 報告の方法

原則として、災害情報システム（DIS）への入力により報告する。

ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX 等あらゆる手段により報告する。

(3) 報告の種類・期限等

報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は、次のとおりである。

【報告の種類等】

| 報告の種類 | | 入力期限 | 入力画面 |
|----------|--------|-----------------|------------------|
| 発災通知 | | 即時 | 被害第1報報告 |
| 被害措置概況速報 | | 即時及び都が通知する期限内 | 被害数値報告 被害箇所報告 |
| 要請通知 | | 即時 | 支援要請 |
| 確定報 | 災害確定報告 | 応急対策を終了した後20日以内 | 災害総括 |
| | 各種確定報告 | 同上 | 被害情報、措置情報 |
| 災害年報 | | 4月20日 | 災害総括 |

(4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第17章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

第4節 広報・広聴

1 広報活動

(1) 広報手段

村（企画財政部）は、次の手段で広報活動を行う。

| | |
|-----------------|-----------------|
| ア 防災行政無線 | イ ホームページ |
| ウ 災害広報紙の配布 | エ 広報車による巡回 |
| オ Yahoo!防災速報アプリ | カ 役場、支所、避難所での掲示 |

(2) 広報の内容

広報内容は、次のとおりである。

| |
|------------------------|
| ア 災害発生時の広報 |
| イ 火災等の二次災害防止に関する情報 |
| ウ 被害に関する情報 |
| エ 村の災害対策関係及び活動状況に関する情報 |
| オ 避難指示等に関する情報 |
| カ 被災者支援に関する情報 |

2 記録の作成

村（企画財政部）は、被災状況や対策状況等の災害記録を保存し、必要に応じて活用する。

3 報道機関への対応

(1) 広報の要請

村（企画財政部）は、報道機関を通じて広報を要請する。

(2) 報道発表

村（企画財政部）は、村役場に記者発表場所を設置し、定時型の記者発表を行う。

また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。発表内容は、あらかじめ本部会議に諮ったものとする。

(3) 報道機関への要請

村（企画財政部）は、取材活動の受付を行う。取材活動は、本部長の許可を得た者のみとする。被災地の取材活動については、避難者等のプライバシー等に配慮をするよう報道機関に要請する。

避難所等における被災者への取材は、地域の住民組織等が許可したものとする。

4 安否情報の提供

村（企画財政部）は、被災者の安否情報について家族、親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づく本人確認を行い、被災者や第三者の利益侵害のないように配慮して適切に回答する。

照会への回答に当たっては、必要な限度で被災者の氏名等の情報（行方不明者名簿、避難者名簿等）を内部利用し、必要に応じて新島警察署等に対して被災者の安否に関する情報提供を求める。

5 被災者相談

村（民生部、若郷支所部、式根島支所部）は、役場及び各支所に被災者のための相談所を設置し、各種手続きや相談に対応する。

また、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

第3章 応援協力・派遣要請

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|--------------------|-----|------|
| 第1節 都・防災関係機関への応援要請 | 総務部 | |
| 第2節 協定に基づく応援要請 | 総務部 | |
| 第3節 自衛隊の災害派遣要請 | 総務部 | |
| 第4節 村の受援体制 | 総務部 | |

第1節 都・防災関係機関への応援要請

1 都に対する要請

村長（総務部）は、災害が発生し、応急災害対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、知事に対し、応援の要請又は応援のあっせんを求める。

その場合、都本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及び斡旋を求める場合はその理由)
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

2 指定地方行政機関等への応援要請

村長（総務部）は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、法令に基づき、知事に対し、次の職員の派遣、あっせんを求める。

【指定地方行政機関等への応援要請の内容】

| 内容 | 根拠法令 |
|--|--------------|
| 指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣要請 | 災害対策基本法第29条2 |
| 指定公共機関、指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣あっせん | 災害対策基本法第30条 |
| 地方自治法第252条17の規定による職員の派遣、地方独立行政法人法第124条第1項の規定による職員の派遣 | 災害対策基本法第30条2 |

3 区市町村への応援要請

村長（総務部）は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の区市町村長に対し、応援を求める。

4 海上保安庁に対する要請

村長（総務部）は、海上保安庁の支援を必要とするときは要請事項を明らかにし、知事を通じて要請する。

なお、知事を通じて要請することが困難な場合は、下田海上保安部に直接要請し、知事に対しても速やかに連絡する。

海上における災害応急対策は、次のとおりである。

- (1) 巡視船艇、航空機等を活用した、海上及び沿岸部等の被害状況の情報収集
- (2) 巡視船艇、航空機等を活用した、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動及び海上交通の安全確保等
- (3) 巡視船艇、航空機等を活用した、人員及び救援物資の輸送活動等
- (4) 上記を実施するために必要な車両による活動

第2節 協定に基づく応援要請

村長（総務部）は、災害が発生し応急対策活動を行う場合において、必要と認める業務について協定団体等に対し協力要請を行う。

なお、村は次の団体等と協定等を締結し、災害時の協力業務及び方法等を定めている。

【協定の内容】

| 協定団体 | 協定名 |
|----------------------|---------------------------|
| 島しょ町村 | 島しょ町村災害時相互応援に関する協定 |
| 東京消防庁 | 消防応援協定、消防応援協定に基づく覚書 |
| にいじま漁業協同組合 | 災害時における船舶による輸送等に関する協定 |
| 新島村商工会 | 災害時における食料品等調達業務に関する協定書 |
| 社会福祉法人新島はまゆう会 | 災害発生時における相互協力に関する協定書 |
| 国土交通省関東地方整備局 | 災害時の情報交換に関する協定 |
| 新島建設業協会 | 災害時における応急対策業務に関する協定 |
| 郵便局 | 災害時における郵便局と新島村役場の協力に関する協定 |
| 東京都 | 災害時における支庁緊急対応費による応援に関する協定 |
| 都立新島高等学校 | 避難所施設に関する協定 |
| 防衛装備庁航空装備研究所 新島支所 | 大規模災害時における施設の緊急使用に関する協定書 |
| 警視庁新島警察署 | 大規模災害発生時における施設等使用に関する協定書 |
| 東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社 | 災害時における相互連携等に関する基本協定 |
| 新島村社会福祉協議会 | 災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定書 |
| ヤフー株式会社 | 災害に係る情報発信等に関する協定 |

第3節 自衛隊の災害派遣要請

1 知事への要求

(1) 手続き

村長（総務部）は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求する。その場合、次に掲げる事項を明らかにした文書で

要求し、緊急を要する場合にあつては、電話又は口頭で要求し、事後速やかに文書を送達する。

| | |
|--------------------|----------------|
| ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 | イ 派遣を希望する期間 |
| ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 | エ その他参考となるべき事項 |

(2) 部隊への通知

村長（総務部）は、災害が発生し、通信の途絶等により（1）の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を直接部隊長に通知する。

この場合、速やかにその旨を知事に通知する。

【部隊への通知先】

| 部隊名等 | 連絡先 | |
|-------------------|--------------------------------|--------------------------|
| | 時間内 | 時間外 |
| 陸上自衛隊 第1師団 司令部 | 第3部長又は同部防衛班長 03 (3933) 1161 | 司令部当直長 03 (3933) 1161 |

2 災害派遣部隊の受入れ体制

村（総務部）は、次のように災害派遣部隊の受入れを行う。

(1) 応援協議

派遣部隊指揮官と、応援を求める業務等必要な事項について協議する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

(3) 作業計画及び資機材の準備

作業実施に必要な資機材の準備を整える。

また、施設の使用に際して管理者の了解を取り付ける等に留意する。

(4) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として「いきいき広場」を確保する。

また、ヘリポート（場外離着陸場）については、次の場所の使用を派遣部隊に通報する。

| | | |
|-------------------------|--------|------------|
| ア 若郷ヘリポート | イ 新島空港 | ウ 式根島ヘリポート |
| エ 防衛装備庁航空装備研究所新島支所ヘリポート | | |

3 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた当村が負担する。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

(4) 海上輸送料等

(5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた当村とで協議する。

4 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりである。

【災害派遣部隊の活動】

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| 被害状況の把握 | 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。 |
| 避難の援助 | 避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 |
| 遭難者等の捜索救助 | 行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。 |
| 水防活動 | 堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。 |
| 消防活動 | 火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。 |
| 道路又は水路の啓開 | 道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。 |
| 応急医療、救護及び防疫 | 被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。 |
| 人員及び物資の緊急輸送 | 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 |
| 炊飯及び給水 | 被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 |
| 物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する。 |
| 危険物の保安及び除去 | 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。 |
| その他 | その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 |

第4節 村の受援体制

村は、「新島村受援計画」に基づいて、次のとおり村外からの応援隊を受入れる。

1 応援の調整

村（総務部）は、応援を要請した場合、応援要員の職種、人数、必要資機材等について応援先と調整を行う。

2 応援の受入れ

村（総務部）は、応援隊を受入れるため駐車可能な集結地を指定する。宿泊施設は、原則として応援側に確保を要請するが、可能な範囲で公共施設等を提供する。

なお、応援職員の食料・資機材等は、原則として応援側に確保を要請する。

第4章 警備・交通規制

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|----------|---------|-----------------|
| 第1節 災害警備 | | 新島警察署、下田海上保安部 |
| 第2節 交通規制 | 総務部、建設部 | 大島支庁新島出張所、新島警察署 |

第1節 災害警備

1 警察の災害警備

(1) 警備体制の確立

新島警察署は、災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

(2) 警備活動

新島警察署による警備活動は、次のとおりである。

- ア 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- イ 災害地における災害関係の情報収集
- ウ 警戒区域の設定
- エ 被災者の救出、救護
- オ 避難者の誘導
- カ 危険物の保安
- キ 交通秩序の確保
- ク 犯罪の予防及び取締り
- ケ 行方不明者の調査
- コ 遺体の調査等（検視）

(3) その他の活動

ア 警戒区域の設定

災害現場において、村長もしくはその職権を行う村職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があるときは、警戒区域を設定するとともに、ただちにその旨を村長に通知する。

イ 村に対する協力

(ア) 村長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

(イ) 村の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

(ウ) 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

2 海上保安部の災害警備

下田海上保安部による警備救難活動は、概ね次のとおりである。

- (1) 沿岸水域の警戒
- (2) 気象状況の把握と通報（警報及び注意報の通報について、最寄りの气象台、又は測候所と連絡協議を行う。）
- (3) 港内及び沿岸停泊船舶への警報伝達と動静の把握
- (4) 管区本部及び隣接部署との連絡
- (5) 船舶に対する避難指示
- (6) 水路の安全
- (7) 被災者の救助、救出
- (8) 危険物の保安
- (9) 海上交通の秩序の維持
- (10) 海上における犯罪の予防及び取締まり

第2節 交通規制

1 交通情報の収集と交通統制

新島警察署は、交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況及び現場の対応策について、村本部に伝達する。

2 交通規制

- (1) 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき、必要な措置を実施する。
- (2) 危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

3 車両検問

新島警察署は、災害の状況により、島内主要幹線道路において車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

4 緊急通行車両等の確認

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、一般車両の通行が禁止・制限され災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両及び規制除外車両（以下、「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させる。

このため、次のように災害応急対策に従事する緊急通行車両等の確認を行う。

(1) 確認実施機関

新島警察署（都公安委員会）は、村及び防災関係機関が保有する車両及び調達した車両の確認を行う。都（財務局）は、都関係車両の確認を行う。

(2) 確認手続等

ア 届出済証の交付を受けている車両の確認

村（総務部）は、届出済証の提出により、確認に係る審査は省略され、緊急通行車両等の標章及び確認証明書（以下、「標章等」という。）の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けていない車両の確認

村（総務部）は、確認申請書を提出し、緊急通行車両等に該当するか否かの審査を受ける。その後、審査結果に基づき標章等が交付される。

(3) 規制除外車両

新島警察署（都公安委員会）は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生

時に優先すべきものに使用される車両は、公安委員会の確認に基づき、通行禁止の対象から除外する。

5 道路の啓開

(1) 障害物の除去

道路管理者（建設部、大島支庁新島出張所）は、緊急時の交通路及び輸送路を確保するため、被害情報の収集に努め、都道及び災害拠点に通じる村道について、道路障害物の除去、陥没、亀裂等の応急補修を優先的に行う。

(2) 放置車両の移動

道路管理者（建設部、大島支庁新島出張所）は、放置車両や立ち往生車両等により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する。

また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動を行う。

第5章 救助・消火活動

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|----------|-------------|-------|
| 第1節 救助活動 | 総務部、民生部、消防部 | 新島警察署 |
| 第2節 消火活動 | 総務部、消防部 | |

第1節 救助活動

1 救助情報の収集

村（総務部、民生部、消防部）は、新島警察署等と連携して、行方不明等の要救助者の情報を収集する。

2 救助活動

村（総務部、民生部、消防部）は、要救助者の情報をもとに、救助隊を編成し現場に派遣する。救助資機材が必要な場合は、建設業者等に出動を要請する。村で対応できない場合は、新島警察署、自衛隊に応援を要請する。

3 自主防災活動

住民、自主防災組織及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら、連携して地域の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、可能な限り協力して救助を行う。

第2節 消火活動

1 消防部の活動

消防部は、次の原則に基づき消火活動を行う。

(1) 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民等に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。出火した場合は、住民等と協力して初期消火を行う。

(2) 消火活動

延焼火災が発生した場合は、避難所、避難路、重要対象物等を優先して消火活動を行う。

(3) 救助救急

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難指示がなされた場合は、これを住民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

2 応援要請

村（総務部）は、消防部のみで対応が困難な場合は、都、自衛隊等に応援を要請する。

3 自主防災活動

住民、自主防災組織及び事業所は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防団が到着した場合にはその指示に従う。

第6章 医療救護等対策

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|-------------------|-------------|-----------------|
| 第1節 初動医療 | 衛生部 | 都、島しょ保健所 |
| 第2節 保健衛生活動 | 衛生部 | 島しょ保健所大島出張所新島支所 |
| 第3節 防疫活動 | 衛生部、建設部、民生部 | 島しょ保健所大島出張所新島支所 |
| 第4節 医薬品・医療用資器材の確保 | 衛生部 | 都、島しょ保健所 |
| 第5節 動物の救護 | 民生部 | 都、島しょ保健所 |

第1節 初動医療

1 医療体制

(1) 医療救護所の設置

村（衛生部）は、災害により傷病者が発生した場合は、本村診療所、若郷診療所及び式根島診療所を医療救護所として医療救護活動を行う。事故等により多数の傷病者が発生した場合には、被災現場に救護所を設置し、診療所から医療救護班を派遣する。

なお、本村診療所長を村災害医療コーディネーターとする。

(2) 応援要請

村（衛生部）は、村での医療救護活動が困難な場合は、島しょ保健所を通じ、都へ都医療救護班、東京 DMAT、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の派遣を要請する。

(3) 医療救護所への搬送

被災現場から医療救護所までの搬送は、消防部、新島警察署、地域住民等が協力して行う。

2 初動医療

(1) 医療救護所等での対応

医療救護所又は救護所での医療救護活動は、次のとおりである。

- ア 傷病者に対する応急措置
- イ 都立病院等への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
- ウ 軽症者等に対する医療
- エ 助産救護

(2) 後方医療機関への搬送

村（衛生部）は、都に要請して、医療救護所では対応できない傷病者を都立病院等へヘリコプター等により搬送する。

(3) 在宅の人工透析患者、難病者等への対応

村（衛生部）は、在宅難病者、在宅人工呼吸器使用者、透析患者等の情報を収集し、医療救護所での対応等の医療情報を提供する。

また、医療救護所での対応が困難な場合、都に都立病院等での受入れを要請し、ヘリコプター等により搬送する。

第2節 保健衛生活動

1 避難者の医療救護

村（衛生部）は、超急性期（発災から72時間）以降は、各診療所を医療救護活動拠点として、避難所における巡回医療を行う。

2 保健活動

村（衛生部）は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士・理学療法士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

保健活動班は、都が編成する環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難所における健康相談、感染症・エコノミークラス症候群の予防対策等、避難者の健康管理を行う。

3 地域精神保健活動

村（衛生部）は、都に災害派遣精神医療チーム（東京 DPAT 又は他道府県 DPAT）の派遣を要請し、保健活動班と連携を図りながら、避難所等で地域精神保健活動を行う。

第3節 防疫活動

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行い、感染症の発生及びまん延を防止する。

1 防疫体制

村（衛生部）は、必要に応じて、村職員や他自治体の応援職員等の中から、防疫班及び消毒班を編成する。

また、都の食品衛生指導班及び環境衛生指導班と連携し、食品の安全確保や防疫活動を実施する。

【防疫体制】

| 班名 | 機関 | 役割 |
|---------|------|---|
| 防疫班 | 村 | <ul style="list-style-type: none"> 健康調査及び健康相談 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 感染症予防のための広報及び健康指導 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理 |
| 消毒班 | 村 | <ul style="list-style-type: none"> 患者発生時の消毒（指導） 避難所の消毒の実施及び指導 |
| 保健活動班 | 村 | <ul style="list-style-type: none"> 健康調査及び健康相談の実施 広報及び健康指導 |
| 食品衛生指導班 | 保健所等 | <ul style="list-style-type: none"> 食品の衛生管理関係の指導 |
| 環境衛生指導班 | 保健所等 | <ul style="list-style-type: none"> 飲料水の消毒、避難所関係の衛生状況の調査、指導等 |

2 防疫活動

村（衛生部、建設部、民生部）は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び患者発生場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等を行う。

防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都に協力を要請する。

3 感染症対策

村（衛生部）は、インフルエンザ又は麻疹等の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

なお、一類・二類感染症等の入院対応が必要な感染症が発生した場合は、都及び保健所が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。

第4節 医薬品・医療用資器材の確保

村（衛生部）は、発災後速やかに災害薬事センターを本村診療所に設置する。

医療救護活動では、村が備蓄している医薬品等を使用するが、不足が生じた場合は、医薬品販売業者から調達する。調達が困難な場合には都に要請する。

血液製剤についても都に要請する。

第5節 動物の救護

1 避難所での対応

村（民生部）は、同行避難した動物の飼い主に対し、飼養場所の指定、給餌等の適正飼養、衛生管理等について指導する。

2 動物の救護

都は、関係団体等と協働し動物救援本部を設置し、負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護・救護を行う。村（民生部）は、この活動に協力する。

第7章 遺体の取扱い

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|--------------|-----|---------|
| 第1節 行方不明者の搜索 | 消防部 | 新島警察署 |
| 第2節 遺体の収容 | 民生部 | 新島警察署、都 |
| 第3節 火葬等 | 民生部 | 都 |

第1節 行方不明者の搜索

村（消防部）は、新島警察署と連携して行方不明者（周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。）の情報を収集し、搜索活動を行う。

第2節 遺体の収容

1 遺体の搬送

村（民生部）は、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。

2 遺体収容所の開設

村（民生部）は、公共施設等に遺体収容所を開設し、遺体を収容する。収容所に遺体収容のための建物がない場合は、天幕等に対応する。

また、遺体を安置するため、納棺用品等を確保する。

遺体収容所を開設した場合は、都及び新島警察署に報告するとともに、住民等へ周知する。

3 検視・検案・身元確認

(1) 検視・検案

新島警察署は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。

都は、遺体収容所に検案班を派遣する。検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。

(2) 身元確認

新島警察署は、発見した遺体の身元が不明な場合について、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。身元が確認された遺体は、遺族に引き渡す。

村は、身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。

第3節 火葬等

村（民生部）は、遺族等に引き渡された遺体について、役場・支所で死亡届を受理し、火葬許可証を発行する。発行が困難な場合等は、それに代わって特例許可を行う。

火葬は、新島村火葬場、式根島火葬場で実施する。被災等により火葬が困難な場合は、都に広域火葬の応援・協力、搬送手段の確保を要請する。

なお、村は、身元不明の遺体を火葬し、遺骨及び遺留品を保管する。

第8章 避難

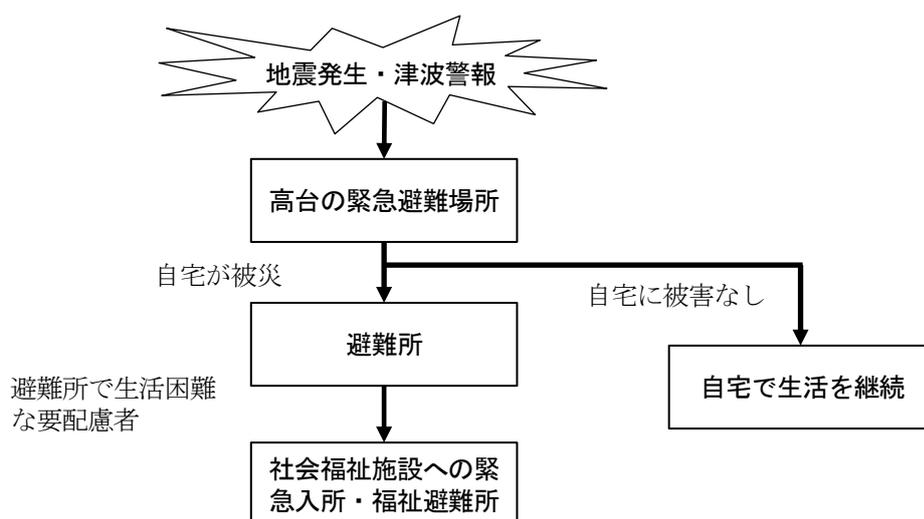
| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|--------------------|------------------|-------|
| 第1節 避難活動の流れ | | |
| 第2節 自主避難 | 総務部 | |
| 第3節 避難指示等の発令 | 総務部、消防部 | 新島警察署 |
| 第4節 避難誘導 | 消防部 | 新島警察署 |
| 第5節 警戒区域の設定 | 総務部 | |
| 第6節 避難場所・避難所の開設・運営 | 民生部、若郷支所部、式根島支所部 | |
| 第7節 要配慮者への支援 | 民生部・若郷支所部・式根島支所部 | |
| 第8節 被災者の他地区への移送 | 総務部 | |
| 第9節 観光客・来訪者対策 | 産業観光部 | |

第1節 避難活動の流れ

1 地震の発生又は津波警報の発表時の避難活動

地震発生又は津波警報の発表時の避難は、次のとおりである。

- (1) 揺れがおさまった後に家族等の安全を確認する。
- (2) 地域の住民等で相互に呼びかけ、高台の緊急避難場所へ避難する。
- (3) 津波注意報・警報が解除され、安全が確認された後に、消防団等の誘導で、避難所に移動する。
- (4) 住家が被災していない場合は、帰宅し生活を継続する。



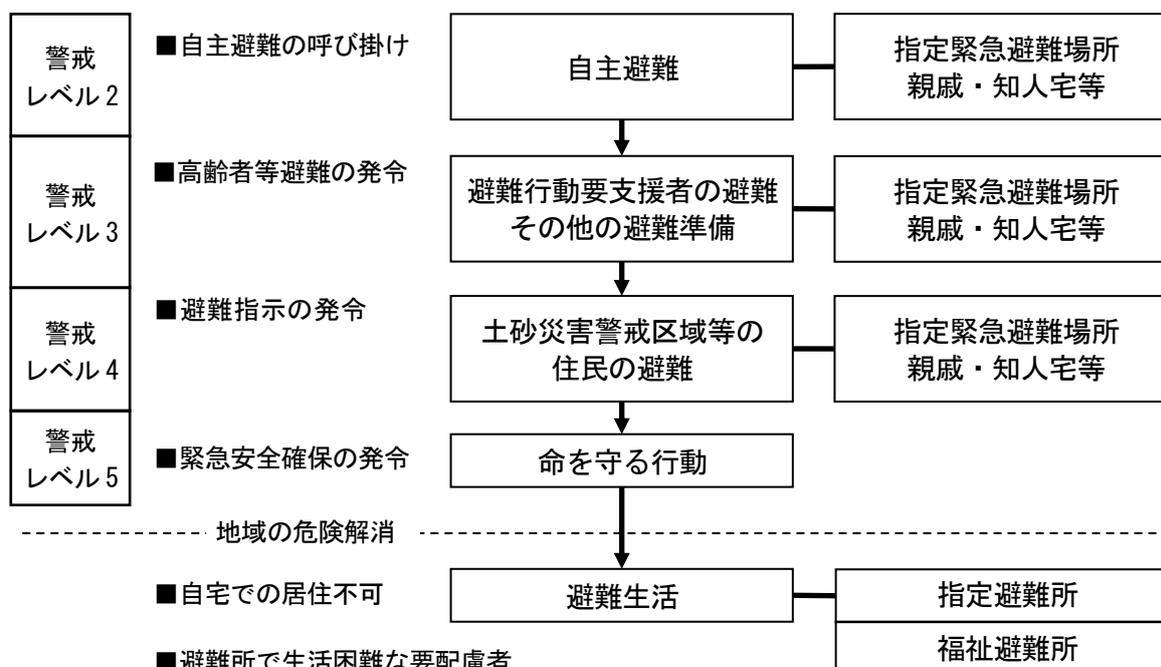
【地震・津波時の避難活動の流れ】

【地震・津波時の緊急避難場所・避難所】

| 地区 | 緊急避難場所 | 避難所 |
|-----|--|--|
| 本村 | 新島村博物館、観音様、新島高等学校、新島中学校、新島小学校、新島保育園、グリーンヒルスポーツガーデン、前抗建設、大三山、いきいき広場駐車場、新島村津波避難タワー、新島港津波避難施設 | 新島高等学校格技棟、新島小学校、新島中学校、新島保育園、さわやか健康センター |
| 羽伏 | 羽伏浦展望台 | |
| 若郷 | 若郷防災コミュニティーセンター | 若郷防災コミュニティーセンター |
| 式根島 | 式根島小学校 | 式根島中学校、式根島小学校、式根島開発総合センター |

2 風水害時の避難活動

- (1) 台風の接近等が想定される場合（概ね風雨が強まる24時間前まで）、村からの自主避難の呼び掛けにより、自宅での生活に不安な住民は、村が開設した緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等に自主的に避難する。（警戒レベル2又は3の段階）
- (2) 台風の接近等により、さらに風雨が強まるのが想定される場合（概ね6時間前まで）、村からの高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者等は、緊急避難場所に避難する。（警戒レベル3）
- (3) 土砂災害、強風による被害等の危険がある場合、村からの避難指示の発令により、土砂災害警戒区域内の住民等は、緊急避難場所に避難する。（警戒レベル4）
- (4) 危険が切迫した場合、村からの緊急安全確保の発令により、土砂災害警戒区域内の住民等は、直ちに堅牢な建物の上層階・崖とは反対側の部屋等へ移動する。（概ね警戒レベル5）
- (5) 風雨が収束し、危険が解消した後、自宅に帰宅する。
- (6) 住家が被災し居住困難な場合は、避難所に移動する。



【風水害時の避難活動の流れ】

【風水害時の緊急避難場所・避難所】

| 地区 | 緊急避難場所・避難所 |
|-----|--|
| 本村 | 新島村住民センター、青葉会館、新島村自治連合会館、新島勤労福祉会館、新島小学校、さわやか健康センター、新島高等学校格技棟、新島中学校 |
| 若郷 | 若郷地区防災コミュニティセンター |
| 式根島 | 式根島中学校、式根島小学校、式根島開発総合センター |

第2節 自主避難

村（総務部）は、台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的な余裕をもって避難が可能なように指定緊急避難場所を開設し、住民の自主避難を呼び掛ける。

なお、その場合に必要な食料、生活必需品等は、避難者自らが確保し、持参することとする。

第3節 避難指示等の発令

1 避難指示等の発令

(1) 避難指示

村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

(2) 高齢者等避難

村長は、避難指示に先立ち、住民の避難準備と要配慮者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。

(3) 緊急安全確保措置

村長は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、近傍の堅固な建物への退避、崖と反対側の2階以上の部屋での待避その他緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する。

【避難指示の要件】

| 発令権者 | 要件 | 根拠法令 |
|-------------------|--|----------------|
| 村 長 | ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき | 災害対策基本法第60条第1項 |
| 知 事 | ・災害の発生により村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき | 災害対策基本法第60条第6項 |
| 警察官 海上保安官 | ・村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ・村長から要求があったとき | 災害対策基本法第61条 |
| 警察官 | ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき | 警察官職務執行法第4条 |
| 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき | 自衛隊法第94条 |
| 知事又は知事の命を受けた県職員 | ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき | 地すべり等防止法第25条 |

2 避難指示等の基準

避難指示等の基準（目安）及び警戒レベルは、次のとおりである。

なお、村長は、避難指示又は安全確保措置を指示する場合、気象台、都に対し助言を求めることができる。

【避難指示等の発令基準（目安）】

| 種別 | 風水害（土砂災害）の基準 | 津波・地震 |
|---------------------|---|--|
| 自主避難の呼び掛け【警戒レベル2・3】 | <ul style="list-style-type: none"> 強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合 | — |
| 高齢者等避難【警戒レベル3】 | <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合等） | <ul style="list-style-type: none"> 遠地地震により津波の到達が予想されるとき 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき |
| 避難指示【警戒レベル4】 | <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 土砂災害の前兆現象（湧き水・水の濁り、溪流の水量の変化、落石等）が発見された場合 | <ul style="list-style-type: none"> 津波注意報（対象は、海岸線付近） 津波警報、大津波警報が発表されたとき 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 延焼火災が発生したとき 強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合 |
| 緊急安全確保【警戒レベル5】 | <ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 土砂災害の発生が確認された場合 | |

| 警戒レベル | 状況 | 住民が取るべき行動 | 避難情報（村発令） | 防災気象情報等 |
|-------|----------|----------------|-----------|--|
| 5 | 災害発生又は切迫 | 命の危険、直ちに安全確保 | 緊急安全確保 | ・大雨特別警報 |
| 4 | 災害のおそれ高い | 危険な場所から全員避難 | 避難指示 | ・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「非常に危険」 |
| 3 | 災害のおそれあり | 危険な場所から高齢者等は避難 | 高齢者等避難 | ・大雨警報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「警戒」 |

| | | | | |
|---|---------------|--------------|---|--|
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | - | ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「注意」 ・大雨注意報 ・洪水注意報大雨 |
| 1 | 今後気象状況の悪化のおそれ | 災害への心構えを高める。 | - | 早期注意情報（警報級の可能性） |

3 避難指示等の伝達

(1) 避難指示等の内容

村（総務部）は、次の内容を明示して避難指示等を行うものとする。

| | | |
|------------|------------|--------|
| ア 避難対象地域 | イ 避難先 | ウ 避難経路 |
| エ 避難指示等の理由 | オ その他必要な事項 | |

(2) 伝達方法

村（企画財政部、消防部）は、防災行政無線、サイレン、Yahoo!防災速報アプリ、広報車等により伝達する。

また、津波注意報・警報が発表された場合は、船客待合所、漁業協同組合、観光協会等に電話等で連絡し、避難の呼びかけを要請する。

第4節 避難誘導

避難誘導は、原則として、地域の自治会・自主防災組織が行う。危険地域においては、村（消防部）が新島警察署等の協力を得て、安全な避難方向等について誘導を行う。

なお、津波避難において、緊急避難場所（高台等の屋外）から避難所（屋内施設）に移動する場合も同様とする。

第5節 警戒区域の設定

村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

警戒区域を設定した場合、住民等に周知する。周知の方法は、避難指示等と同様とする。

第6節 避難場所・避難所の開設・運営

1 緊急避難場所の開設

村（民生部、若郷支所部、式根島支所部）は、高齢者等避難、避難指示等を発令した場合、緊急避難場所（屋内施設）を開設する。

なお、緊急避難場所を開設した場合は、原則として、食料、毛布等の物資は、避難者自らが確保するものとする。

また、危険な状況が解消された後は帰宅の措置をとる。住家が被災した場合は、避難所へ移動する。

2 避難所の開設

村（民生部、若郷支所部、式根島支所部）は、住家が被災し居住が困難となった被災者に対し、生活の場として避難所を開設する。

(1) 避難所の運営管理

避難所の運営のため、原則として、避難所開設・運営マニュアルに基づき、自治会等の代表者による自主運営組織を確立して行うものとし、村は、自主運営を支援する。

運営に当たっては、管理責任者に女性を配置する等、女性の参画を求めるとともに、性別による役割の固定化の防止、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(2) 避難環境の整備

必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

| | | |
|---------------|-----------------|---------|
| ア 畳、マット、カーペット | イ 間仕切り | ウ 冷暖房機器 |
| エ 洗濯機・乾燥機 | オ 仮設風呂・シャワー | カ 仮設トイレ |
| キ テレビ・ラジオ | ク インターネット情報端末 | ケ 調理用品 |
| コ 情報掲示板 | サ その他必要な設備・備品 等 | |

(3) 要配慮者等への配慮

男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用仮設トイレ、要配慮者専用のスペース等、要配慮者や女性、児童・生徒等の状況に応じた環境に配慮する。

(4) 生活支援

避難者に対し、食料、飲料水、生活物資の供給、巡回医療等による健康管理等の生活支援を行う。支援に当たっては、村外からのNPO団体、ボランティア等の専門的な知識を有する外部支援者の協力を得る。

3 指定避難所以外の避難者への支援

(1) 避難者の把握

村（民生部、若郷支所部、式根島支所部）は、在宅の被災者や車中・テント等の被災者の所在を、消防団や自治会等と連携して把握する。

(2) 生活支援

村（民生部、若郷支所部、式根島支所部、企画財政部）は、指定避難所以外の被災者に対し、広報紙の配布等により支援情報を提供する。

また、指定避難所にて、避難所収容者と同様に食料、物資の供給を受けられるよう配慮する。

4 新型コロナウイルス等感染症対策

村（民生部、衛生部、若郷支所部、式根島支所部、企画財政部）は、新型コロナウイルス等感染症への感染防止のため次の対策を行う。

(1) 避難所の開設場所

指定避難所以外の施設を避難所として活用し、密集状態を解消することに努める。

(2) 自宅での避難

避難所の過密を防ぐため、立地が安全な自宅又は親戚・知人宅等での避難の検討を要請する。

(3) 自宅療養者等の避難

自宅療養等を行っている感染症の軽症者等のため、専用の施設を確保し受け入れる。

(4) 避難所での専用スペースの確保

一般の避難スペースとは別に、発熱、咳等の症状があり感染の疑いのある者のスペース、家族等の濃厚接触者のスペース、専用のトイレの指定等、区域及び動線を区分する。

(5) 健康状態の確認

避難場所・避難所の開設の際には、避難者の検温、問診等を行い、感染の疑いがある者、その濃厚接触者を判別し、上記(4)の専用スペースに収容し、検査等の措置を講じる。感染者が発生した場合は、島しょ保健所大島出張所新島支所に相談し対応する。

重症の感染者が発生した場合は、本土の医療機関への搬送を島しょ保健所を通じて、都に要請する。

(6) 衛生環境の確保

避難者及び避難所職員は、手洗いの実施、マスクの着用に留意する。

また、避難所内は十分な換気、定期的な消毒に努める。

第7節 要配慮者への支援

1 避難誘導

在宅の避難行動要支援者の支援は、避難行動要支援者名簿に基づいて、村（民生部、若郷支所部、式根島支所部）、地域の民生委員、社会福祉協議会職員、自治会等の協力を得て行う。

2 避難生活での支援

村（民生部、若郷支所部、式根島支所部）は、さわやか健康センター（保健師、看護師等）、民生委員、地域包括支援センター職員等の協力を得て、避難後の要配慮者の状況を把握し、必要な措置をとる。

また、必要に応じて、診療所の医師及び看護師を派遣し、体調不良者に対応する。

3 福祉避難所等への収容

村（民生部）は、避難所における専用スペース等の確保、公共施設等に福祉避難所を設置し、避難所で生活が困難な要配慮者を収容する。

また、村内施設で収容が困難な場合は、都に島外施設での収容を要請する。

第8節 被災者の他地区への移送

村（総務部）は、村内の避難所に被災者を受け入れることが困難な場合は、他地区への移送について、都に要請する。移送が決定した場合、村職員から連絡要員を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。

第9節 観光客・来訪者対策

1 島外への移動要請

村（産業観光部）は、観光客・来訪者に対し、台風接近等による天候悪化が予想される場合は、船舶及び航空機が欠航する前に島外へ移動するよう、防災行政無線での放送、宿泊施設等を通じて呼び掛ける。

2 帰宅困難者への対応

村（産業観光部）は、災害により帰宅の手段を失った観光客・来訪者について状況を把握し、指定避難所へ誘導又は宿泊施設への収容を要請する。

また、移動に関する情報を収集し提供する。

第9章 飲料水・食料・生活必需品の供給・輸送

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|------------------|-----------|------|
| 第1節 飲料水の供給 | 建設部、産業観光部 | |
| 第2節 食料・生活必需品等の供給 | 産業観光部 | |
| 第3節 輸送体制 | 産業観光部 | |

第1節 飲料水の供給

1 応急給水

村（建設部）は、次のとおり給水活動を行う。

(1) 情報の収集

簡易水道の被災により断水した場合は、断水地区、供給人口等の情報を収集する。

(2) 給水資機材の確保

給水活動に使用する給水車、給水タンク等の資器材、給水要員等を確保する。

また、被災者が必要な給水袋等も確保する。

(3) 応援要請

村での対応が困難な場合は、都、自衛隊に応援を要請する。

また、簡易水道での給水が困難な場合は、船舶による島外からの給水を都に要請する。

(4) 給水活動

避難所を給水拠点に設定し、被災者が持参したポリタンク、バケツ等に給水する。

2 飲料水の確保

村（産業観光部）は、給水体制が整わない場合は、ペットボトル等の保存水を確保し、配布する。

第2節 食料・生活必需品等の供給

1 食料の供給

(1) 備蓄の活用

家庭内備蓄を持参できなかった被災者に、村・都の備蓄を供給する。

(2) 食料の確保

村（産業観光部）は、次の方法で食料を確保する。

なお、事業者、自衛隊等への要請にあたっては、管理栄養士等による献立の作成、栄養管理、アレルギー等への配慮に努める。

| | |
|--------------|--------------|
| ア 島内の事業者への要請 | イ 自衛隊による炊き出し |
| ウ 都への要請 | |

(3) 炊き出しの支援

村（産業観光部）は、自治会等による炊き出しを支援するために、米穀、必要な食材等を確保する。

2 生活必需品の供給

村（産業観光部）は、村・都の備蓄の活用、都への要請により生活必需品を確保し、供給する。

第3節 輸送体制

1 輸送拠点

村（産業観光部）は、村外からの食料、生活必需品を受け入れるため、次の場所に輸送拠点を設置する。

| | | |
|---------|----------|----------|
| (1) 新島港 | (2) 野伏漁港 | (3) 新島空港 |
|---------|----------|----------|

2 ヘリコプター・船舶の確保

村（産業観光部）は、ヘリコプター・船舶による輸送の必要がある場合は、都に要請する。

3 ヘリコプター臨時離発着場の確保

村内で活用するヘリコプター臨時離発着場の候補地は、次のとおりである。

| | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 若郷ヘリポート | (2) 新島空港 |
| (3) 式根島ヘリポート | (4) 防衛装備庁航空装備研究所新島支所ヘリポート |

第10章 ごみ・し尿・災害廃棄物処理

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|-------------|-----|-----------|
| 第1節 ごみ処理 | 民生部 | |
| 第2節 し尿処理 | 民生部 | |
| 第3節 障害物の除去 | 建設部 | 大島支庁新島出張所 |
| 第4節 災害廃棄物処理 | 民生部 | |

第1節 ごみ処理

村（民生部）は、被災した家屋等から排出される家財や不要品等について、一般の粗大ゴミと同様に収集し処理する。

大量に排出される場合には、各地区の空地や道路際に一次仮置場を、村の公共用地に二次仮置場を指定する。

村で収集・処理が困難な場合は、都に運搬、処理施設等で必要となる収集・運搬機材や人員の応援を要請する。

第2節 し尿処理

1 仮設トイレ

(1) 仮設トイレの確保

村（民生部）は、断水により水洗トイレが機能しない場合は、仮設トイレを事業者から確保し、避難所等に設置する。村で確保できない場合は、都に要請する。仮設トイレは、要配慮者用トイレや防犯性の高いトイレを確保するよう配慮する。

(2) し尿の収集

村（民生部）は、清掃委託業者に仮設トイレからのし尿の収集を要請する。村内の収集車両で対応が困難な場合は、都に要請する。

2 その他の手段の確保

村（民生部）は、仮設トイレ以外に簡易トイレ、組立てトイレ（マンホール用）等、多様な災害用トイレを確保する。

また、自宅等の既存のトイレが使用できるよう、非常用のトイレセットを確保する。

第3節 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

村（建設部）は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、災害救助法に基づきその除去を行う。対象者は次のとおりとする。

なお、災害救助法の適用前は、村で対象者を定めて実施する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの (2) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水したもの (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの |
|--|

2 道路関係障害物の除去

都（大島支庁新島出張所）は、都道について、障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため、速やかに障害物の除去を行う。

村は、障害物の状況を調査し、都に報告するとともに、村道の障害物を除去する。

3 港湾関係障害物の除去

都は、港湾、漁港内の障害物の除去を行う。

第4節 災害廃棄物処理

1 災害廃棄物処理実行計画の作成

村（民生部）は、被災状況を確認し、被災の規模に応じて災害廃棄物の発生推定量を算出し、「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。

2 収集・処理

村（民生部）は、大量に災害廃棄物が発生した場合は、公共用地等に仮置場を設置する。村の処理能力を超える災害廃棄物が発生する場合は、仮置場にて、選別、焼却、破碎等の処理を行うが、被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請する。

なお、村が環境大臣によって、廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

第11章 ライフライン施設の応急対策

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|----------|-----|----------------|
| 第1節 電気 | | 東京電力パワーグリッド(株) |
| 第2節 通信施設 | | 各通信事業者 |
| 第3節 水道 | 建設部 | |
| 第4節 ガス | | LP ガス事業者 |

第1節 電気

東京電力パワーグリッド(株)は、新島事務所に非常災害対策支部を設置し、応急・復旧対策を実施する。

復旧は、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる役場等、避難所等を優先する。各設備の復旧は、災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものからあらかじめ定めた手順により行う。

また、設備巡視を強化し、切れた電線による感電等の二次災害防止対策を実施する。

第2節 通信施設

各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。

各社は、それぞれの計画に基づき、通信の確保を重点として応急復旧工事、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。

第3節 水道

村(建設部)は、水道施設の点検を行い、被災状況を把握する。施設が被災した場合は、事業者へ復旧を要請する。

第4節 ガス

LP ガス事業者は、各戸のLP ガスの安全確認を行い、供給を開始する。

第12章 公共土木施設等の応急・復旧対策

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|-------------|-----|-------------|
| 第1節 公共土木施設 | 建設部 | 大島支庁新島出張所、都 |
| 第2節 社会公共施設等 | 教育部 | 施設管理者 |

第1節 公共土木施設

1 道路

道路管理者（建設部、大島支庁新島出張所）は、管理する道路について、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、障害物除去作業等を事業者の協力を得て実施する。

2 港湾・漁港

都は、港湾・漁港施設に被害が予想されるときは、直接又は漁業協同組合の協力を得て港内を点検する。

被害があった場合、被害状況を把握し、応急対策に必要な技術的判断を行うとともに、その状況を都港湾局に報告し、漁業協同組合の協力を得て必要な措置を実施する。

なお、被害のあった場合、施設の使用停止等を措置する。

3 海岸施設

都は、管理する施設が地震により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧対応を行う。

特に、護岸の全壊又は決壊が発生し、これを放置することにより、著しい被害を生ずるおそれがある施設を緊急に復旧する。

4 空港

都は、被害状況調査及び施設の使用停止等の措置を行う。

都は、滑走路・着陸帯・誘導路・駐機場・照明施設等の基本施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えている施設の応急復旧を速やかに実施する。

5 急傾斜地崩壊防止施設

村（建設部）は、発生状況等の情報を収集し都（大島支庁新島出張所）に報告する。

また、土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ、避難指示を発令し避難活動を実施する。

都（大島支庁新島出張所）は、急傾斜地崩壊防止施設における応急措置及び応急復旧対策を実施する。

第2節 社会公共施設等

1 社会福祉施設

社会福祉施設の責任者は、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設での待機や避難所への避難等の措置をとる。

施設が被災し対応ができない場合は、村、村社会福祉協議会等に応援を要請する。

2 文化財

文化財の所有者又は管理者は、文化財に被害が発生した場合は、被害の拡大防止に努め、被

災状況を速やかに調査し、村教育委員会（教育部）に報告、応急措置を講ずる。村（教育部）は、その内容を都教育委員会に報告する。

災害後は、被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、村教育委員会（教育部）及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

第13章 応急生活対策

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|--------------------|-----------|---|
| 第1節 被災建築物の応急危険度判定 | 建設部 | |
| 第2節 被災宅地の危険度判定 | 建設部 | |
| 第3節 住家被害調査・罹災証明の交付 | 企画財政部 | |
| 第4節 被災住宅の応急修理 | 建設部 | |
| 第5節 応急仮設住宅の供給 | 建設部 | 都 |
| 第6節 被災者の生活確保 | 企画財政部、民生部 | 都、都社会福祉協議会、飯田橋公共職業安定所、日本郵便(株)、日本放送協会、各通信事業者 |
| 第7節 危険動物の逸走時対策 | 総務部 | 都、新島警察署 |

第1節 被災建築物の応急危険度判定

1 判定の実施

村（建設部）は、被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物危険度判定実施本部を設置し、応急危険度判定士、資機材を確保して、被災建築物の被害状況を調査し、危険の程度の判定・表示を行う。

村で実施が困難な場合は、判定士の派遣等の支援を都に要請する。

2 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーを、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第2節 被災宅地の危険度判定

1 判定の実施

村（建設部）は、宅地の被災による二次災害を防止するため、宅地の被害に関する情報に基づき、役場に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地危険度判定士、資機材を確保して宅地の判定を実施する。

村で実施が困難な場合は、判定士の派遣等の支援を都に要請する。

2 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

住宅等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、避難対策、危険箇所への立入を制限する。

第3節 住家被害調査・罹災証明の交付

1 住宅被害調査

村（企画財政部）は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を交付するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）を参考とし、住家等の被害認定調査を行う。

調査は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」に区分する。調査結果は都に報告する。

村で実施が困難な場合は、調査者等の支援を都に要請する。

| 区分 | 内容 |
|------|---|
| 一次調査 | ・外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部位に限る）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。 |
| 二次調査 | ・第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。 ・外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。 |
| 再調査 | ・第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合に実施する。 ・依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点について再調査を行う。 |

2 罹災証明の交付

村（企画財政部）は、住家被害調査の結果を罹災台帳等にデータベース化し、罹災証明の交付を準備する。交付場所は、役場、支所とする。

第4節 被災住宅の応急修理

1 応急修理の対象

村（建設部）は、災害救助法が適用された地域内において、災害により住家が半壊し、又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

(1) 対象者

対象者は、次のとおりである。

ア 災害のため住家が半壊し、又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補償を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊・中規模半壊・半壊）

イ 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（準半壊）

(2) 対象者の調査及び選定

村は、被災者の資力その他生活条件の調査及び罹災証明に基づき、都が定める選定基準により対象者の募集及び選定を行う。

2 修理の方法

村（建設部）は、都が作成する業者リストから業者を選定する。修理は、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分とする。

第5節 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された地域において、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急仮設住宅等を供給する。

1 公営住宅の活用

都は、都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

2 賃貸型応急住宅

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

3 建設型応急住宅

(1) 建設予定地の確保

村（建設部）は、あらかじめ選定した予定地から、道路・用地の整備、ライフライン、避難所の利用等を勘案し、建設予定地を定める。

(2) 建設

都は、建設予定地の中から建設地を選定し、建設業者に工事を発注する。応急仮設住宅は、平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

工事の監督は、都が行う。

ただし、これにより難しい事情がある場合には、村等に委任する。

4 入居者の選定

(1) 入居資格

入居者は、次の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者である。

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力では住家を確保できない者

(2) 入居者の募集・選定

都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、村に住宅を割り当て、入居者の募集及び選定を村に依頼する。

村（建設部）は、広報紙等で被災者に周知、募集し、都が作成した選定基準に基づき、入居者を選定する。

第6節 被災者の生活確保

1 生活相談

村（企画財政部）は、役場及び各支所に相談窓口を設置し、被災者生活の支援に関する相談、要望等の対応を実施する。要望等については、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

2 災害弔慰金等の支給

村（民生部）は、新島村災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金等を支給する。

(1) 災害により死亡した村民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

(2) 自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に対し、災害障害見舞金を支給

する。

(3) 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。

3 生活福祉資金の貸付

都社会福祉協議会は、被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金、又は、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける。

4 被災者生活再建支援金の支給

都及び村（民生部）は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

5 義援金の募集・受付・配分

(1) 募集・受付

村（民生部）は、義援金の受付口座を開設し、ホームページ、報道機関等を通じて、村の義援金を募集する。

都の義援金の義援金募集に協力して、受け付けた義援金については、都義援金配分委員会に報告するものとし、指定する口座に送金する。

(2) 義援金の支給

村で募集した義援金については、村で配分委員会を設置し、配分計画等を策定し被災者に支給する。

都で募集し村に送金された義援金は、都の配分計画に基づき、速やかに被災者に支給し、支給状況を都委員会に報告する。

6 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、次の措置を講じる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

7 租税等の徴収猶予及び減免等

国、都、村（企画財政部、民生部）は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、租税等の納税期限の延長、徴収猶予及び減免等、適時、適切な措置を実施する。

8 事業者への融資

(1) 中小企業者への融資

都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

(2) 農林漁業関係者への融資

都は、被災した農林漁業関係者に対する生活支援策を、迅速に実施する。

ア 株式会社日本政策金融公庫による融資

イ 経営資金等の融通

ウ 農林漁業団体に対する指導

9 その他の支援

各関係機関は、被災者に対する生活支援を実施する。

(1) 日本放送協会

- ア NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を実施
- イ 被災者の受信料免除
- ウ 状況により避難所へ受信機を貸与

(2) 通信事業者

- ア 被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施
- イ 災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

10 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成

村長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎となる被災者台帳を作成する。被災者台帳に記載する内容は、次のとおりである。

| | |
|---|---|
| ア | 氏名 |
| イ | 生年月日 |
| ウ | 性別 |
| エ | 住所又は居所 |
| オ | 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況 |
| カ | 援護の実施の状況 |
| キ | 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 |
| ク | 電話番号その他の連絡先 |
| ケ | 世帯の構成 |
| コ | 罹災証明の交付の状況 |
| サ | 台帳情報を村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 |
| シ | 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 |
| ス | 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー） |
| セ | その他被災者の援護の実施に関し村長が必要と認める事項 |

(2) 被災者情報の提供

村長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。この場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

| | |
|---|---|
| ア | 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき |
| イ | 村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき |
| ウ | 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき |

なお、提供の際には、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の加害者等に居場所等が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

第7節 危険動物の逸走時対策

村は、住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、都、新島警察署等と協力して、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集、住民の避難等の対策を行う。

第14章 応急教育・保育

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|----------|-----|------|
| 第1節 応急教育 | 教育部 | |
| 第2節 応急保育 | 民生部 | |

第1節 応急教育

1 児童生徒の保護

校長は、気象情報等を把握し、事前に児童生徒を帰宅させることを原則とする。

地震発生又は津波注意報・警報が発表された場合は、安全が確認されるまで学校で一時待機を行い、状況に応じて帰宅又は保護者等への引き渡しを行う。

延焼火災が発生した場合は、安全な緊急避難場所に誘導する。

2 応急教育

村（教育部）は、小中学校の被害状況を把握し、応急復旧を行い、早期に授業を再開するよう努める。

また、被災した世帯の児童生徒には、災害救助法に基づき、学用品等を給与する。

第2節 応急保育

1 園児の保護

園長は、学校と同様の措置をとる。

2 応急保育

村（民生部）は、保育園の被害状況を把握し、応急復旧を行い、早期に保育を再開するよう努める。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

第15章 災害ボランティア活動

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|------------------------|---------|---------|
| 第1節 災害ボランティアセンターの開設・運営 | | 社会福祉協議会 |
| 第2節 災害ボランティア活動の調整・支援 | 総務部、民生部 | |

第1節 災害ボランティアセンターの開設・運営

村社会福祉協議会は、社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの募集、受付、ボランティアニーズの把握、活動のコーディネート等を行う。

開設・運営に当たっては、災害ボランティアコーディネーターの派遣等について、東京都災害ボランティアセンターに支援を要請する。

なお、ボランティア活動の自主性を尊重し、活動方針や運営については、災害ボランティアセンター自ら決定する。

第2節 災害ボランティア活動の調整・支援

村（総務部、民生部）は、社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、被災者の状況把握、活動の調整、必要な支援等の調整を図る。

特に、建築、医療、福祉等の専門性を有する災害ボランティアについては、村の応急対策との連携を図る。

また、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

第16章 大規模事故の応急対策

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|-----------|---------|----------------------|
| 第1節 危険物事故 | 総務部、消防部 | 都、警視庁(新島警察署)、下田海上保安部 |
| 第2節 大規模事故 | 総務部 | 大島支庁新島出張所、下田海上保安部 |

第1節 危険物事故

1 石油等危険物施設の応急措置

村(総務部)は、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

消防部による消火活動等の対応が困難な場合は、東京消防庁等に応援を要請する。

- (1) 住民に対する避難指示
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 緊急避難場所の開設及び避難住民の保護
- (4) 情報提供、関係機関との連絡

2 毒物・劇物取扱施設の応急措置

都は、毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講じるよう指示する。

毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。

また、関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。

村は、1と同様の措置をとる。

3 化学物質関連施設の応急措置

(1) 化学物資対策

都は、被災状況により、村と連絡調整を行い、適正管理化学物質取扱事業者に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供する。

村は、適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

(2) PCB対策

都は、被災状況により、村と連絡調整を行い、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告する。

村は、PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

4 放射線等使用施設の応急措置

都は、RI使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、RI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

村は、1と同様の措置をとる。

5 流出油の応急対策

沿岸及び船舶等から大量の油等が流出した場合、又はこれに伴う火災が発生した場合、下田海上保安部、警視庁及び都は、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近の船舶等の安全確保及び沿岸住民への被害防止等の措置を講じる。

村（総務部、消防部）は、住民への火気管理の徹底指導、陸上への被害拡大防止、住民への避難指示を行う。

第2節 大規模事故

1 活動態勢

(1) 警戒体制

村（総務部）は、村内又はその周辺で、船舶事故、航空機事故等の事故発生情報を把握した場合は、第一次警戒態勢をとり、関係機関からの情報収集を行う。

情報収集の結果、村の対応が必要な場合は、第二次警戒態勢をとり、対応に必要な職員を動員する。

(2) 災害対策本部

村（総務部）は、大規模事故により、多数の被害者等の発生又は住民の避難等が必要な場合は、災害対策本部を設置する。

2 応急対策

村（各部）は、新島警察署、都、海上保安庁等の関係者と連携して次の措置をとる。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 被災者の救助 | (2) 消火 |
| (3) 負傷者の応急医療救護、搬送 | (4) 住民の避難指示 |
| (5) 乗客等への一時待機場所、飲料水、食料等の供給 | |
| (6) 救助機関等への施設の提供等 | |

また、都（大島支庁新島出張所）は、救助船舶の岸壁使用について、優先的使用ができるよう必要に応じ、他船舶の移動、接岸の制限を行う。

第17章 災害救助法の適用

| 項目 | 村担当 | 関係機関 |
|---------------|-----|------|
| 第1節 災害救助法の適用 | 総務課 | |
| 第2節 災害救助法の種類 | 総務課 | |
| 第3節 災害報告の実施方法 | 総務部 | |

第1節 災害救助法の適用

村長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

村長は、災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは、知事を補助し被災者に対して必要な救助を実施する。

なお、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができない場合、村長は救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 住家が滅失した世帯数が、次のいずれかになったとき。
- (2) 村内の住家滅失世帯数が、30以上になったとき。(基準1号)
- (3) 都内の住家滅失世帯数が2,500以上になり、かつ、区内の住家滅失世帯数が15以上になったとき。(基準2号)
- (3) 都内の住家滅失世帯数が12,000以上になり、かつ、区内で多数の世帯の住家が滅失したとき。(基準3号)
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合。(基準4号)

第2節 災害救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの

災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、村ほか関係機関に通知する。

第3節 災害報告の実施方法

1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、村（総務部）は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

2 関係帳票の作成

村（総務部）は、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。

3 救助の程度・方法及び期間

基準額等については、東京都災害救助法施行細則による。

第18章 激甚災害の指定

村長（総務部）は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。

村は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

第4部 復興計画

第1章 復興本部

第1節 復興本部

村長は、村内の相当の地域が被害を受け、復旧・復興に相当の時間を要すると考えられる場合には、被災後1週間程度を目処に、復興本部を設置する。

復興本部員は、本部長（村長）、本部次長（副村長）及び本部員（村管理職）とする。

復興本部の事務局は、企画財政課、建設課、産業観光課とし、建設課長を事務局長とし、企画財政課長が副事務局長として事務局長を補佐する。

第2節 復興本部の業務

復興本部は、災害復興計画を策定するとともに、復興事業の総合調整を行う。

また、都との連絡調整に当たり、必要に応じて技術的な支援のために国、都職員や、関係行政機関、大学・NPO等に人材派遣を要請する。

第3節 復興本部の業務

本部長は、復興事業がおおむね完了し、復興が軌道に乗り、その後の活動が村の通常業務として支障なく進められると判断した時には、復興本部を廃止する。

第2章 復興計画

第1節 復興計画の基本的考え方

復興計画は過去の災害の教訓を生かし、次の災害に備え「災害に強い村づくり」を推進するためのプランである。

復興計画を策定するに当たり、村内の状況を的確に把握し、防災の視点から道路、公園、公共施設等の被災状況や住民の意向及び将来における防災性等を踏まえ、復興計画案を早い時期に作成する。

第2節 災害復興基本方針の策定

本部長は、復興本部会議の審議を経て、災害の状況を踏まえつつ、安全で快適な生活環境づくり、事業の再開と雇用の確保、早期の生活再建を前提に、復興後の村民生活や集落地整備のあるべき方向性やその実現に至る工程を示した災害復興基本方針を策定し、公表する。

なお、災害復興方針の策定は、災害発生後おおむね2週間を目処とする。

第3節 災害復興計画の策定

本部長は、災害復興基本方針に基づき、復興に係る都政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と都が実施する復興事業の体系を明らかにする。

策定に当たっては、広く住民の意見を聞き、意見を反映する。

都の災害復興計画が策定される場合には、それとの整合性に配慮する。

第4節 特定分野計画の策定

本部長は、生活復興、集落地復興等、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

1 生活復興

(1) 住宅の復興

住宅復興のための施策として、自力による復興を基本としつつ「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。

(2) 暮らしの復興

災害前の状態の回復させるために、保健・医療・福祉・文化・教育、消費生活等の復興に向けた総合的な対策を講じる。

2 村の復興

(1) 村の復興

被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」、復興の基本的な考え方をまとめる「村復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「村復興基本計画」及び「復興まちづくり計画」の作成等を行う。

計画策定に当たっては、地域復興協議会等の組織を通じて地域住民参画を得ながら進め、復興事業の実施に結びつける。

(2) 産業の復興

産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策、雇用・就業施策等を総合的に展開する。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん等、総合的な対策を講じる。

第5部 南海トラフ地震防災推進計画

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。本章において、以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ巨大地震等が発生し、これに伴う津波による被害が発生した場合にとるべき応急災害対策活動体制を定めるとともに、避難計画の策定や物資の備蓄等の予防対策等、島しょの特質を考慮した対策計画を定め、都、村、各防災関係機関等が一体となって災害対策の推進を図ることを目的に策定するものである。

第2節 基本的な考え方

都の実施した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月25日公表）等では、島しょ部に最大20mを超える大津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっており、法第3条第1項の規定により、内閣総理大臣によって本村を含む全町村が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。これらの地域における防災対策については、以下の2つの視点の下で防災対策を推進する。

- <視点1> 「津波による人的被害ゼロ」を目指した迅速な避難対策
- <視点2> 孤立する可能性がある地域特性を踏まえた対策

※南海トラフ地震防災対策推進地域：南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域



【南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市町村
及び南海トラフ巨大地震の想定震源域】

第3節 防災関係機関の役割

村、都及び防災関係機関の役割等は、第1部第2章に定めるところによる。

第4節 住民と地域の役割

1 自助による住民の防災力向上

住民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自ら守る」ために必要な防災対策を推進する。

短時間に巨大津波が到達することを踏まえ、迅速な避難行動の確保のために住民は次の取組に努める。

- (1) 避難方法、津波の到達時間、津波危険予想区域、避難先、避難誘導策等を確認しておく。
- (2) 医薬品・携帯ラジオ等、非常持出用品の準備及び地域内の応急給水拠点の確認をしておく。
- (3) 家族で地震発生時における役割分担、避難、連絡方法、安否確認方法等をあらかじめ話し合っておく。また、各自の行動予定を確認しておく。
- (4) 村、都、自治会・自主防災組織等が行う防災訓練又は防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識及び行動力を高める。
- (5) 地域ごとの津波避難計画の策定へ参画する。
- (6) 避難行動要支援者がいる家庭では、村の定める要件に従い、差し支えがない限り、村が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。
- (7) 物資供給の途絶を想定し、まずは地域で自活するために、可能な限り1週間分程度の家庭内備蓄を確保するよう努める。

2 地域による共助の推進

消防団又は自治会・自主防組織の活動の充実強化により、地域における共助の取組を進める。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、発災時における地域の支援体制を整備する。

3 事業所による自助・共助の強化

事業者は、従業員を保護するとともに、事業継続を図るため、可能な限り1週間分程度の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄を確保する。

また、地域における共助の取組に協力するよう、行政、自治会・自主防災組織等との連携や協力体制を強化する。

さらに、不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの津波避難計画を策定する等、観光客等を安全に避難させる支援を行う。

また、法第7条に基づき、南海トラフ地震防災対策計画の作成を義務付けられている事業者は同計画の策定を行う。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 村は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な資機材が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成する。
- (2) 村は、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、必要な物資を購入する。不足になった場合には都に要請を行う。

2 人員の配置

村は、人員の配備状況を都に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、都に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、新島村地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

1 応援の協定

村が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

- (1) 島しょ町村：島しょ町村災害時相互応援に関する協定
- (2) 東京消防庁：消防応援協定、消防応援協定に基づく覚書
- (3) にいじま漁業協同組合：災害時における船舶による輸送等に関する協定
- (4) 新島村商工会：災害時における食料品等調達業務に関する協定書
- (5) 社会福祉法人新島はまゆう会：災害発生時における相互協力に関する協定書
- (6) 国土交通省関東地方整備局：災害時の情報交換に関する協定
- (7) 新島建設業協会：災害時における応急対策業務に関する協定
- (8) 郵便局：災害時における郵便局と新島村役場の協力に関する協定
- (9) 東京都：災害時における支庁緊急対応費による応援に関する協定
- (10) 都立新島高等学校：避難所施設に関する協定
- (11) 防衛装備庁航空装備研究所新島支所：大規模災害時における施設の緊急使用に関する協定書
- (12) 警視庁新島警察署：大規模災害発生時における施設等使用に関する協定書
- (13) 東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社：災害時における相互連携等に関する基本協定
- (14) 新島村社会福祉協議会：災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書
- (15) ヤフー株式会社：災害に係る情報発信等に関する協定

2 応援の要請

村は必要があるときは、1にあげる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

村は津波警報等の発表に伴う船便の欠航により観光客等の帰宅困難者が発生する場合に備え、関係機関と協力し、一時滞在施設の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

1 道路等の整備

道路は災害時には避難、救援、救護・消防活動等に重要な役割を果たすのみでなく、沿道の不燃化を促し、延焼を防止するオープンスペースとして災害に強い村づくりに貢献するところが多い。

村及び都は、道路の新設・拡幅等や、継続的に維持管理等を行う。

2 空港及びヘリポートの整備

空港及びヘリポートは災害時、人命救助・救援物資の輸送等の基地として極めて重要な役割を担う。このため、都は、施設の整備を図るとともに、継続的に維持管理等を行う。

3 港湾施設の整備

都は、救援物資、応急・復旧用資機材及び被災者の輸送に重要な役割を担う港湾施設の整備を行う。

4 海岸保全施設の整備

都は、海岸保全施設等の耐震性・耐津波性を向上させ、浸水被害等を防ぐ。

第2節 津波に関する情報の伝達等

村は、気象庁から発表された津波注意報・警報等の情報の伝達を防災行政無線等の手段を用いて行うとともに、被害情報を収集して都に報告する。

津波警報等の情報の伝達及び周知等については、第3部第2章によるものとする。

第3節 事前避難対象地域

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、事前に避難が必要な「事前避難対象地域」は、津波浸水区域の範囲とする。

※村における30cmの津波到達時間は、最短ケースで地震発生から8.5分と想定され、地震発生後の避難では間に合わないため、津波浸水区域の全ての者に対し、避難指示を発令し、事前避難を行うものとする。

第4節 避難指示等の発令基準

村は、住民等に対する避難指示等の基準は、次のとおりとする。

【避難指示等の発令基準】

| 種別 | 地震・津波の状況 | 発令時期 | 避難対象者 | 行動 |
|--------|---|-----------|--|----------------|
| 避難準備 | 南海トラフ臨時情報（調査中）の発表 | 自動的 | 津波浸水区域内の全ての者 | 避難に備え準備する。 |
| 高齢者等避難 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表 | 自動的 | 津波浸水区域内の避難行動要支援者 | 直ちに安全な場所に避難する。 |
| 避難指示 | 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 | 自動的 | 1 大津波警報：津波浸水区域内の全ての者 | 直ちに安全な場所に避難する。 |
| | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） | 自動的 | 2 津波警報：津波浸水区域内の全ての者 | |
| | 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合 | 可能な限り速やかに | 3 津波注意報：主に海岸付近にいる者、港湾施設等で仕事を従事する者等 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）：津波浸水区域内の全ての者 | |

なお、遠地津波発生時は、発表された津波警報・津波注意報の区分に応じ、上記に準じて対応するとともに、津波到達予想時刻が出された場合には、それを参考に確実な避難に結びつくよう、避難指示の発令時期を考慮する。

第5節 避難対策等

1 津波警報等による避難対策

南海地震等により大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、第3節のとおり、避難指示を発令し、避難を行う。

避難は、2段階の避難方式を用いる。

- (1) 津波の被害から生命を守ることを目的として、避難場所（高台、施設）に避難する。
- (2) 住家が被災し居住ができない場合は、避難所に移動する。

2 南海トラフ地震に関する情報による避難対策（後発地震への備え）

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で異常な現象（先発地震等）を観測した場合、後発地震の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震臨時情報」を発表する。

村は、この南海トラフ地震臨時情報の発表に対応して、後発地震に備えた避難対策をとる。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

津波浸水区域（事前避難対象地域）に対し、いつでも避難ができるよう避難準備を呼びかける。

また、次の情報発表に備えて、避難場所の開設準備、避難行動要支援者の避難支援等の準備を開始する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

津波浸水区域（事前避難対象地域）に対し避難指示を発令し、避難場所（避難所）を開設する。避難は、概ね1週間継続する。

ただし、その期間は、夜間のみ避難場所で退避する等、各住民が後発地震による津波からの避難と通常生活のバランスをとった対応を行なうものとする。

1週間後には、避難指示を解除するが、後発地震の発生に備えて、迅速に避難できるよう備えを呼びかけ、また、心配な住民の避難が継続（自主避難）できるよう、避難場所（避難所）を開放する。

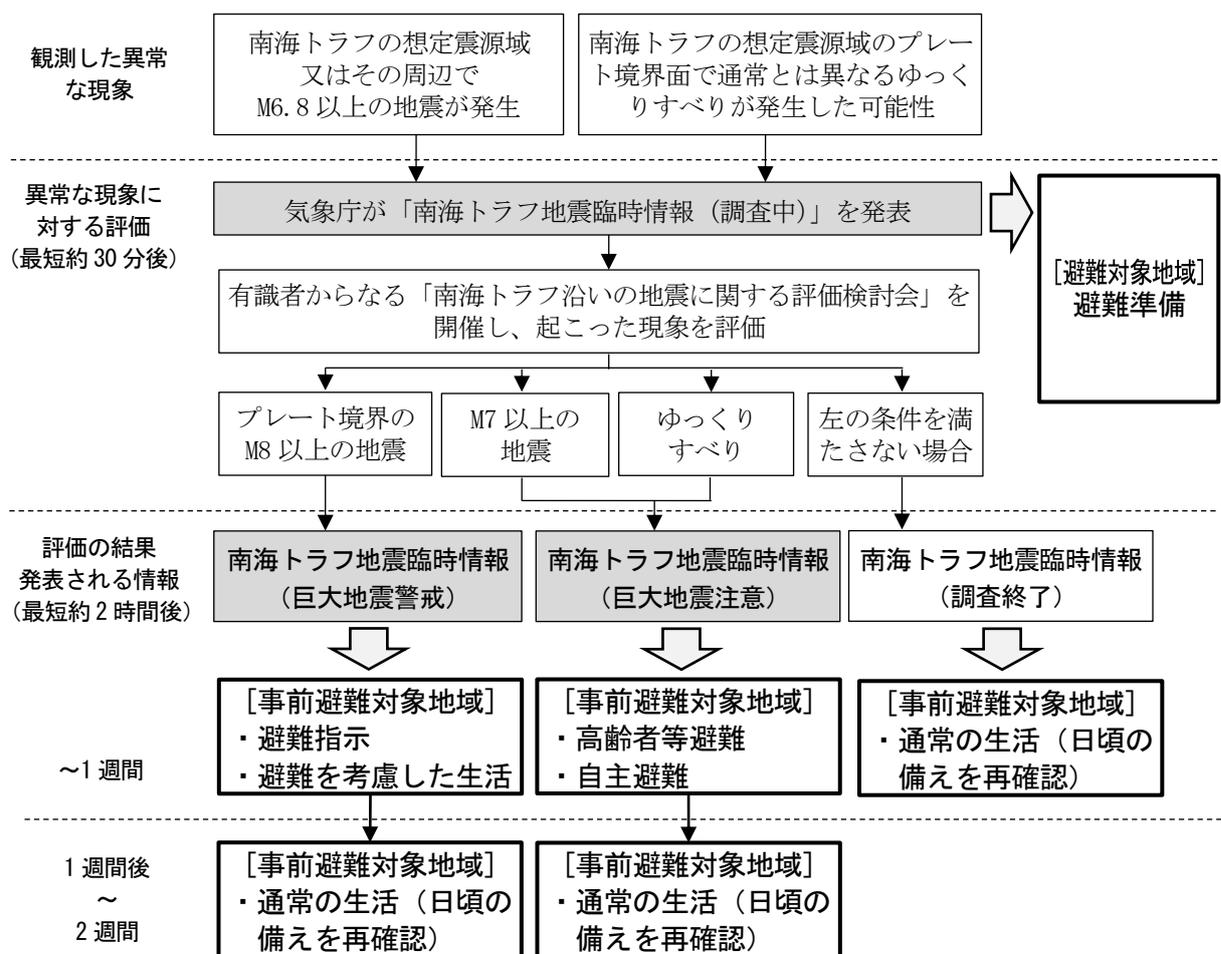
この措置は、さらに1週間継続する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

津波浸水区域（事前避難対象地域）に対し高齢者等避難を発令し、避難場所（避難所）及び福祉避難所を開設する。避難は、概ね1週間継続する。

1週間後には、高齢者等避難を解除するが、後発地震の発生に備えて、迅速に避難できるよう備えを呼びかけ、また、心配な住民の避難が継続（自主避難）できるよう、避難場所（避難所）を開放する。

この措置は、さらに1週間継続する。



【情報発表と避難対策のながれ】

3 避難場所

避難場所は想定される最大の津波から安全であることを原則として、津波浸水深より高い場所で住民等が緊急に避難しやすい場所を指定する。

【避難場所一覧】

| 地区 | 名称 | 所在地 | 敷地標高 |
|-----|-----------------|---------------|-------|
| 本 村 | 新島村博物館 | 本村 2-36-3 | 40m |
| | 観音様 | 字山津山川 | 47m |
| | 新島高等学校 | 本村 4-10-1 | 26m |
| | 新島保育園 | 本村 4-11-14 | 30m |
| | グリーンヒルスポーツガーデン | 字瀬戸山 | 47m |
| | 前抗建設 | 〃 | 28m |
| | 大三山 | 〃 | 30m |
| | いきいき広場駐車場 | 字向山 | 48m |
| | 新島小学校 | 本村 2-1-1 | 17m |
| | 新島中学校 | 本村 4-10-12 | 26m |
| | 新島村津波避難タワー | 本村 1 丁目 | 20m |
| | 新島港津波避難施設 | 字黒根地内 | 5m～8m |
| 羽 伏 | 羽伏浦展望台 | 字宮塚山 | 33m |
| 若 郷 | 若郷防災コミュニティーセンター | 字野原淡井道南 4 番 2 | 52m |
| 式根島 | 式根島小学校 | 式根島 244 | 42m |

4 避難所

避難所は、次のとおりである。

【避難所施設一覧】

| 収容地区 | 名称 | 所在地 | 備考 |
|------|-----------------|---------------|-------------------------------|
| 本 村 | 新島中学校 | 本村 4-10-12 | |
| | 新島保育園 | 本村 4-11-14 | |
| | 新島高等学校格技棟 | 本村 4-10-1 | |
| | さわやか健康センター | 本村 3-12-8 | 都の防疫班等の派遣が想定される場合は、保健活動拠点とする。 |
| | 新島小学校 | 本村 2-1-1 | |
| 若 郷 | 若郷防災コミュニティーセンター | 字野原淡井道南 4 番 2 | |
| 式根島 | 式根島小学校 | 式根島 244 | |
| | 式根島中学校 | 式根島 166 | |
| | 式根島開発総合センター | 式根島 253 | |

5 避難所開設における準備

村は、避難所の開設時に応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備をしておくものとする。

6 避難所開設における計画

村は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料品等必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

7 避難誘導

地域の自治会・自主防災組織、施設管理者及び事業所は、避難指示が伝達した場合は、あら

かじめ定められた避難計画や村及び消防団の指示に従い、住民、来島者等を避難誘導する。

8 介護等を要する者の避難

避難行動要支援者等の避難支援を要する者に対しては、支援者の避難に要する時間に配慮しつつ、次に留意して避難を行う。

- (1) 村は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
- (2) 津波の発生のおそれにより、村長より避難指示が行われたときは、(1)にあげる者の避難所までの介護及び搬送について、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、村は自治会・自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- (3) 地震が発生した場合、村は(1)にあげる者を収容する施設のうち自らが管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

9 医療救護班、医療救護所の設置

村は、医療救護の必要を認めた場合には、診療所を医療救護所として医療活動を実施する。

第6節 消防機関等の活動

消防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

消防団は、上記の措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画を定めるものとする。

第7節 電気、通信、水道、ガス関係

1 電気

村は、電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防ぐため速やかに東京電力に通報する。

復旧に当たっては、第3部第11章に基づき行う。

2 通信

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに社会的混乱を起こす場合がある。各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策は、第3部第11章に基づき行う。

3 水道施設

(1) 水道施設

村は、飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、資機材の確保、情報の収集連絡態勢を確立する。

復旧に当たり、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にするため効率的に復旧作業を進める。施設の点検については、速やかに施設ごとに行い、管路については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路の破損、陥没等の有無のほか、地上構造物の被害状況を把

握する。

(2) 下水道施設

村は、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧を行う。被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合は協定に従い新島建設業協会に協力を求める。

復旧の順序については、水処理センター、ポンプ場、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行う。

4 ガス

村内のガスはプロパンガスを使用しており、都市ガスほどの危険性はない。

しかし、災害時には村内の燃料店においてもガスの供給ができない場合も想定されるため、その場合には都に要請して（一社）東京都LPガス協会への協力を依頼する。

第8節 交通

1 道路交通

道路管理者（村、都）及び新島警察署は、津波浸水区域への交通を規制し、避難経路を確保する。

村は、ふれあいバスの運行を中止し、最寄りの避難場所まで避難するよう指示する。

2 船舶

港湾・漁港の管理者（都）及び村は、津波情報が発表された場合、次の安全確保対策を行う。

- (1) 津波情報が出された場合、新島警察署及び漁業組合等と連絡を密にし、漁業無線等を活用した津波情報の伝達や、避難に十分な時間的余裕のある場合は、港外の水深が深く広い海域まで退避する等の伝達措置をとる。
- (2) 港外退避できない小型船に対し、避難に十分な時間的余裕のある場合は、高いところに引き上げて固縛する等最善の措置をとるよう伝達する。
- (3) 連絡船にしきの運航を中止し、避難の措置をとる。

3 空港

空港管理者（都）は、施設等に損傷が確認された場合は、応急的な復旧作業等を行うものとする。

なお、応急対策活動又は緊急輸送活動が終了するまで、これらの機能及び定期航空運送事業を除き閉鎖する。

第9節 新島村が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 公共土木施設

災害が発生した場合、公共土木施設の施設管理者は速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずる。

2 公共施設等

(1) 診療所等

ア 停電の場合は、自家発電装置に切り換え、緊急に必要な電源を確保する。

イ 給水不能時の場合は、給水槽の水を給水するか、本部に緊急給水を要請する。

(2) その他の施設等

ア 利用者等の避難誘導等を行い、安全を確保する。

第5部 南海トラフ地震防災推進計画 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- イ 地震後、速やかに施設を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- ウ 施設の責任者は、利用者・職員の状況、施設の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急対策を実施する。
- エ 施設独自での復旧が困難である場合には村本部等に連絡し、援助を要請する。

3 学校施設

(1) 応急対策

- ア 各施設の責任者は避難について綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動する。
- イ 緊急時には、関係機関へ通報して、臨機の措置を講ずる。
- ウ 学校の応急修理は迅速に実施する。

(2) 復旧計画

学校施設が被災した場合、村教育委員会（教育部）は状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして授業再開計画を作成する。

4 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第10節 迅速な救助

救助活動は、第3部第5章に基づき実施する。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等

第1節 基本的な考え方

避難対象地域在島者全員を津波到達前に、避難目標地点に誘導し、支援体制の整った避難場所に避難させることを前提に、引き続きソフト、ハードの両面から整備を行う。

さらに、津波による被害を受けても防災活動が継続できるよう、防災関連施設についても必要な対策を講じる。

第2節 津波避難マップ・津波浸水ハザードマップの作成及び配布

住民や来島者が避難する際に参考として用いることを目的に、避難対象地域や避難路、避難施設に加え、観光地、宿泊施設、店舗等も記載したイラスト形式の津波避難マップと、より詳しい情報を記載し避難時の注意事項等を併記した津波浸水ハザードマップを作成し、配布する。

第3節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、災害発生時における避難行動要支援者への対応を迅速かつ適切に実行できる体制を整える。

第4節 避難路・津波避難施設の設定及び整備

津波浸水区域と避難場所を結ぶ道路、他の避難場所に移動するための全ての道路を避難路として設定する。

船客待合所や海岸部の温泉施設等、海岸部で利用者が集中する箇所については、避難目標地点として適切な後背地の高台に迅速に避難できるように、新たな避難路、避難階段及び津波避難施設を整備する。

また、沿道のブロック塀・石塀等の倒壊を防止する等、安全な避難路を確保する。

第5節 避難誘導標識等の設置

避難者が迅速に避難できるように、下記の設置基準に基づき避難経路上の適切な箇所に、避難者にとってわかりやすい表現の避難誘導案内板を設置する。

【避難誘導標識等の設置基準】

| 避難経路 | 設置場所 | 案内板等の種類 | 表示内容 |
|------------------|------------------|---------|-------------------|
| 避難場所 ↑ 沿岸部 | 避難経路から避難場所への入口 | 避難場所標識 | 避難場所 海拔 |
| | 避難経路上の主な分岐点 | 誘導標識 | 避難方向 海拔 |
| | 避難経路の路面 | 避難舗装 | 道路面に避難ルートを示すカラー舗装 |
| | 避難経路のスタート地点 | 避難喚起標識 | 避難喚起 避難場所、避難方向 |
| | 沿岸部の主な交通結節点・集客施設 | 警告・学習標識 | 津波の特徴、避難の方法等の啓発 |



避難場所表示

誘導表示・誘導舗装

津波学習表示

避難喚起表示

【避難誘導標識等のデザイン例】

第6節 津波避難場所・避難所の指定及び整備

1 避難場所の指定

津波到達時間前に避難者が到達できる場所で、避難者がアクセスしやすく、多人数を一時的に安全に収容できる場所を、管理者の了解のもとに避難場所として指定するとともに、避難場所の運営に必要な体制を整える。

2 津波避難施設の整備

津波到達時間前に避難することが困難なエリアの避難者を受け入れるために、津波避難施設

を整備する。

3 避難所の整備

津波により集落の大部分が被災し住宅の大半が居住不能になる可能性があり、かつ津波被害を受けない避難所がない地区については、適切な場所に新たな避難所を整備するとともに、住民の災害に対する意識や知識の向上を図ることを目的とした学習や普及活動のできる施設としても利用する。

4 避難所設備の整備

避難者がタブレット端末等より災害情報を把握できるよう、各避難所に防災w i f i を設置する。

【防災w i f i の設置箇所】

| No. | 名称 | 所在地 |
|-----|--------------------|------------|
| 1 | 新島村役場 2 階 | 本村 1-1-1 |
| 2 | 新島村役場 1 階 | 本村 1-1-1 |
| 4 | 新島村住民センター | 本村 1-1-1 |
| 6 | 老人福祉センター（青葉会館 1 階） | 本村 1-8-2 |
| 7 | 老人福祉センター（青葉会館 2 階） | 本村 1-8-2 |
| 10 | さわやか健康センター | 本村 3-12-8 |
| 13 | 新島保育園 | 本村 4-11-14 |
| 15 | 新島中学校体育館 | 本村 4-7-1 |
| 17 | 新島村勤労福祉会館 | 本村 5-6-1 |
| 18 | 新島村博物館 | 本村 2-36-3 |
| 21 | 若郷会館（新島村役場若郷支所） | 若郷 1-4 |
| 24 | 式根島中学校体育館 | 式根島 166 |
| 26 | 式根島小学校体育館 | 式根島 244 |
| 29 | 開発総合センター | 式根島 253 |
| 31 | 新島村式根島支所 | 式根島 255-1 |

第7節 災害対策本部の機能維持に向けた対策

津波による 1 階部分の浸水被害が予測される新島村役場については、1 階部分の浸水被害による災害対策本部の機能障害を最小限にするように事前対策を講じるとともに、今後、災害対策本部の機能充実に努める。

また、本部機能を満たす施設が浸水域、避難対象地域にあることから、今後、役場本庁舎の移転も含め、災害に強い本部庁舎の建設を検討しながら、協定により防衛装備庁航空装備研究所を代替場所とし、本部機能を持たせ対応する。

第8節 災害時に必要な電源確保に向けた対策

本村の発電所の津波浸水区域の機能停止により、津波被害で新島全島停電となる事態を回避し、電力供給が復旧するまでの間必要な最小限の電源を確保するため、電力供給者及び電力使用者による非常用電源の整備を促進する。

第5章 防災訓練計画

- 1 村及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、毎年10月第3土曜日に津波避難訓練を実施する等、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 村は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、都に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 村は、都、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

地域の実情を踏まえ、下記の項目について実施する。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 津波情報の収集・伝達訓練
 - (3) 津波を想定した避難訓練
 - (4) 津波防災施設操作訓練
 - (5) 津波監視・観測訓練
 - (6) 学童園児引き取り訓練
 - (7) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (8) 炊き出し（給食・給水）訓練
 - (9) 図上訓練
- 6 村は、訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげるとともに、津波避難計画に反映させる。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

津波発生時に円滑な避難が行われるよう、津波避難計画等を用いて、津波避難に関する基礎情報を提供する。

また、学校や地域社会において、津波の基礎知識や津波に関する心得の普及啓発を図り、各地区の実情に応じた広報や訓練を実施する。

1 普及・啓発

村は、家庭、学校、地域社会（自主防災組織、自治組織、消防団等）、事業所等において、津波に対する心得の普及・啓発にあたる。

また、強い地震（震度4以上）を感じた場合は、住民が、避難指示等を待たず、自主的に避難をするよう啓発を行う。

なお、東日本大震災では消防団員をはじめ地域住民の避難誘導を行った関係者に大きな被害が発生している。迅速な避難行動は我が身の安全だけでなく、避難誘導を行う多くの人の安全に繋がることを十分に周知することが重要である。

【津波防災啓発の内容】

| 項目 | | 内容 |
|----|-------------|---|
| ① | 過去の津波被害記録 | 古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害 |
| ② | 津波の発生メカニズム | 津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識 |
| ③ | 津波浸水ハザードマップ | 津波浸水想定区域、避難場所等を示す津波避難マップの記載事項 |
| ④ | 津波避難計画 | 大津波警報等の発表基準と発表されたときにとるべき行動、避難指示等の内容と発令基準、情報の伝達経路、避難場所、避難経路等 |
| ⑤ | 日ごろの備えの重要性 | 津波防災訓練参加、現地における避難場所や避難路の確認、非常持出品の準備、家族の安否確認方法の確認、家具の耐震固定等 |

2 自主防災組織の育成

自主防災組織は地域の安全を守るために基礎となる地域組織であり、津波対策をはじめ、防災の観点からも組織の育成を促進しなければならない。組織の育成に当たっては、各地区の実情に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を考慮する。

3 防災リーダーの育成

消防団員、自主防災組織、自治組織、ボランティア、事業所の防災担当者等の中から、津波対策をはじめとする防災リーダーとなる人材の育成を図る。

4 地域ごとの検討会の開催

村は、対象となる地区及び自主防災組織、消防団を支援し、村が作成した防災マップを基に、避難所、避難路、避難経路、危険箇所等を確認する「検討会」を定期的実施する。

また、児童・生徒へ発達段階に応じた体験学習等を実施し津波知識の向上を図る。

5 観光客等に対する啓発

津波に対する心得や海岸地域の津波の危険性、避難所等を掲載した啓発用チラシを釣具店や宿泊施設において配布する。

6 相談窓口の設置

都及び村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第4章で示した津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、事業を計画する場合は、目標と達成期間を定める。

參考資料

目 次

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| 資料1 | 条例 | 1 |
| 1 | 新島村災害対策本部条例 | 1 |
| 2 | 新島村防災会議条例 | 2 |
| 資料2 | 協定 | 4 |
| 1 | 島しょ町村災害時相互応援に関する協定 | 4 |
| 2 | 東京消防庁・東京都新島村消防応援協定 | 6 |
| 3 | 東京消防庁・東京都新島村消防応援協定に基づく覚書 | 7 |
| 4 | 災害時における船舶による輸送等に関する協定 | 10 |
| 5 | 災害時における食料品等の調達業務に関する協定書 | 11 |
| 6 | 災害発生時における相互協力に関する協定書 | 12 |
| 7 | 災害時の情報交換に関する協定 | 14 |
| 8 | 災害時における応急対策業務に関する協定 | 15 |
| 9 | 災害時における郵便局と新島村役場の協力に関する協定 | 17 |
| 10 | 災害時における支庁緊急対応費による応援に関する協定 | 19 |
| 11 | 避難所施設利用に関する協定書 | 21 |
| 12 | 大規模災害時における施設の緊急使用に関する協定書 | 23 |
| 13 | 大規模災害発生時における施設等使用に関する協定書 | 25 |
| 14 | 災害時における相互連携等に関する基本協定 | 27 |
| 15 | 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 | 29 |
| 16 | 災害に係る情報発信等に関する協定 | 31 |
| 資料3 | り災証明書 | 33 |
| 資料4 | 災害対策資料 | 34 |
| 1 | 関係機関連絡先 | 34 |
| 2 | 避難場所・避難所 | 35 |
| 3 | 気象注意報・警報等の発表基準 | 36 |
| 4 | 災害救助法による救助の程度・方法及び期間 | 37 |
| 5 | 被害程度の認定基準 | 41 |
| 資料5 | 災害履歴 | 44 |

資料 1 条例

1 新島村災害対策本部条例

昭和 38 年 11 月 4 日
条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 6 項の規定に基づき、新島村災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 28 号)

この条例は、公布日から施行する。

2 新島村防災会議条例

昭和 38 年 11 月 4 日
条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、新島村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新島村地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 東京都の知事の部内の職員
 - (3) 警視庁の警察官
 - (4) 新島村教育委員会教育長
 - (5) 村長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (6) 消防団長及び消防副団長等
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか村長が必要であると認める者
- 6 前項の委員の総数は、26 人以内とする。
- 7 第 5 項第 6 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 前項の任期による委員は、任期満了後であっても、後任者が選任されるまでの間その職務を行う。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、村の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(平成 7 年条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 17 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 27 号)

この条例は、公布日から施行する。

資料2 協定

1 島しょ町村災害時相互応援に関する協定

大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村（以下「島しょ町村」という。）は、島しょ町村の区域において災害が発生し、被災町村独自では十分な応急措置ができない場合に、被災町村の要請にこたえ、他の町村が島しょ地域を構成する一員として、友愛精神に基づき相互に救援協力し、被災町村の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品等及びその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 救援及び救助活動に必要な船艇等の提供及びあっせん
 - エ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 島外避難の支援及び避難者の受入れ
- (3) その他特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する町村（以下「要請町村」という。）は、電話等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請の文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 協定第1条第1号アからウまでに掲げる応援（以下「物的応援」という。）を要請する場合は、物資等の品目、数量、受取場所及び輸送手段
- (3) 協定第1条第1号エに掲げる応援（以下「人的応援」という。）を要請する場合は、活動内容、人員、活動地域、派遣の期間及び交通手段
- (4) 協定第1条第2号及び3号に掲げる応援（以下「その他の応援」という。）を要請する場合は、要請措置内容、要請場所及び応援の期間等
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援実施の手続）

第3条 応援の要請を受けた町村（以下「応援町村」という。）は、次の事項について電話等により要請町村と調整の上、応援を実施するものとし、後日、速やかに応援通知の文書を送付するものとする。

- (1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段及び物資の到着までの所要時間
- (2) 人的応援については、活動内容、人員、派遣地域、派遣の期間及び派遣地域までの所要時間
- (3) その他の応援については、応援内容及び応援の期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援物資の受領の通知）

第4条 要請町村は、物的応援通知書に基づく応援物資を受領した場合、応援町村に対し、応援物資の受領書を送付するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した町村の負担とする。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第6条 前条に定める経費のうち、応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 要請町村が負担する経費の額は、応援町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疫病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町村の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請町村が、要請町村への往復の途中において生じたものについては応援町村が倍賞の責に任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については要請町村及び応援町村が協議して定める。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、島しょ町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成5年10月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を9通作成し、各町村は記名押印の上、各1通を保有する。

平成5年10月18日

| | | |
|------|-----|-----|
| 大島町 | | |
| 町長 | 清水 | 長治 |
| 利島村 | | |
| 村長 | 梅田 | 敏雄 |
| 新島村 | | |
| 村長 | 市川 | 文二 |
| 神津島村 | | |
| 村長 | 山下 | 繁 |
| 三宅村 | | |
| 村長 | 桑原 | 秀雄 |
| 御蔵島村 | | |
| 村長 | 栗本 | 宥吉 |
| 八丈町 | | |
| 町長 | 奥山 | 日出男 |
| 青ヶ島村 | | |
| 村長 | 佐々木 | 宏 |
| 小笠原村 | | |
| 村長 | 安藤 | 光一 |

2 東京消防庁・東京都新島村消防応援協定

〔根拠〕

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき東京消防庁(以下「甲」という。)と東京都新島村(以下「乙」という。)との間において、消防応援に関し次のとおり協定する。

〔目的〕

第2条 この協定は、乙の区域内に甲の消防力を必要とする災害等が発生した場合において、甲乙の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

〔災害等の範囲〕

第3条 この協定の対象とする災害等は、次に掲げるものとする。

- (1) 噴火及び風水害等による大規模災害
- (2) 噴火による災害の発生が予想される事象
- (3) 多数の人員及び特殊資機材等を必要とする災害
- (4) 前各号のほか、専門的な技術を必要とする事象

〔応援の協定〕

第4条 甲は、乙から応援要請があった場合または応援の必要があると認めた場合に消防応援を行うものとし、応援部隊数等については甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔指揮〕

第5条 甲の応援隊は、乙の現場最高指揮者の指揮に従うものとする。

〔経費負担〕

第6条 応援にあたって要した経常的経費及び事故により生じた経費は、甲の負担とする。

2 前項以外の経費は、乙の負担とする。

〔実施細部〕

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は甲乙協議のうえ定めるものとする。

〔協議〕

第8条 この協定の運用について疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔協定書の保管〕

第9条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

付 則

この協定は、平成 年 月 日から効力を生ずる。

平成 年 月 日

東京消防庁消防長
消防総監

東京都新島村
村長

3 東京消防庁・東京都新島村消防応援協定に基づく覚書

第1条 この覚書は、東京消防庁と東京都新島村との消防応援協定（以下「協定」という。）第7条に基づき消防応援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 甲は、甲の区域内で大規模災害が発生し、若しくは発生しようとしている場合または回転翼航空機（以下「航空機」という。）等の整備状況若しくは気象状況等により航空機の運航が困難な場合は消防応援を実施しないことができる。

2 前項により、甲が乙の要請に応じられない場合は、その旨を速やかに乙に通報するものとする。

3 甲は、甲の区域内に大規模な災害等が発生しまたは発生しようとしている場合、応援活動中の航空機を甲の所掌業務に復帰させることができるものとする。この場合、甲は、その旨を速やかに乙に通報するものとする。

第3条 乙は次に掲げる事項を明らかにして、甲に応援要請するものとする。

- (1) 災害発生日時
- (2) 応援を必要とする日時
- (3) 災害発生の場所または所在、名称
- (4) 災害の規模、内容
- (5) 希望する離着陸場

2 前項の要請は、別表に定める通報指定場所に電話等で行うものとする。

第4条 乙は、応援を受けた場合は、事後速やかに応援要請書（別記様式）を甲に送付するものとする。

第5条 応援隊の長と現場最高指揮者との連絡は、全国共通波（150.73MHz）の無線によるものとする。

第6条 甲は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第172条の2に定める飛行場以外の離着陸許可について所要の手続きを行うものとする。この場合、乙は甲の求める必要な書類等を提供するものとする。

第7条 乙は応援活動中の航空機が、離着陸場に離着陸する場合は、当該場所へ所要の要因等を派遣し、航空機の離着陸に必要な措置を講ずるものとする。

第8条 乙は、活動中に次の事故が発生した場合には、速やかに甲に必要な事項を通報するものとする。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) 航空機等の重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

第9条 協定第6条に基づき甲が負担する経常的経費及び事故により生じた経費は次によるものとする。

- (1) 人件費、航空機等の燃料費、人員・資機材等の海上輸送費
- (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合における公務災害補償費
- (3) 応援の往復途上において第三者に損害を与えた場合の賠償費
- (4) 機器が損傷した場合の経費

2 乙が負担する経費は次によるものとする。

宿泊に関する費用、消火薬剤費

附 則

この覚書は、平成 年 月 日から効力を生ずる。

平成 年 月 日

東京都消防庁消防長

消防総監

東京都新島村
村長

別 表

通 報 指 定 場 所

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 | 通報先 |
|-------|--------------------|----------------------|----------------|
| 東京消防庁 | 千代田区大手町 1丁目3番5号 | 03-3212-2111 (代表) | 災害救急情報 センター |

東京消防庁
消防総監

殿

東京都新島村
村 長

消 防 応 援 要 請 書

| | | | |
|------------------|------------------|---------|--|
| 項 目 | | | |
| 災 害 発 生 日 時 | | | |
| 要 請 年 月 日 | | | |
| 応援を必要とする日時 | | | |
| 災 害 の 内 容 | | | |
| 被 害 状 況 | 人 的 被 害 | 死 者 | |
| | | 行 方 不 明 | |
| | | 負 傷 者 | |
| | | 計 | |
| | 物 的 被 害 | | |

4 災害時における船舶による輸送等に関する協定

新島村を甲とし、にいじま漁業協同組合を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、新島村防災計画ならびに新島村国民保護計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求める時の手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、新島村防災計画ならびに新島村国民保護計画に基づき次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し日時、場所、用途等を指定し文書、電話等の方法により協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

(業務内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者及び救援者等の人員輸送業務
- (2) 救援物資等の貨物輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

(費用負担)

第4条 甲の要請により、乙の会員が実施した、前条の業務の遂行に要した費用は甲が負担する。

(請求)

第5条 乙の会員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

(情報提供)

第6条 乙の会員は、災害発生時港湾施設等が被害を受けていることを知った時は、直ちに甲にその情報を提供するものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義を生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに甲、乙のいずれからも何らかの申出がない時は、この協定は更に1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(雑則)

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都新島村本村一丁目1番1号
新島村長

乙 東京都新島村若郷83番地
にいじま漁業協同組合
代表理事組合長

5 災害時における食料品等の調達業務に関する協定書

新島村を甲とし、新島村商工会を乙として、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、新島村防災計画ならびに新島村国民保護計画に基づき、甲が行う災害時における食料品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時における食料品等の確保を図るため、食料品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 乙は、前項に基づき甲から協力要請を受けた場合は、乙の会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する食料品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 避難時に必要となる食料品等

(2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医薬品等の引取り)

第6条 食料品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引取るものとする。

(搬送体制の確保)

第7条 食料品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、乙の協力により調達された食料品等について、その実費を負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに甲、乙のいずれからも何らかの申出がないときは、この協定は更に1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(雑則)

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年6月1日

甲 東京都新島村本村一丁目1番1号

新島村長 出川 長芳

乙 東京都新島村本村五丁目1番15号

新島村商工会長 前田 萬治郎

6 災害発生時における相互協力に関する協定書

新島村（以下「甲」という。）と社会福祉法人新島はまゆう会（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新島村に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（手続き）

第4条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名、連絡先

（経費の負担）

第5条 緊急避難所として、乙が対象者の受け入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受け入れを了承した場合、避難所への対象者の移送は、原則として新島村や当該対象者の家族並びに支援者が行うものとする。

（物資調達）

第7条 甲は、日常生活用品、食糧等避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（避難所の終了）

第9条 甲は避難所として使用を終了したときは、その施設を現状に復し、乙の確認を受けるものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、避難所において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

（雑則）

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年4月1日

(甲) 東京都新島村本村1-1-1
東京都新島村長 出川 長芳 ㊟

(乙) 東京都新島村字瀬戸山116番地2
社会福祉法人新島はまゆう会
理事長 吉山 盛次 ㊟

7 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東地方整備局長（以下「甲」という。）と、新島村長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、新島村の地域について災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 新島村内で重大な被害が発生または、発生する恐れがある場合。
- 二 新島村災害対策本部が設置された場合。
- 三 その他甲または乙が必要とする場合。

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項。

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成27年5月14日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長

乙) 東京都新島村本村1-1-1
新島村長 小澤 博

8 災害時における応急対策業務に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、新島村防災計画ならびに新島村国民保護計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、新島村が新島建設業協会に対し、災害応急業務に関する協力を行うことを求める時の手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 新島村長(以下「甲」という。)は、災害が発生し新島村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合、または緊急を要する場合において、状況により新島建設業協会長(以下「乙」という。)に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができるものとする。

(業務の指示)

第3条 甲は災害の実情に応じて、乙に対し業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を求めるものとする。

(建設資機材等の提供)

第4条 乙は、甲の要請があった時は、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

(費用負担)

第5条 甲の使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

(請求)

第6条 乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈について疑義を生じた時、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに甲、乙のいずれからも何らかの申出がない時は、この協定は更に1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(雑則)

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都新島村本村一丁目1番1号

新島村長

乙 東京都新島村字川原201番地1

新島建設業協会長

新島建設業協会構成会社

宮川工務店 株式会社

株式会社 梶野組

株式会社 青沼工務店

協同建設 有限会社

株式会社 新島工業所

前抗建設 株式会社

前田建設 株式会社

株式会社 宮川工務店

梅田電気設備工業 株式会社
三和電設 株式会社
森電気工業 有限会社

9 災害時における郵便局と新島村役場の協力に関する協定

東京都新島村(以下「甲」という。)と郵便局(以下「乙」という。)は、新島村内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、新島村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有する車両を緊急連絡用車両等として提供。
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動。
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項。
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。
2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 新島村役場総務課長
- 乙 日本郵便株式会社 新東京郵便局長、新島郵便局長、若郷郵便局長、式根島郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲または乙から書面による解約の申出がないときは、毎年更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を所有する。

平成27年4月1日

- 甲 東京都新島村本村一丁目1番1号
新島村長
- 乙 東京都江東区新砂二丁目4番23号
新東京郵便局長
新島郵便局長
若郷郵便局長
式根島郵便局長

10 災害時における支庁緊急対応費による応援に関する協定

東京都（以下、「甲」という。）と新島村（以下、「乙」という。）は、乙の管内に甚大な自然災害等が発生した場合における緊急対応に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、乙の管内に甚大な自然災害等が発生し、緊急対応を実施する必要が生じた場合で、乙が自ら当該緊急対応を実施することが困難な場合に、甲に当該緊急対応の実施を要請する際の、支庁緊急対応費による応援に関する必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本協定において、「緊急対応」とは、即座に実施しなければ、村民の生命・身体の安全や財産の保全、日常生活の保持に重大な影響を及ぼす恐れがあり、概ね3箇月以内に終了する応急的な対応をいう。

（緊急対応に関する要請）

第3条 乙は、乙の管内において、次に定める甚大な自然災害等が発生し、緊急対応を実施する必要が生じた場合で、乙が自ら当該緊急対応を速やかに実施することが不可能または著しく困難な場合、甲に当該緊急対応の実施を要請することができる。

- 一 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害
- 二 故意又は不法行為に起因する大規模被害、その他甲及び乙が必要と認める事象

（緊急対応を要請できる事項）

第4条 乙が、甲に緊急対応を要請できる事項は、次に定める事項とする。

- 一 被災者の生活支援等に関する事項
- 二 乙が管理する道路、河川等公共土木施設の被害に対する緊急対応及び二次災害防止に関する事項
- 三 その他、甲及び乙が必要と認める事項

2 乙は、前項に挙げる事項を甲に要請する時は、事項の内容をできるだけ具体的に示して要請しなければならない。

（緊急対応の実施）

第5条 甲は、前条の要請に基づき、でき得る限り速やかに、緊急対応を実施するものとする。但し、次に定める場合は、この限りではない。

- 一 災害の状況等やむを得ない事情により、前条による要請事項を実施することが困難な場合
- 二 東京都災害対策本部条例、東京都地震災害警戒本部条例等に基づき、東京都災害対策本部大島地方隊が設置された場合

2 甲は、前条に基づく要請に係る緊急対応事項が完了した時は、速やかに乙に報告する。

（費用負担）

第6条 第3条の要請に基づき、甲が実施した緊急対応に要する費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、災害関連法に基づく対処あるいは財源措置がなされる場合は、それに従うものとする。

（損害の負担）

第7条 本協定に基づく緊急対応の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合には、その処置について、甲及び乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

（協議等）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものと

する。

平成 27 年 12 月 1 日

| | | |
|---|--------|-------|
| 甲 | 東京都 | |
| | 東京都知事 | 舛添 要一 |
| 乙 | 東京都新島村 | |
| | 新島村長 | 青沼 邦和 |

1 1 避難所施設利用に関する協定書

新島村長を「甲」とし、都立新島高等学校長を「乙」とし甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所施設として利用できる施設の周知)

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3 甲は、災害時においては避難所として利用する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

2 避難所指定は格技棟及び体育館とする。

3 指定以外に必要な場合、甲乙協議の上、定めるものとする。

(応急危険度判定の実施)

第4 甲は、避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備の安全確認を行う。

(開設の通知)

第5 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

(避難所の管理)

第6 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営については、乙は甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第7 甲は、避難所の管理運営に係るすべての費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8 避難所の開設期間は災害発生の日から3カ月以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届けを提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11 この協定書で定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12 この協定の有効期間は、協定締結の日から、1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに、甲、乙のいずれからも何ら申出が無い時は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成30年10月1日

(甲) 東京都新島村長 青沼 邦和

(乙) 東京都立新島高等学校長 桐野 勝利

12 大規模災害時における施設の緊急使用に関する協定書

東京都新島村（以下、「甲」という。）と防衛装備庁航空装備研究所新島支所（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時において、甲に対し、乙が所有又は占有する施設の緊急使用をするために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定にいう大規模災害とは、次のものをいう。

- 一 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める「災害」
- 二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める「武力攻撃災害」及び「緊急対処事態における災害」

（施設の緊急使用）

第3条 甲は、大規模災害時において、新島村庁舎が倒壊又は破損等により使用不能となった場合、乙に対し、その所有又は占有する施設等の緊急使用、乙の敷地への甲の車両の乗入れ並びに甲の器材等の持込みを求め、乙は、これに応じるものとする。ただし、乙が被災するなどして当該施設の使用が困難と認められる場合は、この限りではない。

2 乙の緊急使用対象施設は、

施設名 本部庁舎等居室

所在地 東京都新島村字水尻

とし、甲の管理下において、新島村災害対策本部機能代替施設として使用するものとする。

（要請）

第4条 甲は、乙に対し施設の緊急使用を要請する場合は、要請目的、要請日時、使用施設名、使用期間等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、書面で要請するいとまがなく緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は直接口頭をもって必要な事項を通知するものとし、事後速やかに書面を交付するものとする。

（施設の緊急使用及び責任事項）

第5条 甲は、乙の占有する施設の緊急使用が認められたときは、協議に基づきこれを使用することができる。

2 甲に起因する乙が所有又は占有する施設並びに器材等の損傷が生じた場合、甲の責任において原状に復するものとする。

（協議）

第6条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各々1通保有する。

平成 29 年 11 月 2 日

- (甲) 東京都新島村本村一丁目 1 番 1 号
東京都新島村長
青沼 邦和
- (乙) 東京都新島村字水尻
防衛装備庁航空装備研究所新島支所長
鈴木 正彦

13 大規模災害発生時における施設等使用に関する協定書

新島村を「甲」、警視庁新島警察署を「乙」とし、甲と乙の間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大地震等大規模災害により被害が発生し、多数の死体が出た場合、甲と乙の間において、一時的な遺体安置（検視、検案を含む。）場所及び遺族待機場所等についての必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の内容)

第2条 乙は、大地震等大規模災害により被害が発生し、多数の死体が出た場合に、甲に対し一時的な遺体安置（検視、検案を含む。）場所及び遺族待機場所として無料提供を要請することができるものとし、甲は、施設運営に支障のない範囲において、乙の要請があった場合は、速やかに使用許可、条件等の判断をし、甲の許可する建物及び駐車場等の一部若しくは全体を使用させるものとする。

(要請方法)

第3条 乙の甲に対する要請は、次の各号に掲げる事項を文書又は口頭で、原則として事前に行うが、事前に行うことが困難な場合については、当該施設使用開始後速やかにこれを行う。

1 施設及び駐車場等の使用場所、使用理由、使用内容、使用計画

ただし、使用する施設は、新島については新島村立新島中学校体育館又は住民センター2階集会室、式根島については新島村立式根島中学校体育館とする。

なお、これらの施設が使用できない場合は、甲が指定する公共施設等とする。

2 前号に掲げる事項以外で、その他必要となった事項

(使用中の管理)

第4条 甲が許可した施設及び駐車場等の管理は、乙の責任において行い、乙は甲の指示に可能な限り協力するものとする。

(費用等の負担)

第5条 施設及び駐車場等の管理運営に関わる費用等については、甲は乙に対して、原則として一切の請求を放棄する。なお、光熱費等の施設使用に関わる諸費用については、甲と乙及び関係する機関の協議によるものとする。

(使用期間)

第6条 使用期間は、前第3条に基づき要請をした日から7日以内とする。

ただし、その期間を延長する必要がある場合は、甲乙と協議の上、決定するものとする。

(借用解除と返還)

第7条 乙は、施設及び駐車場等の使用解除を行う場合、甲の確認・点検をそれぞれ受けた後、返還するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の3か月前までに、甲・乙のいずれかからも意義申し立てがない場合は、さらに1年間期間を延長するものとし、その後においても同様とする。なお、期間を延長する際には、新たに協定書を取り交わすことを要しないものとする。

(協議)

第9条 本協定書の解釈等に疑義が生じた場合は、甲と乙は協議するものとし、誠意をもってその解決に当たるものとする。

甲と乙は、この協定を証にするため、本書2通を作成し、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和2年4月3日

甲 東京都新島村本村一丁目1番1号
新島村長 青沼 邦和

乙 東京都新島村本村三丁目13番4号
警視庁新島警察署長
警視 斉藤 哲哉

14 災害時における相互連携等に関する基本協定

新島村（以下「甲」という。）と東京電カパワーグリッド株式会社東京総支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴い所管施設に被害が発生し、または発生する恐れがある場合において、早期復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲または乙の職員を甲または乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる医療機関等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (3) 乙は甲に対し、所管施設の被害状況並びに停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する体制確保状況等の情報を提供
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次の各号に掲げる事項について業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- (1) 電力復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- (2) 乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づき活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決に努めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月18日

甲 〒100-0402

東京都新島村本村1丁目1番1号

東京都新島村長

青沼 邦和

乙

〒160-8440

東京都新宿区新宿5丁目4番9号

東京電カパワーグリッド株式会社

東京総支社長 中人 浩一

15 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

新島村（以下「甲」という。）と社会福祉法人新島村社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害における、新島村災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新島村災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために情報を速やかに共有し、協力して措置を講ずる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に適切な場所がない場合は、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を協議するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティアの情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 新島村災害対策本部等との以下の情報共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）

⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報

(10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急復旧活動等に関し、ボランティアが被った被害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年10月1日

甲 東京都新島村本村 1-1-1

新島村長 青沼 邦和

乙 東京都新島村本村 1-8-2

社会福祉法人 新島村社会福祉協議会

会長 市川 英俊

16 災害に係る情報発信等に関する協定

新島村およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、新島村内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、新島村が新島村民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ新島村の行政機能の低下を軽減させるため、新島村とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、新島村およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、新島村の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、新島村の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 新島村が、新島村内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 新島村が、新島村内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 新島村が、災害発生時の新島村内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 新島村が、新島村内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 新島村およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、新島村およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく新島村およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、新島村から提供を受ける情報について、新島村が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、新島村およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、新島村およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、新島村とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2022年11月25日

新島村：東京都新島村本村一丁目1番1号
新島村長 青沼 邦和

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 小澤 隆生

資料3 り災証明書

本 総 証 第 号

年 月 日

り 災 証 明 書

| | | | | |
|------------------|-----------|--|---|--------------------|
| 世 帯 主 住 所 | | 東京都新島村 | | |
| 氏 名 | | 世帯人員 名 | | |
| り 災 状 況 | 災害の 原因 | 1. 風水害 2. 3. その他 | | |
| | り災 年月日 | 平成 年 月 日 | | |
| | り災場所 | 東京都新島村 | | |
| | | 家屋 | (1) 全壊 (焼) (4) 床上浸水 | (2) 流出 (5) 床下浸水 |
| | | 人員 | (1) 死亡 名 (2) 行方不明 名 (3) 負傷 名 | |
| 世 帯 人 員 | 氏 名 | 続柄 | 年齢 | 備 考 |
| | | | | |
| 目的 | | | | |

上記のとおり、り災したことを証明します。

年 月 日

東 京 都 新 島 村 長

印

資料4 災害対策資料

1 関係機関連絡先

| 区分 | 名称 | 連絡先 |
|----------|-------------------------------|------------------------------|
| 東京都 | 大島支庁新島出張所 | 04992-5-0281 |
| | 警視庁新島警察署 | 04992-5-0381 |
| 指定地方行政機関 | 気象庁東京管区气象台 | 03-3212-2949 |
| 自衛隊 | 陸上自衛隊 第1師団 | 03-3933-8563 |
| | 海上自衛隊 横須賀地方総監部 | 046-822-3500 |
| | 航空自衛隊 航空総隊作戦システム運用隊 | 042-553-6611 |
| | 航空装備研究所新島支所 | 04992-5-0385 |
| 指定公共機関 | 日本郵便株式会社新島郵便局 | 04992-5-0088 |
| | 式根島郵便局 | 04992-7-0001 |
| | 若郷郵便局 | 04992-5-0089 |
| | 株式会社NTT 東日本-西日本 設備部 伊豆大島担当 | 04992-2-1985 |
| | 東京電力パワーグリッド株式会社 新島事務所 | |
| 指定地方公共機関 | 東海汽船株式会社 | 04992-5-0187 04992-7-0357 |
| | 新島村商工会 | 04992-5-1167 |
| 協力機関 | 新島観光協会 | 04992-5-0001 |
| | 式根島観光協会 | 04992-7-0170 |
| | 新中央航空株式会社 | 04992-5-0288 |
| | 新島物産株式会社 | 04992-5-0234 |
| | 伊豆七島海運株式会社 | 03-5569-3700 |
| | にいじま漁業協同組合 | 04992-5-0781 |
| | 新島村農業協同組合 | 04992-5-0046 |

2 避難場所・避難所

| 地区名 | 名称 | 津波対象 | | 大雨 土砂災害 | 標高 |
|-----|-----------------|------|-----|------------|-----|
| | | 避難場所 | 避難所 | | |
| 本村 | 新島村博物館 | ○ | — | — | 40m |
| | 観音様 | ○ | — | — | 47m |
| | 新島高等学校 | ○ | ○ | ○ | 26m |
| | 新島中学校 | ○ | ○ | ○ | 26m |
| | 新島小学校 | — | — | ○ | 17m |
| | 新島保育園 | ○ | ○ | — | 30m |
| | さわやか健康センター | — | ○ | ○ | 17m |
| | グリーンヒルススポーツガーデン | ○ | — | — | 47m |
| | 前抗建設 | ○ | — | — | 28m |
| | 大三山 | ○ | — | — | 30m |
| | いきいき広場駐車場 | ○ | — | — | 48m |
| | 新島村住民センター | — | — | ○ | 14m |
| | 青葉会館 | — | — | ○ | 13m |
| | 新島村自治会連合会館 | — | — | ○ | 9m |
| | 新島勤労福祉会館 | — | — | ○ | 9m |
| 羽伏 | 羽伏浦展望台 | ○ | — | — | 33m |
| 若郷 | 若郷避難場所 | ○ | ○ | ○ | 52m |
| 式根島 | 式根島中学校 | — | ○ | ○ | 42m |
| | 式根島小学校 | ○ | ○ | ○ | 36m |
| | 式根島開発総合センター | — | ○ | ○ | 42m |

3 気象注意報・警報等の発表基準

| | | | | |
|----------------|-----|--------|--------------------|----------------|
| 府県予報区：東京都 | | | | |
| 一次細分区域：伊豆諸島北部 | | | | |
| 市町村等をまとめた地域：新島 | | | | |
| 警報 | 大雨 | (浸水害) | 表面雨量指数基準 | 24 |
| | | (土砂災害) | 土壌雨量指数基準 | 168 |
| | 洪水 | | 流域雨量指数基準 | |
| | | | 複合基準 | — |
| | | | 指定河川洪水予報による基準 | — |
| | 暴風 | | 平均風速 | 25m/s |
| | 暴風雪 | | 平均風速 | |
| | 大雪 | | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ 10cm |
| | 波浪 | | 有義波高 | 6.0m |
| | 高潮 | | 潮位 | 2.3m |
| 注意報 | 大雨 | | 表面雨量指数基準 | 14 |
| | | | 土壌雨量指数基準 | 122 |
| | 洪水 | | 流域雨量指数基準 | |
| | | | 複合基準 | — |
| | | | 指定河川洪水予報による基準 | — |
| | 強風 | | 平均風速 | 15m/s |
| | 風雪 | | 平均風速 | |
| | 大雪 | | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ 5cm |
| | 波浪 | | 有義波高 | 2.5m |
| | 高潮 | | 潮位 | 2.0m |
| | 雷 | | 落雷等により被害が予想される場合 | |
| | 融雪 | | | |
| | 濃霧 | 視程 | 陸上 100m 海上 500m | |
| | 乾燥 | | 最小湿度 30%で、実効湿度 60% | |
| | なだれ | | | |
| | 低温 | | 冬季（最低気温）：-2℃以下 | |
| | 霜 | | 早霜・晩霜期 最低気温 3℃以下 | |
| 着氷・着雪 | | | | |
| 記録的短時間大雨情報 | | 1時間雨量 | 100mm | |

令和2年10月1日現在

4 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

(東京都災害救助法施行細則 令和4年)

| 種類 | 対象及び方法 | 費用の種類及び限度額等 | 期間 |
|-----------------|---|--|---|
| 避難所の設置 | <p>1 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>2 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。</p> <p>3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p> | <p>一 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし一人一日当たり330円とする。</p> <p>二 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> | 災害発生の日から7日以内 |
| 応急仮設住宅の供与 | <p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。))又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> | <p>1 建設型仮設住宅</p> <p>(1) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することを可能とする。</p> <p>(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。</p> <p>(3) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集會等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>(4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できる。</p> <p>(5) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>2 賃貸型応急住宅</p> <p>賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(二)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> | <p>1 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。</p> <p>2 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p> <p>3 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限内とする。</p> |
| 炊き出しその他による食品の供与 | <p>1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行う。</p> | <p>炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり1,180円以内とする。</p> | 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。 |

| 種類 | 対象及び方法 | 費用の種類及び限度額等 | 期間 | | | | | | |
|----------------------------------|--|--|----------------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------------------|----|
| 飲料水の供給 | 現飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 | 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。 | 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。 | | | | | | |
| 被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与 | 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。 (1)被服、寝具及び身の回り品 (2)日用品 (3)炊事用具及び食器 (4) 光熱材料 | 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。 | 災害発生の日から10日以内とする。 | | | | | | |
| | | 区分 | 1人 世帯 | 2人 世帯 | 3人 世帯 | 4人 世帯 | 5人 世帯 | 6人以上 1人増す ごとに加算 | |
| | | 単位百円 | | | | | | | |
| | | 全壊・全焼・ 流失 | 夏 | 187 | 240 | 356 | 425 | 539 | 78 |
| | 冬 | 310 | 401 | 558 | 653 | 820 | 113 | | |
| | 半壊・半焼・ 床上浸水 | 夏 | 61 | 82 | 123 | 150 | 189 | 26 | |
| | | 冬 | 99 | 129 | 183 | 218 | 274 | 36 | |
| 医療 | 1 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。 2 医療は救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできる。 3 医療は、次の範囲内において行う。 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び 施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護 | 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。 | 医療を実施できる期間は、災害の発生の日から14日以内とする。 | | | | | | |
| 助産 | 1 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。 2 助産は次の範囲内において行うものとする。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 | 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。 | 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。 | | | | | | |
| 被災者の救出 | 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行う。 | 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。 | 被災者の救出期間は、災害発生の日から3日以内とする。 | | | | | | |

| 種類 | 対象及び方法 | 費用の種類及び限度額等 | 期間 |
|-------------|--|---|---|
| 被災した住宅の応急修理 | 住宅の応急修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。 1 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(前号に該当する者を除く。) | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次の額以内とする。 1 二に掲げる世帯以外の世帯 655,000 円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 千円 | 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。 |
| 学用品の給与 | 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学校児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行う。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもって行うものとする。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品 | 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童一人につき 4,700 円 中学校生徒一人につき 5,000 円 高等学校等生徒一人につき 5,500 円 | 学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については、15日以内とする。 |
| 埋葬 | 1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のもので行うものとする。 2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱 | 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人 213,800 円以内、小人 170,900 円以内とする。 | 埋葬を実施できる期間は、災害の発生の日から10日以内とする。 |
| 死体の搜索 | 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 | 死体の搜索のため、支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。 | 死体の搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。 |

| 種類 | 対象及び方法 | 費用の種類及び限度額等 | 期間 |
|---|---|---|---|
| 死体の処理 | <p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p> <p>3 検案は、原則として救護班によって行う。</p> | <p>死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内の額とする。</p> <p>2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>3 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> | 死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。 |
| 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去 | <p>障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあるか、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> | <p>障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が138,300円以内の額とする。</p> | 障害物の除去の期間は、災害発生の日から10日以内とする。 |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | <p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。</p> <p>(1) 被災者の避難に係る支援</p> <p>(2) 医療及び助産</p> <p>(3) 被災者の救出</p> <p>(4) 飲料水の供給</p> <p>(5) 死体の搜索</p> <p>(6) 死体の処理</p> <p>(7) 救済用物資の整理配分</p> | <p>救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> | 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。 |
| | 範囲 | 費用の限度額(1人1日当たり) | 期間 |
| 実費弁償 | <p>災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者</p> | <p>医師 21,600円以内、歯科医師 20,700円以内、薬剤師等 17,900円以内、保健師・助産師・看護師 16,800円以内、準看護師 13,600円以内、診療放射線技師等 14,700円以内、歯科衛生士 14,200円以内、救急救命士 17,100円以内、土木技術・建築技術者 16,200円以内、大工 25,600円以内、左官 28,100円以内、とび職 27,900円以内</p> | 救助の実施が認められる期間以内 |

5 被害程度の認定基準

| 区分 | 基準 |
|-------|---|
| 人的被害 | <ol style="list-style-type: none"> 1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実なもの。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。 |
| 住家被害 | <ol style="list-style-type: none"> 1 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の述べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 3 「大規模半壊」とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、「半壊」基準のうち、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定（損壊基準判定）が50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定（損害判定基準）が40%以上50%未満のもの。 4 「中規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の述べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 6 「準半壊」とは、住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 7 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。 8 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないもの。 9 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。 |
| 非住家被害 | <ol style="list-style-type: none"> 1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害とは、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。 |
| その他 | <ol style="list-style-type: none"> 1 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は土砂等の堆積のため、耕作が不能になったもの。 |

| 区分 | 基準 |
|------|---|
| | <p>2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。</p> <p>3 「田の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて扱う。</p> <p>4 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</p> <p>5 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。</p> <p>6 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>7 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>8 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。</p> <p>9 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</p> <p>10 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。</p> <p>11 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</p> <p>12 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</p> <p>13 「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。</p> <p>14 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>15 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</p> <p>16 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>17 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p> <p>18 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。</p> <p>19 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。</p> |
| 火災発生 | 火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。 |
| 被害金額 | <p>1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</p> <p>2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</p> <p>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</p> <p>4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。</p> <p>6 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</p> <p>7 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</p> <p>8 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>9 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> |

| 区 分 | 基 準 |
|-----|--|
| | 10 「水産被害」とは、農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。 11 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。 |
| その他 | 備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。 |

資料5 災害履歴

1 平成12年新島・神津島近海地震

(1) 群発地震から近海地震発生まで

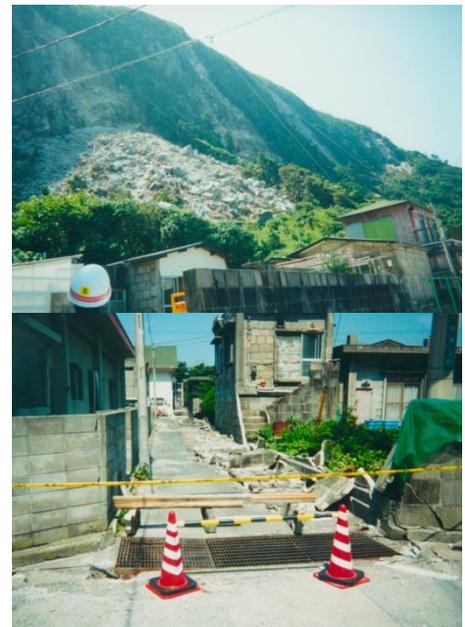
平成12年6月26日、三宅島での火山活動に端を発し、新島村でも地震が頻繁に発生するようになり、7月1日には震度5弱の地震が発生。式根島では、崖崩れ、落石、民家の崩・破損など、多くの被害が確認された。村では7月11日に災害対策本部を設置し災害発生に備え、住民に対して注意を呼びかけた。

平成12年7月15日午前10時31分、新島の約3km北西の深さ5km（若郷沖）の地点を震源とするマグニチュード6.3の大地震が発生し、最大震度6弱を観測する。この震度は新島村役場に設置の震度計によるもので、震源に最も近い若郷地区においては当時、震度計が設置されていなかったため、若郷地区の震度は計測されていない。（推定では震度7を超えるものと思われる）

大地震の被害は、若郷地区の裏山の新島山の大規模崩落、道路の陥没及び崩壊・亀裂の発生、水道管の破裂、送電線及び電話線の断線等により、全域が停電・断水し、ライフラインは完全に停止状態となる。また、民家の崩・破損も著しく、庭の地割れ、墓石の転倒、道路脇の石塀やブロック塀の倒壊など、多くの被害が確認された。（津波は7cmを観測）

大地震が発生した時間帯が、各家庭でガスを使うことが少ない時間帯であったことや、消防団員等の適切な対処により火災発生に至らず、また、大規模な崩落場所でも幸いにして土砂崩れに巻き込まれる車両もなかった。

しかし、ライフラインの復旧の目処が立たないこと、本村と若郷を結ぶ都道211号線が完全に通行不能となり孤立化してしまったことなどから、若郷地区全住民に対して避難勧告を発令し、「にしき2」や警視庁ヘリにより、若郷地区に在村していた住民275名を本村地区に避難させた。



(2) 地震の様子

村の記録では、7月11日新島村災害対策本部設置後から15日の大地震が発生する直前の午前9時まで、震度1以上の地震は549回。三宅島島内西部で火山性の地震活動が始まった6月26日から10月6日までの間に3,563回（本部調査）もの地震を記録した。

なかでも、15日の地震発生時に若郷地区にいた体験者は次のような様子だったという。

(40歳：男性)

大きな地響きとともに激しい横揺れが続いた。

家のなかでは食器などが散乱したが、立っていることができないほどで、どうすることもできなかった。

(41歳：男性)

若郷支所にいたが、倒壊するのではと思い、逃げようとしたが歩けず、這って外に出た。

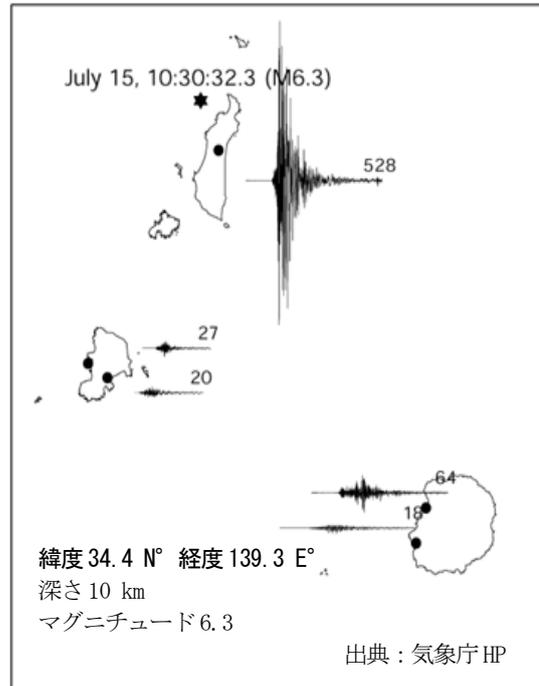
新島山方面は一面土煙だった。

(55歳：男性)

突然ドーンと地面が突き上げるように揺れた。

直後に山が滝のように崩れた。

() 内は地震を体験した当時の年齢：性別



上：若郷地区の民家



右：グレーチングは変形していた。

(3) 発生直後から避難までの状況

①発生直後

新島村職員を対象とした調査より（19年11月実施）

(若郷在住男性職員)

「家族の安否確認をした後、家の中に戻り防災服を着用し外に出た。子供達に庭の真ん中にいるよう指示して若郷支所に向かった。村内の様子を確認した後、空き地に住民を集め、前浜に移動。消防団とともに住民の確認（逃げ遅れ等）を行った。」

(若郷にて作業をしていた本村在住男性職員)

「支所にいたが、宙に浮く感じがしてしゃがみこむことができなかった。すぐ役場に携帯で連絡しようとしたが通じず、前庭の支庁の車両無線を利用したが混線して通じなかった。」

(本村勤務男性職員)

「役場近くにいたので、直ちに出勤したが1分ほど電話が不通状態だった。復旧後マスコミからの電話が殺到し、対応に追われた。」

(式根島支所勤務男性職員)

「私服のまま直ちに支所へ向かう。途中、住民から家族の安否を確認するように頼まれたが、個人で動かずに支所に行って情報を伝達、その後消防団と協力して住民の安否の確認やキャンパーの避難誘導を行った。」

(若郷勤務女性職員)

「地震が続いていたので慣れてしまい、危機意識が薄れていた。家の中ではガラスが割れ物が落ちた。子供は辛うじてテーブルの下に潜り無事だったが、夫は本の中に埋もれていた。外に出たら山の岩盤がナイアガラの滝のように端から一斉に崩れるのを見た。（崖が崩れる時は、地震が収まる直後から収まったあとに崩れだす）家のガスがあちこちで漏れていた。また、水道、ガス、電話も通じない状況でライフラインがストップしたため、情報が入らず、とても不安だった。診療所の集合場所に行き、組ごとに整列していない人の安否確認を行った。その後、貴重品だけを持ち帰るために一旦自宅にもどり、着の身着のまま避難した。」

その他、防災委員を対象とした調査では、それぞれが落ち着いて勤務地等に向かったとの回答を得た。地震が続いていたので、用心をしていて、大地震であっても比較的落ち着いて行動できたようだ。

また、当時若郷消防団員だった委員によると多くの家からガス漏れしていたため、消防団と村職員とで協力しながら各戸を巡回し、ガスを止めた。

②若郷地区からの避難

都道が不通のため、海上から本村への避難を選択。村営船にしき2による避難を行った。

(前述：若郷勤務女性職員)

「浜で待機している時、真夏だったので喉が渇いていることを思い出し、ペットボトルの飲み回しをした。暑いため、待っている間にテントを張り、その下で待った。さらしひもで子供をおんぶしていた親子がいた。船が着いた時に、高齢者が我先に乗ろうとして船が揺れて危険だった。」

(その他避難した住民より)

「マスコミのヘリが上空にいたために、騒音で避難指示が聞こえなかった。」



新聞報道 (7/15・16 毎日新聞より)



新聞報道 (7/17 朝日新聞より)



大崩落の様子。都が設置した防護柵がなければ、民家まで達していた。

若郷地区全住民の避難内訳

| 避難所等 | 計 | 内 訳 | | | 備 考 |
|--------|-----|------------|------------|-----|------------|
| | | 若郷地区 住民 | 本村 自主避難 | 島外者 | |
| 住民センター | 63 | 63 | | | |
| 青葉会館 | 57 | 56 | 1 | | |
| 勤労福祉会館 | 39 | 37 | | 2 | |
| 老人ホーム | 4 | 4 | | | |
| 知人宅 | 162 | 162 | | | |
| 島外避難 | 64 | 64 | | | 島外在中者 26 名 |
| 若郷残留者 | 27 | 27 | | | 警備等 |
| 合 計 | 416 | 413 | 1 | 2 | |

平成 12 年 7 月 1 日現在 住民登録数 137 世帯 413 名

③避難後

看護師関係者連絡会議録「平成 18 年 10 月 17 日 (火)」より抜粋
(避難体験者からのお話し)

- ア 不眠や食生活の不満が多かった。血圧も高くなる人が多かった。
- イ 毎日、数十回の余震が続き、不安が強かった。
- ウ 長期化に伴い、集団生活の揉め事が生じたが、自治会の役員がルールを決めて、まとめていた。
- エ 住民で支え合い助け合えたので良かった。本村の被害が少なく混乱がなかったので避難先として本村の親戚が受け入れてくれた。
- オ 東京のお嫁さんが多く、子供連れは島外に出て東京都内に避難した。子供の避難は 2 組で少なかった。
- カ 夜中に音がすると、毛布をかぶる状況だった。カバンのチャックを開ける音を立てても気を使った。
- キ 漁師は朝 3 時に漁に出かけるため、生活リズムが違う。
- ク 寝る場所は、室内に高齢者や子供を入れて、ロビーに若い人が入った。
- ケ 壁ボードに名簿を作り、出かける場所を書き込むようにして、各自の所在地を明らかにした。
- コ プライバシーのない状況で、家族と話すこともできないため、ストレスが大きかった。
- サ 女性の着替える所の配慮はあったが、思春期の子供は着替える場所がなく、トイレで着替えた。
- シ 仕事に出たり、飲みに行ったりすることに非難の声があがり、ストレスとなった。
- ス 順番で若い人が弁当作りの手伝いに毎日 5 時半から行ったが、長引くと疲れがでてきた。
- セ 薬を持ってこない高齢者が多かった。寝込む人がだんだん多くなった。



住民センター避難所の様子



建設大臣（当時）、避難所にて

各避難所状況及び意見要望等 平成12年7月21日実施

「対応できたもの」

- ・網戸をつけてほしい。
- ・いただいたり購入したりした果物やマイドリンクなどを保存するための冷蔵庫があれば貸していただきたい。・現在毛布などで対応しているが疲れを少しでも軽減するために枕を支給していただきたい。

「意見等」

- ・お年寄りが早く起きるので騒々しい。
- ・お年寄りに疲れが出ている。
- ・巡回班に来ていただいているが遠慮しているところが見受けられる。
- ・本村の漁師に「遠慮しないで」と言っているが気を使って漁に出ないので心苦しい。
- ・老漁師から「本村の網の補修をやりたい」との意見あり。
- ・健康センターでゲーム等をやってくれたので気がまぎれた。
- ・一時帰宅できる人が一家に一人なので（危険等に配慮して下さっているのは承知しているが）自分だけしかわからないような物が取ってこられなかったりしている。心情としては一度もどりたい。
- ・働ける人もいるが他の人達（仕事をしたくてもできない人）に遠慮してできない。中には働いている人もいる。
- ・お年寄りには昼間寝ている人が多い。皆ゴロゴロしている人が目立つ。・年齢別に生活のリズムが違うので疲れがでている。（若者は遅く寝るがお年寄りに合わせて早起きせざるをえない）
- ・自分たちでできることは積極的に動いている。住民センター掃除等。・道路の復旧を早くしてほしい。仮設住宅を早く設置してほしい。
- ・避難解除はいつでるのか？わかる範囲で教えてほしい。見通しがわからないので上京したくても行けない。

（4）村の対応

①警戒体制から発生直後の様子

平成12年7月11日に災害対策本部を設置後、夜間には、宿直2名の他に職員3名が待機し、災害に備えていた。

15日（土）の午前10時31分の大地震後、全職員を参集し、情報収集に努めたが、直後は、連絡手段が途絶えた若郷地区の状況が把握できずにいた。

本部が若郷地区の被害の概要を最初に知ったのは、NHKの上空からの中継報道によるもの

だった。その後、若郷地区住民の避難対応に全力を注いだ。

②平成12年7月15日（土） 災害発生から住民避難までの経過

- 10時31分32秒 震度6弱の地震発生
- 10時35分 第3次非常配備体制
- 若郷地区に通じる都道が通行不能となり、若郷地区住民が孤立し生命身体の危害が心配されることから、12時38分、東京都に災害救助法の適用を申請する。
- 13時30分 若郷地区全住民に対して避難勧告発令
- 13時35分 にしき2及び警視庁へ避難開始（275名）
- 15時00分 全員の避難完了（避難所へ搬送）
- 15日の夜間体制
 - 本部：職員24名、消防団員3名
 - 若郷支部：職員、消防団員、自治会、警察署員、機動隊員併せて44名
 - 式根島支部：職員5名の計76名が待機
 - 16日以降、本部は夜間警戒態勢をとり5名以上の職員を配置

③避難者への対応

健康センターと保健所の職員が、避難所1カ所ずつ担当し毎日訪問「村職員が2名ずつ、避難所に当直」「診療所24時間体制、看護師は夜間通常1名のところを2名待機」「診療所の医師と看護師の巡回相談実施」

- 7月16日 NTT 各避難所に災害電話設置。（19日2台追加）
 - 18日 各避難所に洗濯機2台、乾燥機1台、物干し8基を設置。
 - 19日 各避難所にビデオ設置。
- （職員が撮影した各家のビデオを自由に見ることが出来るようになった）

④連絡船にしき2及び漁船の運航

7月15日の災害発生以来、連絡船にしき2を臨時運行させ、若郷地区への物資及び人の輸送に当たった。この臨時運行は、避難勧告解除後の都道211号線に代わる住民のライフラインとして、12月25日の都道仮設道「吹上新道」の開通まで運行した。次の表は連絡船及び漁船の運航実績である。

災害時連絡船にしき2及び災害時漁船臨時運行実績表

| 運航月 | 災害時連絡船にしき2 | | 災害時漁船 | |
|-----------|------------|-----|-------|-----|
| | 運行回数 | 欠航日 | 運行回数 | 欠航日 |
| 7月15日～31日 | 59 | 0 | | |
| 8月1日～31日 | 91 | 1 | 43 | 0 |
| 9月1日～30日 | 88 | 1 | 127 | 0 |
| 10月1日～31日 | 93 | 0 | 134 | 0 |
| 11月1日～30日 | 84 | 2 | 124 | 1 |
| 12月1日～25日 | 57 | 5 | 104 | 0 |
| 合計 | 472 | 9 | 532 | 1 |

し、危険区域指定住民の方々に対しては、村営住宅 22 戸の建設を決定し即座に事業着手、11 月 14 日、全員の入居が完了した。

⑦若郷小学校仮設校舎

災害発生が夏休み直前であったが、7 月の時点では地震が終息する見込みがたたなかったため、当初、若郷地区の小学生は、始業後には本村地区の新島小学校に通学させる計画であった。

しかし、8 月 12 日に避難勧告を解除したことにより、小学生の対応を考え直さなければならなかった。

ただし、若郷小学校の裏山は崩れており、校舎内は本や書類が散乱している状態で危険区域に指定され、校舎で授業を行うことは困難な状況であった。そのために急遽、仮設校舎の設置を検討し、8 月 26 日～31 日の短い工期で冷暖房完備の仮設校舎と仮設トイレを設置し、始業式に間に合わせた。

また、中学生・高校生は渋谷区のご好意により、渋谷区青少年センターを使用し、12 月 27 日まで合宿生活を行った。これに伴い教職員は合宿の期間中、夜間はセンターに詰めた。



裏山が崩落した



校舎裏に落ちた巨岩
校舎まで数メートルだった



若郷小学校図書室の様子



急ピッチで進められた仮設校舎

(5) その他の支援

①日本赤十字社による診療班の派遣

8 月 12 日の避難解除後は、ほとんどの住民が若郷地区へ戻ったため、交通問題と医療の対応が重要な課題となっていた。

交通の問題は、連絡船にしき 2 や漁船をチャーターすることにより、不便ながらも何とか対応することができたものの、医療に関しては地元での十分な対応は不可能な状況であった。

しかし、日本赤十字社の全面的な協力のもとに、若郷地区に日赤の医療班が常駐派遣され、地区住民の健康管理を始め、様々な診療にあたって下さった結果、救急患者の搬送の問題は

あったものの、充実した医療体制が整った。

この派遣は、12月25日の都道「吹上新道」の開通後の翌26日まで、実に4ヶ月に渡り継続され、若郷地区住民の医療面での心強い支えとなった。

以下は、医療班派遣の期間と派遣元病院の一覧である。

▲派遣期間：平成12年8月29日～同年12月26日まで

(医師1名、看護師1名、薬剤師1名の3名体制で1週間交代)

▲派遣元病院名（順不同）

| 都県名 | 病院名 |
|------|---------------------------|
| 東京都 | 日赤医療センター、大森赤十字病院、武蔵野赤十字病院 |
| 神奈川県 | 横浜赤十字病院、秦野赤十字病院 |
| 千葉県 | 成田赤十字病院 |
| 栃木県 | 足利赤十字病院、芳賀赤十字病院、大田原赤十字病院 |
| 埼玉県 | 大宮赤十字病院、深谷赤十字病院、小川赤十字病院 |
| 茨城県 | 猿島赤十字病院、水戸赤十字病院 |
| 群馬 | 前橋赤十字病院 |
| 山梨 | 山梨赤十字病院 |
| 新潟 | 長岡赤十字病院 |



救護所となった若郷診療所

②ボランティア活動

災害発生後、若郷地区よりも被害の少なかった本村地区住民だけでなく、避難者である若郷地区住民も積極的にボランティア活動を行った。主な活動は、避難者のための食事づくり、漁網の修復、村内の草取りなど。

③全国からの支援

災害発生後、全国から多くの生活物資が届けられた。

また、合計で391,674,057円の温かい義援金をいただいた。

この義援金は、義援金配分委員会の審議を経て、住民一人一人に配布させていただいた他、自治会等には、二次災害等を防ぐ為の防災用品（ヘルメット、防災袋等）を購入するために配布させていただいた。



町会別に色分けされたヘルメット



全国からのご好意で購入した防災袋

参考文献等：(地震災害復旧計画書・※災害対策本部からのお知らせ7月16日～10月6日 No81まで)

(6) 関係機関の対応

①発生直後の都の対応

10時31分地震発生後、10時40分に災害即応態勢（災害対策部全職員呼集）、13時20分青山副知事（当時）他職員5名派遣及び川島都議会議員が状況確認のため東京消防庁ヘリコプターに搭乗。14時7分若郷漁港棧橋に到着。

【各局等の対応】

衛生局：医療救護班（国立東京災害医療センター1班4名×2班・日赤1班6名×2班・東京都医師会1班4名×1班）派遣

建設局：職員9名を派遣

東京消防庁：都庁に連絡員派遣・ヘリにて状況確認

警視庁：都庁に連絡員派遣・甲号総合警備本部設置・

機動隊12名が新島到着・機動隊29名午前11時48分東京消防庁ヘリにて現地に向かう

7月17日 住民センターにて第1回災害説明会開催。以後、青山副知事（当時）を筆頭に、関係する職員を村に派遣し、災害復旧に努めた。
（詳細は省略する）

9月2日 石原東京都知事、濱鍋副知事（当時）、総務局長、労働経済局長来島

②都の関係機関の対応

自治省消防庁：都庁に連絡員派遣

陸上自衛隊：都庁に連絡員派遣・ヘリ4機発進

海上自衛隊：都庁に連絡員派遣・ヘリ2機発進・輸送艇2号待機中

航空自衛隊：偵察機待機中

海上保安庁：都庁に連絡員派遣 巡視船2隻 神津島近海より新島沖へ

巡視船1隻下田港より新島沖へ 航空機1機羽田空港待機

東京電力：応動態勢（防災本部にて待機中）

③国の主な対応

7月19日 建設大臣他来島

7月20日 公明党衆議院議員、参議院議員他来島

7月21日 連立与党：自由民主党幹事長、公明党幹事長、保守党幹事長来島
日本共産党衆議院議員他来島

8月21日 衆議院災害対策特別委員会及び衆議院建設委員会18名来島

9月14日 内閣総理大臣、建設大臣、公明党代表が来島

9月15日 農林水産大臣他

その他、多くの国関係者の方が現地を視察した。（※氏名については記載しない）

④天皇、皇后両陛下下行幸啓について

天皇、皇后両陛下は、大地震から1年後の平成13年7月26日に、災害から立ち直ろうとしている新島村住民の激励のため、行幸啓されました。



行幸啓記念



(7) 被害状況

新島災害状況



災害復旧事業一覧（工事関係）新島

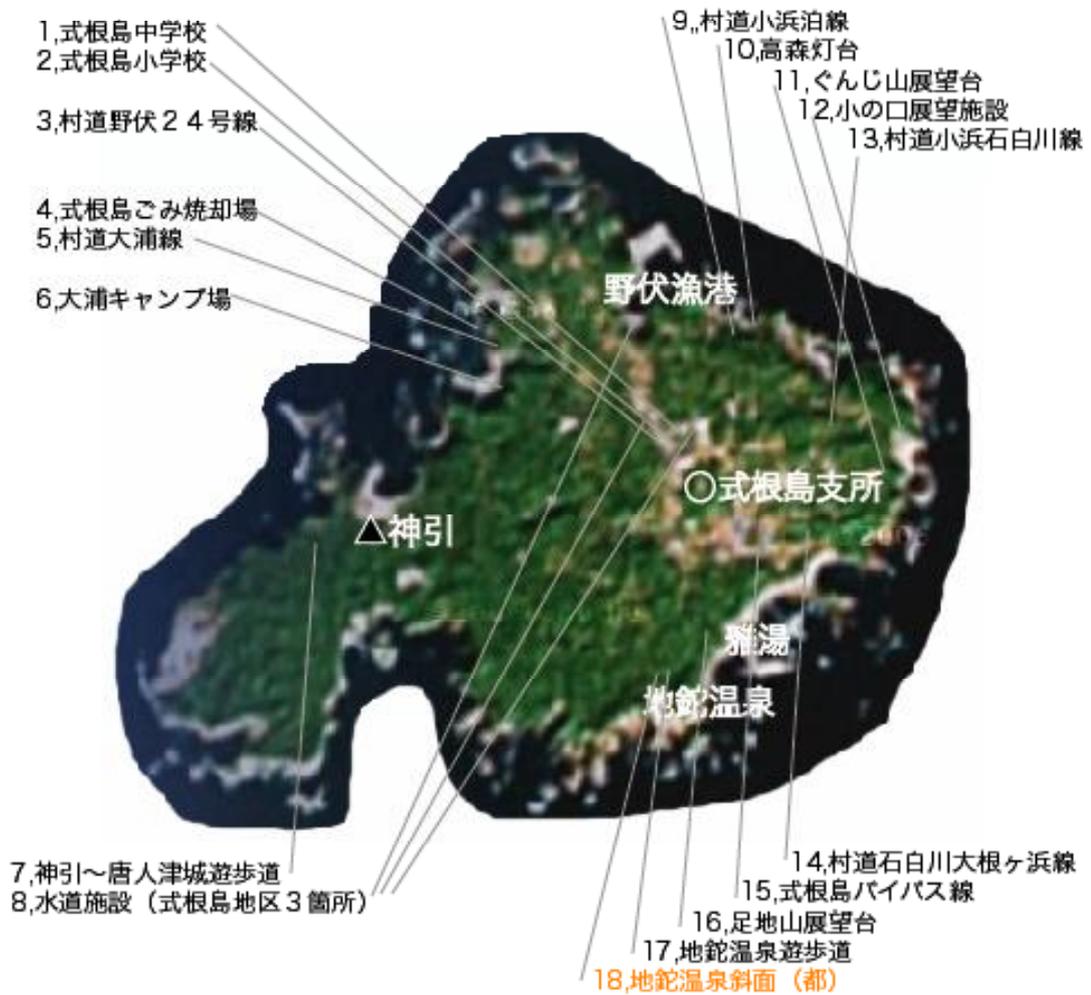
| 被災状況箇所等 | 被災状況 | 復旧状況 |
|--------------------|---|----------------|
| 1. 若郷園地（トイレ）（都） | 周辺擁壁変状他。 | 建替済 |
| 2. 若郷集落裏山（都） | 新島山から推定2万m ³ の土石が崩落し、昭和58年から治山事業で設置してきた落石防護柵が集落への流下を食い止めたが、2箇所施設が決壊。 | 復旧済 |
| 3. 若郷海岸（都） | 防潮護岸の前傾、ひび割れ、管理道路の沈下、変状。背面石積み変状。 | 復旧済 |
| 4. 村道勘平線 | 道路亀裂、側溝破損他。 | 復旧済 |
| 5. 村道中道2号線 | コンクリートブロック積倒壊 | 復旧済 |
| 6. 村道若郷支1号線 | 練石積みの破損。 | 復旧済 |
| 7. 村道上道線 | 道路亀裂、側溝破損他。 | 復旧済 |
| 8. 若郷下水処理場 | 擁壁及び周辺側溝の破壊。 | 復旧済 |
| 9. 水道施設（若郷地区8箇所） | 全区域断水。導水管・給水管など破損。 | 復旧済 |
| 10. 若郷木戸坂（下水布設箇所） | 下水道、マンホール破壊23箇所。 | 復旧済 |
| 11. 若郷木戸坂急傾斜地（都） | 道路南側の家屋背面斜面崩壊。道路北側の家屋2戸周辺で地盤の緩み。 | 復旧済 |
| 12. 村道淡井1号線 | 道路亀裂・段差、練石積亀裂・傾斜、側溝破損。 | 復旧済 |
| 13. 阿土山林道（都） | 若郷起点から約600mにわたって路体の決壊、落石などが発生し、車両通行止め。 | 用途変更計画中 |
| 14. 都道211号線檜山地区（都） | 岩盤が崩壊し、通行止め。 | 一部安全対策を講じた上で廃道 |
| 15. 都道211号木戸の坂（都） | 斜面崩壊、背面の土砂押し出しにより法面防護コンクリートの全体破壊、大規模落石、道路亀裂。 | 一部安全対策を講じた上で廃道 |
| 16. 都道211号峻険坂（都） | 岩盤が崩壊、防護ネットや防護柵が破損、路肩の沈下など。また、久田巻地区では、ブロック積み擁壁に亀裂多数。 | 復旧済 |
| 17. 都道211号渡浮根（都） | 火山灰堆積物斜面土砂の大崩壊により、漁港敷地内や道路に大量の土砂が堆積し通行不能となった。白馬地区では、道路に面した急崖が崩落（約3,000m ² ）。 | 復旧済 |
| 18. 羽伏浦海岸（都） | 山側の法面崩落により、管理用通路に土砂、落石が堆積。 | 復旧済 |
| 19. 村道羽伏港線 | 斜面崩壊、落石。 | 復旧済 |
| 20. 村道羽伏港線 | 道路亀裂・沈下、ブロック積み擁壁の亀裂・傾動、斜面崩落。 | 復旧済 |
| 21. 村道羽伏港線 | 道路亀裂・沈下、側溝破損。 | |
| 22. 村道羽伏港線 | 石積みの傾動・亀裂。 | |
| 23. 羽伏浦園地（都） | 休憩舎にクラック。 | 建替済 |
| 24. 富士見峠展望台 | 広場全体に亀裂。 | 復旧、展望台整備 |
| 25. 村道宮塚山線 | 斜面崩壊。 | 復旧済 |
| 26. 村道宮塚山線 | 道路亀裂・路肩沈下、側溝破損、山側法面崩壊。 | 復旧済 |
| 27. 村道宮塚山線 | 道路亀裂・路肩沈下、側溝破損、山側法面崩壊。 | 復旧済 |
| 28. 村道宮塚山線 | 側溝沈下。 | 復旧済 |

| 被災状況箇所等 | 被災状況 | 復旧状況 |
|--------------------|-----------------------------|---------------|
| 29. 新島グランドホテル裏山(都) | 大小3箇所崩落。 | 復旧済 |
| 30. 長栄寺裏山(都) | 3箇所崩落。 | 復旧済 |
| 31. 和田浜野営場(都) | 休憩舎が岩塊の直撃を受け損壊。落石。 | 廃止し、羽伏浦キャンプ場へ |
| 32. 村道和田浜線 | 路盤・街きよなどの破損、落石。 | 復旧済 |
| 33. 村道和田浜線 | 大規模崩落により路盤・街きよ等破損、海岸への大岩落石。 | 復旧済 |
| 34. 村道和田浜線 | 山側落石防止ネット内土砂及び岩。 | 復旧済 |
| 35. 吉田沢(都) | 山腹斜面の大崩落。 | 復旧済 |
| 36. 村道梅真東線 | 路盤崩落、路肩部亀裂。 | 復旧済 |
| 37. 水道施設(本村地区9箇所) | 水道本管破損による漏水。 | 復旧済 |
| 38. 村道第3号環状線 | 山側法面土砂崩れ。 | 復旧済 |
| 39. 村道第2号環状線 | 土砂崩れによる落石防止網破損。 | 復旧済 |
| 40. 村道川原南北線 | 路盤の沈下、センター目地開口、側溝沈下。 | 復旧済 |
| 41. まました温泉 | 土圧により浄化槽破損。 | 復旧済 |
| 42. 水産加工施設 | 外壁及び内部壁の割れ。 | 復旧済 |
| 43. 向山林道第1工区 | 法面の崩壊、路盤の亀裂。 | 復旧済 |
| 44. 向山林道第2工区 | 法面の崩壊、路盤の亀裂。 | 復旧済 |
| 45. 向山林道第3工区 | 法面の崩壊、路盤の亀裂。 | 復旧済 |
| 46. 向山林道第4工区 | 法面の崩壊、路盤の亀裂。 | 復旧済 |
| 47. 向山林道第5工区 | 法面の崩壊、路盤の亀裂。 | 復旧済 |
| ◆平成新島トンネル(都) | 都道の通行止めに伴い建設。 | 平成15年開通 |
| ◆若郷トンネル(都) | 都道の通行止めに伴い建設。 | 平成16年開通 |
| ◆若郷へりポート新設 | | 平成13年完了 |
| ◆若郷地区備蓄倉庫新設 | | 平成13年完了 |
| ◆若郷地区住宅新築 | | 平成13年完了 |
| ◆本村地区住宅新築 | | 平成13年完了 |

※その他、施設に亀裂及び損傷等多数あり

式根島災害状況

黒…村 橙…都 青…新事業



災害復旧事業一覧（工事関係）式根島

| 被災状況箇所等 | 被災状況 | 復旧状況 |
|---------------------|---------------------------------|------|
| 1. 式根島中学校 | 校庭脇石垣数カ所崩落。体育館ブレース変形。 | 復旧済 |
| 2. 式根島小学校 | 校舎亀裂。ブロック壁倒壊。体育館照明、ブレース破損、一部変形。 | 復旧済 |
| 3. 村道野伏 24 号線 | 路盤と L 形側溝の開口、L 形側溝の沈下。 | 復旧済 |
| 4. 式根島ごみ焼却場 | 7/1 の神津島近海地震により煙突損傷。 | 復旧済 |
| 5. 村道大浦線 | 法面土砂崩れ。 | 復旧済 |
| 6. 大浦キャンプ場 | 落石。 | 復旧済 |
| 7. 神引～唐人津城遊歩道 | 遊歩道の側面崖の崩落。 | 復旧済 |
| 8. 水道施設（式根島地区 3 箇所） | 自動水位調整弁破損。水道管 2 箇所破損漏水。 | 復旧済 |
| 9. 村道小浜泊線 | 山側法面土砂崩れ。 | 復旧済 |
| 10. 高森灯台 | 亀裂、史跡一部破損。 | 復旧済 |
| 11. ぐんじ山展望台 | 亀裂。 | 復旧済 |
| 12. 小の口展望施設 | 法面土砂崩れコンクリート舗装部破損。 | 復旧済 |
| 13. 村道小浜石白川線 | 道路亀裂。 | 復旧済 |
| 14. 村道石白川大根ヶ浜線 | 道路亀裂、路肩部の崩れ。 | 復旧済 |
| 15. 式根島バイパス線 | 道路及び側溝沈下。 | 復旧済 |
| 16. 足地山展望台 | 亀裂。 | 復旧済 |
| 17. 地鉦温泉遊歩道 | 山の斜面が崩落により土砂堆積。 | 復旧済 |
| 18. 地鉦温泉斜面（都） | 山の斜面が崩落。 | 復旧済 |

※その他、施設に亀裂及び損傷等多数あり。

（8）平成 12 年新島・神津島近海地震の教訓

20 世紀最後の夏に発生した大地震は、若郷地区全住民の避難をはじめ、住民の家屋、公共施設等に大きな被害をもたらした。

しかし、怪我人が数名でたものの、幸いにして一人の死者も出すことはなかった。これは、6 月より続いていた地震により、住民一人一人にある程度の心構えができていたことも大きな要因であると言える。

また、その後の復興にあたっては、全国の皆さんからのお見舞いと激励をいただいたこと、住民の復興へ向けての熱い気持ちがあったこと、多くの関係者のご尽力により、国・都と村との連携が十分にとれ、順調に復旧作業ができたことなどが挙げられる。

この大地震で起こったすべての出来事を教訓として、近い将来起こりえる災害に対し、万全な態勢で取り組んで行かなければならない。

2 過去の大地震

(1) 式根島地震

○昭和42年(1967年)4月6日(午後3時17分、5時50分強震)

震源地=式根島、神津島を含む新島南西海域

規模=マグニチュード5.6

震度=5(推定)

被害状況 家屋 全壊=7棟 半壊=9棟 破損=50棟

非住家破損=80棟 構築物及び道路=85ヶ所

津波、火災等はなし。

(2) 新島大地震

○昭和11年(1936年)12月27日(午前9時14分頃)

震源地=野崎島沖(震源の深さ8K~10K)

規模=マグニチュード6.3

震度=6(推定)

死者=3名 負傷者=70名

被害状況 家屋 全壊=38棟 半壊=481棟 破損=589棟

当時、新島村の全棟数は約2,000棟、半数以上が被災した。

津波、火災等はなし。震源が浅いため新島、式根島のみ被害が甚大で、他の島には影響がなかった。

この新島大地震を、平成4年に新島村空港消防所でまとめた冊子が「新島地震の記録」として記録されているので、一部抜粋しておく。

当日の東京朝日新聞は「けさ伊豆新島に激震襲来」の大見出しで、号外を発行している。「家屋傾斜・山崩れ頻(しき)り・余震尚続き人心競々・火の気のない島と化す」「新島は全く火の気のない島となり果て、雨露を凌ぐ準備なく余震を恐れて、戸外にある全島民は心痛その極みに達している」と副題をつけて、27日は幸い晴天、気温14度等々と報じている。(平成4年当時の助役が記した発刊にあたってより)

★地震の前兆

大地震が来る前に小さな余震が数百回続いていた・地震の前に北東の方角からドーンという大きな地鳴りが聞こえていた(方角には南、南東などの記述あり)・井戸水が濁っていた・12月に入って桜の花や桃の花がちらほら狂い咲きした・1ヶ月位まえから雷鳴のような、又は大砲のような音が遠くで、日をおいて何回となく聞こえた(当時海軍が近海で発砲演習を行っていたが、発砲音は知っていたのでこの音ではなかった)(地震後も海軍が神津島の方角で演習を行っていたとの記述あり)・気温は温かく小春日和のような天気が続き、発生時は良い天気でした

★地震の様子

山が崩れた(若郷の新島山は平成12年近海地震ほどには崩れなかったようだ)・道路が地割れた・最初に激しく上下に揺れ、その後横揺れ(四方八方上下に揺れたという記述あり)

(3) 元禄地震

○1703年12月31日(元禄16年11月23日)

震源地=房総近海

規模=マグニチュード8.2(推定)

津波の高さ＝大島で10m（推定）

大量の落石があり、家屋数軒が倒壊した。

津波は北東から東側の海岸、新島では羽伏浦海岸の方向に押し寄せたものと推測される。

3 風水害

毎年、台風が来襲する地域であるため、台風の波浪・風雨による被害を受けている。新島村では台風による被害ばかりでなく集中豪雨でも過去に大きな被害を受けてきたため、集水路や排水路を整備し、水害対策を講じてきた。

ここでは、近年大きな被害をもたらした風水害について列記する。

(1) 平成16年台風23号

災害日時＝平成16年（2004年）10月21日

台風の最低気圧＝940hpa

最大瞬間風速＝26.5m（20日気象庁）

総雨量＝234mm（雨の降り始めから）

波の高さ＝9m以上

暴風、波浪、高潮、大雨警報、土砂災害警戒、浸水警戒

災害態勢＝災害対策本部設置

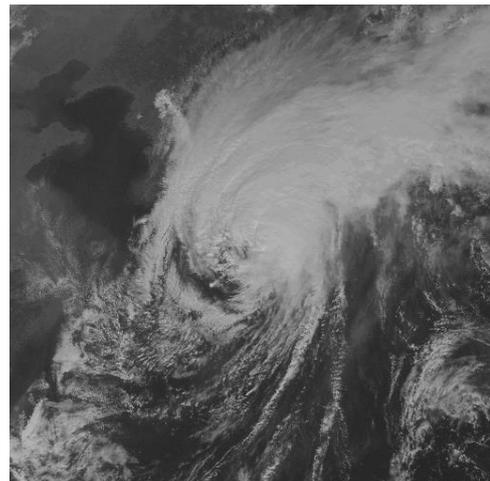
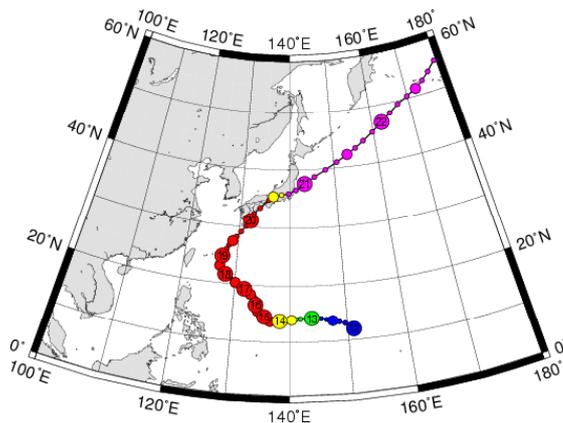
被害＝海底送水管破損、土砂崩れ、式根島温泉施設への土砂流入、農地土砂埋没、土砂による自動車等破損、漁船等破損、港湾施設破損

被害総額 1,700万円以上（港湾施設除く）

2004年（平成16年）は近年では年間台風発生数が29と最も多く、新島村に被害をもたらした台風が多く発生した。

6月に発生した台風6号は、式根島のライフラインである海底送水管を破損して、村では災害対策本部を設置、復旧対応に追われた。また、22号でも土砂崩れなどが発生した。

23号は、特に波が高く再び海底送水管の一部を破壊した。



(2) 平成 14 年台風 21 号

○災害日時=平成 14 年 (2002 年) 10 月 1 日

台風の最低気圧=930hpa

最大瞬間風速=60.0m 以上 (1 日東京電力新島発電所風速計)

総雨量=105mm (雨の降り始めから)

波の高さ=12m 以上

波浪警報、高潮、強風注意報

災害態勢=第 1 次非常配備態勢 (15 時 00 分)

被害=・村公共施設 15 ヶ所以上=7,684 万円

特に式根島では南西の大きなうねりを受け、地鉾温泉・足付温泉・雅湯などが土砂の流入などにより壊滅的な打撃を受けた。

・ビニールハウス 68 棟=597 万円全壊 2 件を含め被害を受けた。

・農産物=1,918 万円

レザーファンをはじめとした農作物に被害。

・家屋の一部破損、壁の倒壊 67 件=2,000 万円

・船舶 28 隻破損=7,240 万円

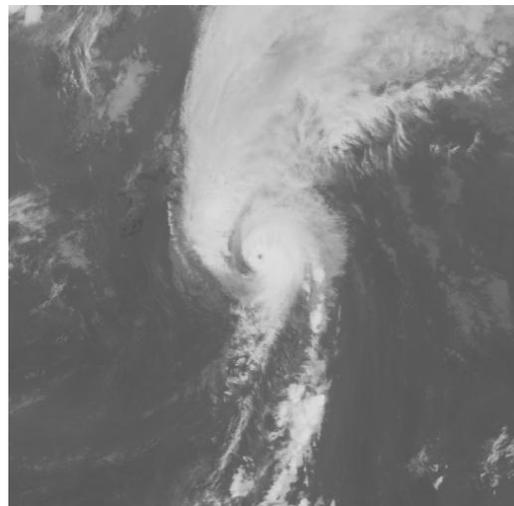
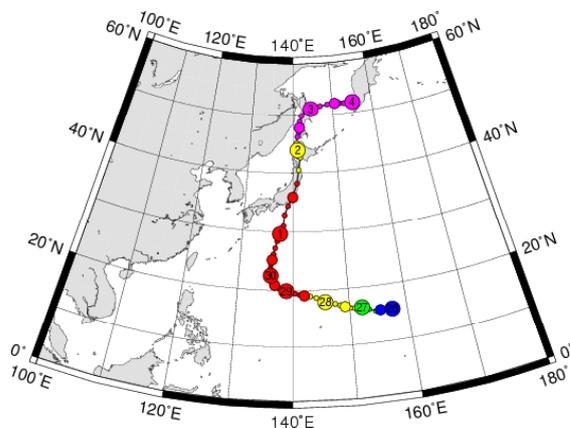
・前浜垣根 300m=830 万円

・式根島港港湾施設=24,600 万円

羽伏浦漁港と式根島港が高波により一部破損したほか、照明設備、灯台などに大きな被害を受けた。

被害総額 44,869 万円以上

その他、大島ではバハマ船籍座礁事故発生



(3) 平成8年台風17号

○災害日時=平成8年9月22日

台風の最低気圧=930hpa

最大瞬間風速=41.0m以上(役場風速計)

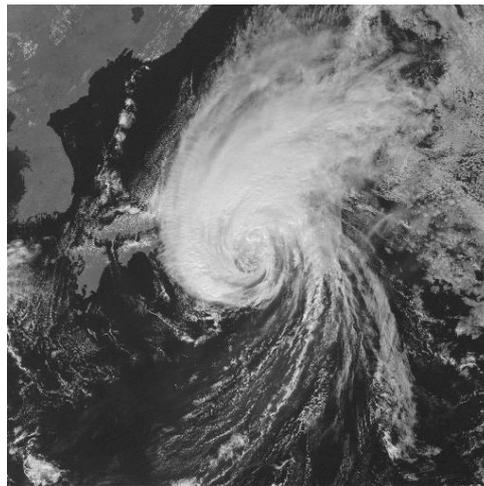
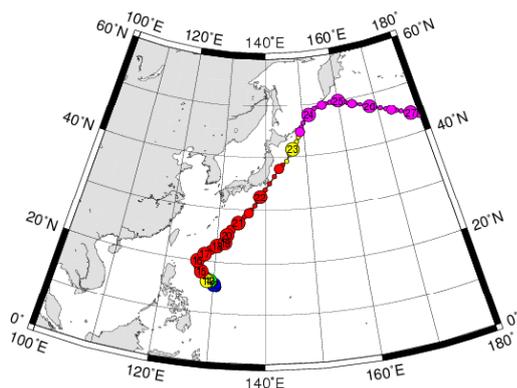
総雨量=391mm(雨の降り始めから)

強風、波浪、大雨、洪水警報発令

災害態勢=第2次非常配備態勢(8時20分)、新島・式根島消防団招集

被害=土砂崩れやブロック塀の破損、構築物の一部破損等

被害総額 50,000万円以上



(4) 昭和47年集中豪雨

○災害日時=昭和47年(1972年)12月23日~24日

総雨量=301mm

被害=109世帯(床上浸水64世帯、床下浸水=45世帯)

道路、護岸、崖崩れ、簡易水道、電力、電話施設、家屋、商品等

被害総額 16,000万円以上

4 火山

新島村に属する島々は最北部の鵜渡根島と新島北部の若郷火山を除けば、いずれも流紋岩からなり、10万年以降に次々に活動される単成火山である。

新島は、20個近くの単成火山から構成されている。なお、単成火山とは一続き(一輪廻)の噴火活動によって生成した小火山である。

式根島・地内島・早島は、円頂丘をつくり流紋岩の溶岩とその上に載る火砕物(火山砕屑性堆積物)からなり、島の大部分が溶岩の岩石海岸で囲まれている。

流紋岩質の火山島の噴火では、地下で形成されたマグマが上昇を続け、遂に地下の浅所に達すると海水と接触し、極めて激しい水蒸気爆発を起こす特徴がある。大島・三宅島のような玄武岩質・安山岩質の火山に比べ流紋岩質火山では噴火の間隔が長いといわれるが、いったん噴火すると粘性の大きなマグマのために激的な噴火に移行しやすい。

(1) 向山火山噴火

○発生日時=886年(仁和2年)5月24日(陽暦6月29日)

今から1,100年前以上の噴火である。この噴火によって本島の南部が形成され、中北部の陸地と連結してできた平坦地は居住区・農地・飛行場などに利用されている。

記録はないが、先住民はほぼ全滅、数メートルの火山灰で島が埋もれた。

5 火災

同時に多発が予想される地震火災や冬の季節風(西風)時の火災は、延焼拡大し大火災になる可能性が大きい。

耐火や不燃物構造の家屋が多くなり、火災が広がりにくくなった現在においても、火災が起き拡大する危険性は非常に大きく、そのため村や消防団では、消火設備を整備充実して火災防止対策を図っている。

(1) 若郷大火

○発生日時=昭和5年(1930年)5月18日 2時

被害=全焼戸数32戸105棟(当時、若郷村は全戸数70戸)

若郷村の蚕室より出火し、15時鎮火。

(2) 原町火事

○発生日時=明治45年4月11日 夜

被害=全焼戸数39戸

旧本村2番地、浜の倉より出火し東へ延焼。

(3) 新町火事

○発生日時=明治40年2月1日 西風強し

被害=全焼戸数38戸125棟

午前1時30分、旧本村7番地より出火し、8番地、5番地、6番地に延焼し、午前4時過ぎに鎮火。

新島村地域防災計画

令和5年3月 改訂版

新島村防災会議

事務局：新島村総務課行政係

東京都新島村本村 1 - 1 - 1